

二〇二七〇一七〇

政令 号

外国為替及び外口貿易管理法の一部の施行  
期日を定める政令(案)

内閣は、外口為替及び外口貿易管理法(昭和二十四年  
法律 号)附則才一項中挿入の規定に基き、この政  
令を制定する。

外口為替及び外口貿易管理法(昭和二十四年法律 号)

第三十條に掲げる規定は昭和二十四年十二月二十日から施行す

る。 一、第二十六條(債権の輸入に伴う債権に係る部分に係る。)

二、第二十二條及び第二十五條

三、第二十七條(債権の輸入に伴う債権に係る部分に係る。)

四、附則才二項中左に掲げる部分

替管理法の四附則の特例に関する件(昭和三十年勅令 号)

第六十五号)中輸入に係る規定の廃止に関する部分

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等

に関する件(昭和二十年勅令 号) 貿易手続

措置令(昭和二十一年勅令 号)及び財産及び

物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令 号)

九号)中貨物の輸入に係る規定の廃止に関する部分

五、附則才三項及び才四項(前号に掲げる規定に係る部分  
限る。)

附則

この政令は、昭和二十四年十一月五日から施行する。

一、第三十七條(中挿入)

二、第三十六條、第五十三條

二五二六

外 陸 軍 部 令 第 八 第 二 次

(一八八)

大 藏 省 理 財 局 爲 奉 課

裏 面 白 紙

(第 二 章)

第 三 條 この政令において「不動産又はこれに関する権利」とは、土地、建物、工場、事業場若しくはこれらに附屬する設備、鉱業権、砂鉄権若しくはこれらに関する権利又はこれらの財産に関する質借権、使用貸借に基く借主の権利、地上権、永小作権、<sup>質</sup>権、抵当権その他の担保権又はこれらの財産の取得の予約による権利若しくはこれらの財産を取得するかどりかを選択する権利をいう。

第 四 條 この政令において「役務」とは、運輸、案内、<sup>荷</sup>運役、土木、建築、修繕、代理、海難救助、備給その他設備に関する利便の提供、船積品提供、物品保管その他技術若しくは労働の提供等通常請負又は雇傭により料金又は賃金を対價として提供せられるものをいう。

第一章 外國爲替等の集中

(外國爲替等の集中)

第一條(一) 居住者たると非居住者たるとを問わず、本邦にある者で、外國爲替銀行(外國法人である銀行の本邦内の支店又は出張所を含む。以下本條において同じ。)及び兩參商以外の者は、大藏大臣の許可を受けるのでなければ本邦内において所有する對外支拂手段を、の本邦内において所有するに至つた日から十日以内に、大藏大臣が指定する價格で本邦通貨を対價として外國爲替銀行又は兩參商に対し賣却し、又は賣却のため取立を依頼しなければならぬ。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

一 荷爲替信用狀、逆爲替信用狀、爲替買取指圖書、爲替買取授權書、貨物引替指圖書、旅行信用狀(本邦内において使用する旅行小切手を除く。)及びこれに準ずるもの並びに大藏大臣の指定する對外支拂手段を所有する場合

二 第四條又は第二十一條の規定により認められ、又は許可を受けた者がその條件に従つて對外支拂手段を所有する場合

三 連合國最高司令官により對外支拂手段の所有を承認されていゝる者がその條件に従つてこれを所有する場合

前項の規定に該当して對外支拂手段を所有する者は、その所有するこれらのものを外國爲替銀行及び兩參商以外の者に譲り渡してはならない。但し、同項第二号及び第三号の規定に該当する場合においてその許可を受け、又は認められたところに従つて譲り渡すときは、この限りでない。

(外爲替金の集中)

第二條(一) 外國爲替銀行又は兩參商は、大藏大臣の指定する方式及び外國爲替管理員委員会規則で定める手続により、外國爲替取引に因り取得した本邦内にある對外支拂手段を外國爲替特別会計に大藏大臣の指定する價格で本邦通貨を対價として賣却しなけれ

ばならない。  
2 前項の規定は、外國爲替銀行又は両替商がその取得した対外支拂手段を目的、金額の限度及び期間を定め、外國爲替特別会計に賣却しないことについて大蔵大臣の許可を受けたときは、これを適用しない。

(参考)

大蔵省告示第 号

外國爲替管理令(昭和 年 月 日) 号一第一條及び第二條の

規定に基き、集中の方式及び賣却の價格を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

- 一 外國爲替銀行又は両替商は、外國爲替取引に因り、対外支拂手段を取得したときは、これを滞滞なくスキャップ・ライセンス・バンクに賣却又は取立を依頼し、その外貨代り金を外國爲替特別会計に賣却すること。但し、オープン・アカウントによる決済の場合には対外支拂手段をスキャップ・ライセンス・バンク又は外國爲替特別会計に引き渡すことをもつて外國爲替特別会計に対する賣却とみなす。
- 二 顧客が外國爲替銀行又は両替商に賣却する價格は、法第七條第四項の規定により、定められた外國爲替の買相場により換算した價格

とする。

三、外匯儲蓄銀行又は兩邊通商外匯爲替準備金會計に売却する價格は、法第七條第三項の規定により定められた外匯爲替管理委員會の外匯爲替買相場により換算した價格とする。

（債権の回収義務）

第三條（26） 非居住者に対する債権を取得した者は、大蔵大臣の許可を受けるのでなければ、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならぬ。但し、左に掲げる債権は、この限りでない。

一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十七号）第六條に規定する債権

二 第四條第一項第四号 <sup>又は</sup> 第二項第六号若しくは第八号の規定により外匯爲替銀行、海運業者、保険業者その他の者が非居住者との勘定の借記を認められ、又はその許可を受けた限度内で取得した債権

三 本邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に、外国において取得していた債権

四 本邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に、外国において取得した債権

第二章 支拂及びその受領

（制限及び制限の免除）

第四條（27） 大蔵大臣の許可を受けなければ、何人も本邦内において左に掲げる行爲をしてはならない。

一 外国へ向けた支拂

二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領

三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四 非居住者との勘定の借記又は借記

五 左に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、同項当該各号の許可を受けることを要しない。

- 一 第八條又は輸入貿易管理令（昭和 年政令第 号）第一號の規定により、外國爲替銀行の承認を受けて前項第一号の行爲をする場合
- 二 本邦内にある非居住者に対し前項第二号前段の行爲をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。
- 三 第二十條第二項又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十七号）第一條第二項の規定により外國爲替銀行の承認を受け前項第二号後段の行爲をする場合
- 三の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行爲をする場合但し、本邦内にある非居住者からの支拂の受領で外國にある者のために又は外國通貨をもつて表示する場合を除く。
- 四 外國爲替銀行が前項第一号又は第二号の許可を受け、又は許可を受けることを要しない行爲をする顧客を相手方として、前項第

二号又は第三号の行爲をする場合

- 五 前項第一号、第二号若しくは第三号の許可を受け、又は許可を受けることを要しない当該各号の行爲に因り前項第四号の行爲をする場合
  - 六 本邦内にある非居住者との間の第一項第四号の行爲をする場合但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。
  - 七 外國爲替銀行が第四号の行爲に因り、外國にある銀行その他金融機關との間において前項第四号の行爲をする場合
  - 八 外國爲替銀行が第二條第二項の許可を受けて、その取得した対外支拂手段を外國爲替特別会計へ裏却しないことを認められた限内において、前項第五号の行爲をする場合
- 第四條の二（二七） 大藏大臣は、大藏省令で定めるところにより、前條第二項第一号又は第三号に該当して、同條第一項第一号又は第二号後

裏面白紙

号後等に掲げるを爲すしよとする者をして、外爲爲銀行に対し外  
國爲銀行の專賣と爲することが出来る。

第五條 (28) 郵政に關する場合は除いては、大藏大臣の許可を受け  
なければ何人も、外爲に於ける者に対する支拂若しくは利益の提供又は  
外爲にある財産の取得の代償として又はこれらに關連して本邦におい  
て、居住者に対して又は居住者のために支拂としてはをらなす。居住  
者が外爲に於いてこれらの行爲をする場合も同様とする。

第六條 (29) 第四條に規定する場合を以ては、大藏大臣の許可を受  
けなければ何人も、外爲に於ける財産の譲渡の代償として又はこれに關  
連して、本邦に於いて居住者から又は居住者のために支拂を受けては  
をらなす。居住者が外爲に於いてこれらの行爲をする場合も同様とす  
る。



第三章 貿易外支拂(一)

一 外國爲替予算に基く公表

第七條 大蔵大臣は、關稅會議会が外國爲替予算に基いて定めるところに従い、貿易外支拂一以下本章において支拂という。一の承認を受けることができる支拂の用途、金額、支拂先地域、一項目の支拂につき一定の期間に同一の者が支拂の承認を受けることができる限度一以下支拂限度という。一その他支拂について必要な事項を公表する。

一 支拂の承認

第八條 支拂をしようとする者は、大蔵省令で定める手續に従い、外國爲替銀行に申請して支拂の承認を受けなければならない。

二 外國爲替銀行は、前項の申請に係る支拂が左の各号に該当するときは、支拂の承認をしなければならない。

一 当該支拂が前條の規定により公表された事項の範囲内である

こと。

二 当該支拂に大蔵大臣の許可を要しない場合においては、その支拂に要する外國爲替予算の残額があること。

三 当該支拂について、第十三條の規定による大蔵大臣の許可を要する場合においては、その許可があること。

三 第一項の規定によつて支拂を承認したときは、支拂承認証を交付しなければならない。

四 外國爲替銀行は、支拂の承認したときは、總理府令、大蔵省令で定める手續に従い遅滞なくその旨を大蔵大臣及び外國爲替管理委員会に報告しなければならない。

一 外國爲替管理委員会の確認

第九條 外國爲替銀行は、前條第二項第二号に掲げる事項に該当するかどうかについては、總理府令、大蔵省令で定めるところに従い、外國爲替管理委員会に照会しその確認を得なければならない。

2 外匯爲替管理委員会は、前項の確認をするには、総理府令、大蔵省令で定めるところにより、同項の規定による照会の先後に應じてしなければならない。

一 支拂の一部承認

第十條 外匯爲替銀行は、第八條の規定による支拂の承認の申請に係る支拂に充てることができる外匯爲替予算の残額が不足するときは、外匯爲替管理委員会の指定するところに従い、その申請の一部について支拂の承認をすることができ、この場合において、当該支拂の承認を受けた者が、当該支拂の承認に係る支拂を希望しないときは、その承認を受けた日から一週間以内に当該支拂承認証を外匯爲替銀行に返還しなければならない。

2 外匯爲替銀行は、前項後段の規定により当該支拂承認証の返還を受けたときは、遅滞なくその旨を外匯爲替管理委員会及び大蔵大臣に報告しなければならない。

一 支拂承認の有効期間

第十一條 支拂の承認の有効期間は、大蔵省令で別に定める場合の外、支拂承認証の交付の日から一箇月とする。

2 外匯爲替銀行は、前項の規定に拘わらず、大蔵大臣の承認を受けて、一箇月又は別に定めた期間をこえる期間を有効な期間とする支拂の承認を行い、又は支拂の承認の有効期間を延長することができる。

3 前項の規定により大蔵大臣が支拂の承認の有効期間の延長を承認するには、外匯爲替管理委員会の同意をえなければならない。

第十二條 (削除)

第十三條 支拂をしようとする者は、左に掲げる場合においては、大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に申請してその許可を受けなければ第八條第一項の規定による承認を受けることができない。

- 一 閣議審議会が大蔵大臣の許可を要するものと定めた範囲の支拂をしようとするとき。
  - 二 第七條の規定により公表された支拂限度を超えて支拂をしようとするとき。
  - 三 当該支拂の項目について第七條の規定により公表された支拂先地域以外の地域へ支拂をしようとするとき。
  - 四 外務省管理委員会規則で定める×支拂方法によらないで支拂をしようとするとき。
- 2 大蔵大臣は、前項第四号の規定による許可をするには、あらかじめ外國爲替管理委員会の同意を得なければならない。
- 一 許可の條件一
- 第十四條 大蔵大臣は、貿易若しくは支拂に關する取締の目的を達成し又は國民經濟の健全な發展を図るために必要があると認めるときは、前條の許可にあたり、支拂の時期、支拂先地域その他支

拂に關する事項について條件を附することができる。

第四章 債権、証券、不動産及び役務

一 債権に關する制限及び制限の免除一

第十六條(80) 大蔵大臣の許可を受けなければ、何人も、本邦内において、左に掲げる行爲をしてはならない。但し、第四條から第六條までの規定により許可を受け、又は許可を受けることを要しない場合及び非居住者間の外國通貨をもつて表示される債権に關する行爲を除く。

- 一 何人の計算においてするを問わず、外貨債権を取得すべき預金又は消費貸借の当事者となること。
- 二 非居住者から借入金をなすこと。但し、前号の規定による許可を受けたとき又は借入金の借入及び返済が本邦内において本邦通貨をもつてなされるときを除く。
- 三 非居住者に対し、又は非居住者のために貸付金、仮拂金又は

立替金をなすこと。但し、第一号の規定による許可を受けたときを除く。

四 信託又は保険一再保険及び海上保険を除く。一契約により外貨債権の当事者となること。

五 非居住者の債権につき担保を供し又は保証をすること。但し、本邦人以外の居住者又は非居住者が外國にある財産を担保に提供する場合を除く。

2 前項に規定する場合を除いては、非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権、居住者間の外貨債権又は居住者と非居住者間の債権の発生、變更、弁済、消滅、直接又は間接の移轉その他の処分<sup>ニ</sup>の当事者となることを妨げない。

一 証券の應募

第十七條(85) 大蔵大臣の許可を受けるのでなければ、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が、外貨証券に應募すること。

二 非居住者が本邦証券に應募すること。

2 前項の規定にかかわらず、外資委員会の許可を受けた場合は、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一 本邦内にある不動産の取得又は処分

第十八條(88) 大蔵大臣の許可を受けなければ、本邦内にある不動産又はこれに關する権利について、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が非居住者に対し、又はそのために処分すること。

二 非居住者が他の非居住者から取得すること。

三 非居住者が処分し、放棄し、又は他に提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、左に掲げる場合には、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一 外資委員会の許可を受けて不動産又はこれに關する権利を取

得する者を相手方として、当該不動産又はこれに關する権利に

つき、前項各号の行爲をするとき。ニ土地収用その他の行政処分を受け、前項各号又はオニヤウの行爲をするとき。

三 相続又は遺贈により前項第二号又は第三号の行爲をするとき。  
一 役務)

第十九條(42) 事前に大蔵大臣の承認を受けなければ、法及び法に基  
く命令の規定により許可を受けることを要する支拂、決済その他  
の取引を伴う役務に關する契約をしてはならない。但し、左に掲  
げる場合は、この限りでない。

一 その契約により必要となる支拂、決済その他の取引につき、  
第四條の規定により許可を受け又は許可を受けることを要しな  
いとき。

二 第二十條の規定に従つて居住者が非居住者に対する役務の提  
供に關する契約をするとき。

第二十條(43) 非居住者に対し、役務を提供しようとする居住者は、

大蔵省令で定める手続に従い、外國爲替銀行に当該役務の対價の  
支拂が標準決済方法によつて行われることを証するに足る書類及  
びその対價が当該役務の代償として相当なものであることを証す  
るに足る書類を提出しなければならない。

2 外國爲替銀行は、前項の書類の提出を受けた場合において、そ  
の書類の証明力が十分であると認めるときは、その書類に認証す  
ることができらる。

第五章 支拂手段等の出入  
(通貨及び貴金属)

第二十一條(45) 大蔵大臣の許可を受けなければ左に掲げるものを輸出又は輸入してはならない。

- 一 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- 二 貴金属

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるものを携帯して本邦へ入国する者(以下入国者という。)は、上陸地の税関で、左に掲げるところにより、大蔵省令で定めるところに従い処理しなければならない。

一 アメリカ合衆國通貨を携帯する入国者は、本邦通貨を対價として売却し若しくは外國貿易支拂票と交換し、又は預金可能受領票若しくは個別<sup>保</sup>管証と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けた上輸入すること、但し、本邦に永住するために入

国する本邦人は、本邦通貨を対價として売却すること。

二 アメリカ合衆國通貨以外の外國通貨、本邦通貨、金貨、銀貨又は貴金属(但し、金銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金を除く。)を携帯する入国者は、個別<sup>保</sup>管証と引換に寄託すること。但し、本人が着用し、又は携帯する身辺装飾用品を除く。

三 金、銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金の地金を携帯する入国者は、本邦通貨を対價として売却すること。

3 第一項の規定にかかわらず、左に掲げるものは、大蔵大臣の許可を受けずに輸出することができる。

一 前項第一号又は第二号の規定に該当して、入国の際、個別<sup>保</sup>管証と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けて携帯輸入した金貨、銀貨又は外國通貨を出国の際、携帯して輸出するとき。

二 連合國最高司令官から文書により輸出の許可を受けた者がその許可を受けたところに従いアメリカ合衆國通貨又は連合王國通貨を携帯して輸出するとき。

三 第四條第一項第一号の規定により外國為替銀行の承認を受け、者承認を受けたたところに従い外國通貨を携帯して輸出するとき。

四 第一項各号に掲げるものを携帯して輸出しようとする者は、第一項の許可を受けた場合又は前項に規定する場合を除いては、大藏省令で定めるところにより、乗船地の税関で個別保管証と引き換えに寄託しなければならない。

(証券)

第二十二條 (45) 大藏大臣の許可を受けるのでなければ証券を輸出又は輸入してはならない。  
但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦内に支拂地を有する証券の支拂を受けるために当該証券を支拂期日前三月以内又は支拂期日以後に輸入するとき。

二 本邦外に支拂地を有する証券を支拂うために当該証券を外國為替銀行を通じて支拂期日前三月以内又は支拂期日以後に輸出するとき。

三 株主、取締役、公債所有者又は社債権者が内外の法令の規定に基き義務として提出すべき株式、公債又は社債を当該会社、官公署又はその財務代理人に輸出又は輸入するとき。

四 前号に掲げる株式、公債又は社債の提出に伴い、当該会社、官公署又はその財務代理人より株式、公債又は社債を返<sub>付</sub>還又は交付するため輸入するとき。

五 入国者が携帯輸入するとき。但し、本邦に永住する目的をもつて入国する本邦人の携帯輸入する外貨証券を除く。

六 入国の際、前号の規定により携帯輸入を認められた証券を出國の際、携帯輸出するとき。

(その他)

第二十三條 (45) 前二條に規定するもの以外の支拂手段及び債権を化体する証券の輸出又は輸入は、大藏大臣の許可を受けることを要しない。

（政府機関の行爲）

第二十五條（66） 法又は法に基く命令の制定中政府機関又は外國爲替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、左に掲げる政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行爲をする場合に於いてはこれを適用しない。

一 外國爲替管理委員会が外國爲替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）及び外國爲替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の規定に従つてする場合

二 郵政大臣が郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第三條第一項第二号及び第五條第十八号並びに郵便爲替法（昭和二十三年法律第六十号）第六條の規定に従つてする場合

三 通商産業大臣が通商産業省設置法（昭和二十三年法律第二百二号）

第五條及び貿易特別会計法（昭和二十三年法律第四十一号）の規定に従つてする場合

四 前各号に掲げる場合の外、政府機関が主務の政府機関の同意を得てする場合（事務）

（事務の一部委任）

第二十五條（69） 大蔵大臣は、本邦へ入附し、又は本邦から出附する者の携帶する支拂手段、証券又は債権を化体する書類に関する買上、保管その他の事務について、必要と認めらるるものを日本銀行に委任することができる。

2 日本銀行は、前項により委任された事務の一部を大蔵大臣の承認を受けて銀行に委任することができる。

3 日本銀行が第一項の規定により委任された事務を自行が行うにつき必要を認むは、日本銀行の負担とし、前項の規定によりその委任を受けた銀行がその事務を行うにつき必要を認むは、國の負担とする。



貿易外支出予算の作成及び実行に関する要領案

(三四、一二、一)

1 準許許可をするもの

(イ) 国民経済上特に緊要なもので、且つ前々四半期内にその支出額が確定し又は予見できるもの。

(ロ) 條約分担金、公社債利子、郵政省通信費、海外公館経費、海外支店経費、海外代理店手数料、特許権その他の無体財産権に關する費用、新聞又は映画に關する経費、ポルト・サーヴィス費、備船料、大費の圖書購入費、利子利潤の送金、海外渡航滞在費等を必要とする者は、前々四半期内に、大蔵大臣に申請し、大蔵大臣は、査定の上、項目別に予算案を作成し、閣僚審議会に提出する。

決定した予算について、大蔵大臣は、申請者に準許に為替許可書を交付する。

2 個別許可をするもの

(イ) 国民経済上特に緊要なもので、前々四半期内にその支出額が確定又は予見できなかつたもの。

(ロ) 前記1に掲げるものについて大蔵大臣は、申請を待たないで、各省の意見を徵する等により、項目別予算を作成し、閣僚審議會に提出する。決定した予算内において、大蔵大臣は許可申請を査定の上、為替許可書を與える。

3 許可不要のもの（早い者勝）

(イ) 対外友好その他のため少額の支出をなすもの。

(ロ) 郷里送金、少額の圖書購入費、誕生、結婚又は死亡等に伴う特定項目の個人的送金については、大蔵大臣は前記2の(ロ)に準じて予算の決定を受けた後、その用途別金額を公表して、早い者勝に使用する。

4 許可不要のもの（全部認め）

(イ) 貨物の輸出入に伴い必然的に必要とする経費  
(ロ) 貨物代金と別に支払われる運賃、保険料等は、輸出入計  
画に基いて関係審議会において予算を決定し、銀行の承認した  
輸出入について全部認める方針で使用させる。  
予備費

第二章 貿易外支払

(通則)

第A條 貿易外支払(以下「支払」という。)をしようとする者は、本章の規定に従わなければならない。

(主務大臣)

第B條 本章において主務大臣は、左に掲げる支払については、通商産業大臣とし、

その他の支払については、大蔵大臣とする。

一 この証書の全部又は一部につき、外国為替を取り扱わないで、輸入した貨物の代金

の輸出又は輸入に伴う運賃、保険料、保管料、積取料、検査料、鑑定料その他港務関係

の貨物の輸出又は輸入に伴う値引金、解約金又は損害賠償金の支払

第C條 主務大臣は、外國為替証券に基き、関係者協会の定めるところに従い、支払

の許可を受けることとなる支払の用途、金額、支払先地域、その他支払について必要

な事項を公表する。

(支払の許可)

第D條 支払をしようとする者は、主務大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

二 主務大臣は、支払の許可をしようとするときは、関係者協会の定めるところに従わなければならない。

(外貨資金の割当)

第三條 閣僚審議会が外国為替予算において外貨資金の割当を行うべきものと定めた範囲の支拂をしようとする者は、前條の規定にかかわらず主務大臣に申請して、当該支拂に必要な外貨資金の割当を受けようとする。

2 外貨資金の割当に関する手續は、主務省令で定める。

(割当又は許可の條件)

第四條 主務大臣は、外貨資金の有効な利用を図るために必要があると認めるときは、前二條の許可又は割当に當り、支拂の時期、支拂先地域その他支拂に關する事項について、條件を附することができる。

2 第九條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(銀行の確認)

第五條 第四條第一項の規定により許可を受けた者が、支拂をしようとするときは、当該支拂に當り、外貨資金の額に相當する外国為替予算の残額があることにつき、

外国為替管理委員会の確認を受けることと銀行に依頼しなければならぬ。

2 銀行は、前項の依頼を受けたときは、依頼を受けた日の先後に應じ、外国為替管理委員会に照会し、その確認を受けなければならぬ。

3 外国為替管理委員会は、前項の確認をするには、外国為替管理委員会規則で定めるところにより、同項の規定による照会を受けた日の先後に應じてしなればならぬ。

(許可又は割当の有効期間)

第六條 支拂の許可又は割当の有効期間は、主務省令で別に定める場合を除く外、許可又は割当をした日から三月間とする。

2 主務大臣は、前項の規定にかかわらず三月間(主務省令で別に期間を定めた場合)は、当該期間と同一の期間とする支拂の許可又は割当を行ひ、又は支拂の許可又は割当の有効期間を延長することができる。

(外国為替管理委員会の同意等)

第I條 主務大臣は、外国為替管理委員会規則で定めらるる又は方法によらざるに  
しよつとする者に対し、第D條若しくは第E條の規定により許可若しくは割当とし、  
又は第H條第三項の規定により有効期間を延長して許可若しくは割当を行ひ又は許  
可若しくは割当の有効期間を延長しようとする場合は、あらかじめ、外国為替管理  
委員会、同意を得なければならぬ。

又(?) 主務大臣は、第D條又は第E條の規定により許可又は割当をしたときは、外  
國為替管理委員会に通知しなけねばならぬ。

(報告)

第J條 主務大臣は、本章の規定を<sup>施行</sup>するため必要な限度において、支拂をしよう  
とする者又は支拂をした者から必要な報告を徴することかゝる。

(事務の一部委任)

第K條 主務大臣は、第D條第三項、第F條、第H條第三項及び第I條の規定する  
許可、処分その他処分に関する事務の一切を日本銀行をして取り扱わせることが

できる。

(政府内の行為)

畧

第三章 貿易外支拂 (27)

(外国為替予算に基く公表)

第七條 大蔵大臣は、閣僚審議会が外国為替予算に基いて定むるところに従い、貿易外支拂(以下本章において支拂といふ。)の承認を受けることができ支拂の用途、金額、支拂先地域、一項目の支拂につき一定の期間に同一の者が支拂の承認を受けることができる限度(以下支拂限度といふ。)その他支拂について必要な事項を公表する。

(支拂の承認)

- 第八條 支拂をしようとする者は、大蔵省令で定める手続に従い、
- 1 外国為替銀行に申請して支拂の承認を受けなければならない。
  - 2 外国為替銀行は、前項の申請に係る支拂が左の各号に該当するときは、支拂の承認をしなければならない。
  - 3 当該支拂が前條の規定により公表された事項の範囲内である

こと。

- 1 当該支拂に大蔵大臣の許可を要しない場合においては、その支拂に要する外国為替予算の残額があること。
- 2 当該支拂について、第十三條の規定による大蔵大臣の許可を要する場合においては、その許可があること。
- 3 第一項の規定によつて支拂を承認したときは、支拂承認証を交付しなければならない。
- 4 外国為替銀行は、支拂の承認をしたときは、総理府令、大蔵省令で定める手続に従い遅滞なくその旨を大蔵大臣及び外国為替管理委員会に報告しなければならない。

(外国為替管理委員会の承認)

第九條 外国為替銀行は、前條第二項第二号に掲げる事項に該当するかどうかについては、総理府令、大蔵省令で定めるところに従い、外国為替管理委員会に照会しその承認を得なければならない。

2 外国為替管理委員会は、前項の確認をするには、総理府令、大蔵省令で定めるところにより、同項の規定による照会の先後に依りてしなければならない。

(支拂の一部承認)

第十條 外国為替銀行は、第八條の規定による支拂の承認の申請に係る支拂に充てることができる外国為替予算の残額が不足するときは、外国為替管理委員会の指定するところに従い、その申請の一部について支拂の承認をすることができる。この場合において、当該支拂の承認を受けた者が、当該支拂の承認に係る支拂を希望しないときは、その承認を受けた日から一週間以内に当該支拂承認証を外国為替銀行に返還しなければならない。

2 外国為替銀行は、前項後段の規定により当該支拂承認証の返還を受けたときは、遅滞なくその旨を外国為替管理委員会及び大蔵大臣に報告しなければならない。

(支拂承認の有効期間)

第十一條 支拂の承認の有効期間は、大蔵省令で別に定める場合の外、支拂承認証の交付の日から一箇月とする。

2 外国為替銀行は、前項の規定に拘わらず、大蔵大臣の承認を受けて、一箇月又は別に定められた期間をこえる期間を有効な期間とする支拂の承認を行い、又は支拂の承認の有効期間を延長することができる。

3 前項の規定により大蔵大臣が支拂の承認の有効期間の延長を承認するには、外国為替管理委員会の同意をえなければならない。

第十二條 (削除)

(支拂の許可)

第十三條 支拂をしようとする者は、左に掲げる場合においては、大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に申請してその許可を受けた後でなければ第八條第一項の規定による承認を受けることが

できない。

一 閣僚審議会が大蔵大臣の許可を要するものと定められた範囲の支拂をしようとするとき。

二 第七條の規定により公表された支拂限度を超えて支拂をしようとするとき。

三 当該支拂の項目について第七條の規定により公表された支拂先地域以外の地域へ支拂をしようとするとき。

四 外國為替管理委員会規則で定める支拂方法によらないで支拂をしようとするとき。

2 大蔵大臣は、前項第四号の規定による許可をするには、あらかじめ外國為替管理委員会の同意を得なければならぬ。

(許可の條件)

第十四條 大蔵大臣は、貿易若しくは支拂に關する取極の目的を達成し又は國民經濟の健全な發展を図るために必要があると認める

ときは、前條の許可にあたり、支拂の時期、支拂先地域その他支拂に關する事項について條件を附することができらる。



二  
七  
二  
二

外 務 省 令 案 ( 第 二 次 )

大 藏 省 理 財 局 爲 啓 事

裏 面 白 紙

(定 義)

第 條 この政令において「不動産又はこれに関する権利」とは、土地、建物、工場、事業場若しくはこれらに附属する設備、鉱業権、砂鉄権若しくはこれらに関する権利又はこれらに附する賃借権、使用賃借に基く借主の権利、地上権、永小作権、<sup>賃</sup>借権、<sup>賃</sup>借権その他、の担保権又はこれらの財産の取得の予約による権利若しくはこれらの財産を取得するかどりかを請求する権利をいう。

第 條 この政令において「役務」とは、運輸、案内、<sup>荷</sup>省役、土木、建築、修繕、代理、海難救助、備蓄その他設備に関する利便の提供、船務品提供、物品保管その他技術若しくは労働の提供等通常請負又は雇傭により料金又は賃金を対価として提供せられるものをいう。

第一章 外國爲替等の集中

（外國爲替等の集中）

第一條（八） 居住者たると非居住者たるとを問はず、本邦にある者で、外國爲替銀行（外國法人である銀行の本邦内の支店又は出張所を含む。以下本條において同じ。）及び兩替商以外の者は、大蔵大臣の許可を受けらるるのてなければ本邦内において所有する對外支拂手段を、本邦内において所有するに至つた日から十日以内に、大蔵大臣が指定する價格で本邦通貨を対價として外國爲替銀行又は兩替商に対し賣却し、又は賣却のため取立を依頼しなければならぬ。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

一 荷爲替信用狀、進爲替信用狀、爲替買取指圖書、爲替買取授指圖書、賣物引替指圖書、旅行信用狀（本邦内において使用する旅行小切手を除く。）及びこれに準ずるもの並びに大蔵大臣の指定する對外支拂手段を所有する場合

二 第四條又は第二十一條の規定により認められ、又は許可を受けた者がその條件に従つて對外支拂手段を所有する場合

三 連合國最高司令官により對外支拂手段の所有を承認されていゝる者がその條件に従つてこれを所有する場合

前項の規定に該当して對外支拂手段を所有する者は、その所有するこれらのものを外國爲替銀行及び兩替商以外の者に譲り渡してはならぬ。但し、同項第二号及び第三号の規定に該当する場合においてその許可を受け、又は取められたところに従つて譲り渡すときは、この限りでない。

（外貨資金の集中）

第二條（九） 外國爲替銀行又は兩替商は、大蔵大臣の指定する方式及び外國爲替管理員委員会規則で定める手續により、外國爲替取引に因り取得した本邦内にある對外支拂手段を外國爲替特別会計に大蔵大臣の指定する價格で本邦通貨を対價として賣却しなけれ

ばならぬ。  
前項の項定は、外國爲替銀行又は両替商がその取得した対外支拂手段を目的、金額の限度及び期間を定め、外國爲替特別会計に要却しないことについて大蔵大臣の許可を受けたときは、これを適用しない。

(参考)

大蔵省告示第 号

外國爲替管理令(昭和 年政令第 号)第一條及び第二條の

項定に基づき、集中の方式及び要却の價格を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田 勇 人

- 一 外國爲替銀行又は両替商は、外國爲替取引に因り、対外支拂手段を取得したときは、これを遅滞なくスキャツプ・ライセンズド・バンクに要却又は取立を依頼し、その外貨代り金を外國爲替特別会計に要却すること。但し、オーブン・アカウントによる決済の場合には、対外交拂手段をスキャツプ・ライセンズド・バンク又は外國通商代表に引き渡すことをもつて外國爲替特別会計に対する要却とみなす。
- 二 顧客が外國爲替銀行又は両替商に要却する價格は、法第七條第四項の項定により、定められた外國爲替の買相場により換算した價格

とする。

三 外務省銀行又は商船通商外務省海關會計に埋却する價格は、法第七條第三項の規定により定められた外務省管理委員会の外國為替買相場により換算した價格とする。

(債権の回収義務)

第三條(26) 非居住者に対する債権を取得した者は、大藏大臣の許可を受けるのでなければ、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならぬ。但し、左に掲げる債権は、この限りでない。

一 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十七号)第六條に規定する債権

二 第四條第一項第四号(又は)第二條第六号若しくは第八号の規定により外務省銀行、海運業者、保険業者その他の者が非居住者との勘定の勘定を認められ、又はその許可を受けた限度内で取得した債権

三 本邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに

至つた日以前に、外國において取得していた債権

四 本邦内にある本邦人以外の者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に、外國において取得した支拂手段をもつて取得した債権

三二章 支拂及びその受領

(制限及び制限の免除)

第三條(27) 大藏大臣の許可を受けなければ、何人も本邦内において左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外國へ向けた支拂
  - 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
  - 三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領
  - 四 非居住者との勘定の貸記又は借記
- 2 左に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、同項当該各号の許可を受けることを要しない。

一 第八條又は輸入貿易管理令（昭和 年政令第 号）第

の規定により、外國爲替銀行の承認を受けて前項第一号の行爲をする場合

二 本邦内にある非居住者に対し前項第二号前段の行爲をする場合  
但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示する場合を除く。

三 第二十條第二項又は輸出貿易管理令（昭和二十四年 政令第三百七十七号）第  
條第二項の規定により外國爲替銀行の承認を受け前項第二号後段  
の行爲をする場合

三の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行爲をする場合  
但し、本邦内にある非居住者からの支拂の受領で外國にある者の  
ために又は外國通貨をもつて表示する場合を除く。

四 外國爲替銀行が前項第一号又は第二号の許可を受け、又は許可  
を受けることを要しない行爲をする顧客を相手方として、前項第

二号又は第三号の行爲をする場合

五 前項第一号、第二号若しくは第三号の許可を受け、又は許可を  
受けることを要しない当該各号の行爲に因り前項第四号の行爲を  
する場合

六 本邦内にある非居住者との間の第一項第四号の行爲をする場合  
但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示  
する場合を除く。

七 外國爲替銀行が第四号の行爲に因り、外國にある銀行その他金  
融機關との間において前項第四号の行爲をする場合

八 外國爲替銀行が第二條第二項の許可を受けて、その取得した対  
外支拂手段を外國爲替特別会計へ売却しないことを認められた限  
度内において、前項第四号の行爲をする場合

第四條の二（二七） 大藏大臣は、大藏省令で定めるところにより、前  
條第二項第一号又は第三号に該当して、同條第一項第一号又は第二

一 第八條又は輸入貿易管理令（昭和 年政令第 号）第一  
の規定により、外國爲替銀行の承認を受けて前項第一号の行爲  
をする場合

二 本邦内にある非居住者に対し前項第二号前段の行爲をする場合  
但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示  
する場合を除く。

三 第二十條第二項又は輸出貿易管理令（昭和二十四年 第  
 號）第二項の規定により外國爲替銀行の承認を受け前項第二号後段  
の行爲をする場合

三の二 前号に掲げる場合の外前項第二号後段の行爲をする場合  
但し、本邦内にある非居住者からの支拂の受領で外國にある者の  
ために又は外國通貨をもつて表示する場合を除く。

四 外國爲替銀行が前項第一号又は第二号の許可を受け、又は許可  
を受けることを要しない行爲をする顧客を相手方として、前項第

二号又は第三号の行爲をする場合

五 前項第一号、第二号若しくは第三号の許可を受け、又は許可を  
受けることを要しない当該各号の行爲に因り前項第四号の行爲を  
する場合

六 本邦内にある非居住者との間の第一項第四号の行爲をする場合  
但し、外國にある者のためにする場合及び外國通貨をもつて表示  
する場合を除く。

七 外國爲替銀行が第四号の行爲に因り、外國にある銀行その他金  
融機関との間において前項第四号の行爲をする場合

八 外國爲替銀行が第二條第二項の許可を受けて、その取得した対  
外支拂手段を外國爲替特別会計へ売却しないことを認められた限  
度内において、前項第四号の行爲をする場合

第四條の二（八） 大藏大臣は、大藏省令で定めるところにより、前  
條第二項第一号又は第三号に該当して、同條第一項第一号又は第二

第三章 貿易外支拂（一）

一 外匯爲替予算に基く公表

第七條 大蔵大臣は、關稅會議会が外匯爲替予算に基いて定めるところに従い、貿易外支拂一以下本章において支拂という。一の承認を受けることができる支拂の用途、金額、支拂先地域、一項目の支拂につき一定の期間に同一の者が支拂の承認を受けるときができる限度一以下支拂限度という。一その他支拂について必要な事項を公表する。

一 支拂の承認

- 第八條 支拂をしようとする者は、大蔵省令で定めるところに従い、外匯爲替銀行に申請して支拂の承認を受けなければならない。
- 二 外匯爲替銀行は、前項の申請に係る支拂が左の各号に該当するときは、支拂の承認をしなければならない。
- 一 当該支拂が前條の規定により公表された事項の範囲内である

こと。

二 当該支拂に大蔵大臣の許可を要しない場合においては、その支拂に要する外匯爲替予算の残額があること。

三 当該支拂について、第十三條の規定による大蔵大臣の許可を要する場合においては、その許可があること。

四 前項の規定によつて支拂を承認したときは、支拂承認証を交付しなければならない。

五 外匯爲替銀行は、支拂の承認したときは、総理府令、大蔵省令で定める手続に従い遅滞なくその旨を大蔵大臣及び外匯爲替管理委員会に報告しなければならない。

一 外匯爲替管理委員会の承認

第九條 外匯爲替銀行は、前條第二項第二号に掲げる事項に該当するかどうかについては、総理府令、大蔵省令で定めるところに従い、外匯爲替管理委員会に照会しその承認を得なければならない。



2 外銀爲替管理委員会は、前項の確認をするには、総理府令、大蔵省令で定めるところにより、同項の規定による照会の先後に應じてしなければならない。

一 支拂の一部承認

第十條 外銀爲替銀行は、第八條の規定による支拂の承認の申請に係る支拂に充てることのできる外銀爲替予算の残額が不足するときは、外銀爲替管理委員会の指定するところに従い、その申請の一部について支拂の承認をすることが出来る。この場合において、当該支拂の承認を受けた者が、当該支拂の承認に係る支拂を希望しないときは、その承認を受けた日から一週間以内に当該支拂承認証を外銀爲替銀行に返還しなければならない。

2 外銀爲替銀行は、前項後段の規定により当該支拂承認証の返還を受けたときは、遅滞なくその旨を外銀爲替管理委員会及び大蔵大臣に報告しなければならない。

一 支拂承認の有効期間

第十一條 支拂の承認の有効期間は、大蔵省令で別に定める場合の外、支拂承認証の交付の日から一箇月とする。

2 外銀爲替銀行は、前項の規定に拘わらず、大蔵大臣の承認を受けて、一箇月又は別に定めた期間をこえる期間を有効な期間とする支拂の承認を行い、又は支拂の承認の有効期間を延長することができる。

3 前項の規定により大蔵大臣が支拂の承認の有効期間の延長を承認するには、外銀爲替管理委員会の同意をえなければならない。

第十二條 (削除)

第十三條 (支拂の許可)

大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に申請してその許可を受けた後でなければ第八條第一項の規定による承認を受けることができない。

- 一 閣僚審議会が大蔵大臣の許可を要するものと定められた範圍の支拂をしようとするとき。
  - 二 第七條の規定により公表された支拂限度を超えて支拂をしようとするとき。
  - 三 当該支拂の項目について第七條の規定により公表された支拂先地域以外の地域へ支拂をしようとするとき。
  - 四 外國爲替管理委員会規則で定める支拂方法によらないで支拂をしようとするとき。
- 2 大蔵大臣は、前項第四号の規定による許可をするには、あらかじめ外國爲替管理委員会の同意を得なければならない。
- 一 許可の條件
- 第十四條 大蔵大臣は、貿易若しくは支拂に關する取極の目的を達成し又は國民經濟の健全な發展を図るために必要があると認めるときは、前條の許可にあたり、支拂の時期、支拂先地域その他支拂に關する事項について條件を附することができる。

第四章 債権、証券、不動産及び役務

一 債権に關する制限及び制限の免除

- 第十六條(80) 大蔵大臣の許可を受けなければ、何人も、本邦内において、左に掲げる行爲をしてはならない。但し、第四條から第六條までの規定により許可を受け、又は許可を受けることを要しない場合及び非居住者間の外國通貨をもつて表示される債権に關する行爲を除く。
- 一 何人の計算においてするを問はず、外貨債権を取得すべき預金又は消費貸借の当事者となること。
  - 二 非居住者から借入金金をなすこと。但し、前号の規定による許可を受けたとき又は借入金金の借入及び返済が本邦内において本邦通貨をもつてなされるときを除く。
  - 三 非居住者に対し、又は非居住者のために貸付金、仮拂金又は

立替金をなすこと。但し、第一号の規定による許可を受けたときを除く。

四 信託又は保険（再保険及び海上保険を除く。）契約により外貨債権の当事者となること。

五 非居住者の債権につき担保を供し又は保証をすること。但し、本邦人以外の居住者又は非居住者が外國にある財産を担保に提供する場合を除く。

2 前項に規定する場合を除いては、非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権、居住者間の外貨債権又は居住者と非居住者間の債権の発生、變更、弁済、消滅、直接又は間接の移轉その他の処分を当事者となることを妨げない。

（証券の應募）

第十七條（~~85~~）大蔵大臣の許可を受けらるるものでなければ、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が、外貨証券に應募すること。

二 非居住者が本邦証券に應募すること。

2 前項の規定にかかわらず、外資委員会の許可を受けた場合は、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一 本邦内にある不動産の取得又は処分

第十八條（~~86~~）大蔵大臣の許可を受けなければ、本邦内にある不動産又はこれに關する権利について、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が非居住者に対し、又はそのために処分すること。

二 非居住者が他の非居住者から取得すること。

三 非居住者が処分し、放棄し、又は他に提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、左に掲げる場合には、大蔵大臣の許可を受けることを要しない。

一 外資委員会の許可を受けて不動産又はこれに關する権利を取

得する者を相手方として、当該不動産又はこれに關する權利に

つき、前項各号の行爲をするとき。  
ニ 土地の用に當り他の行政処分を受け、前項第一号又は第三号の行爲をするとき。  
三 相続又は遺贈により前項第二号又は第三号の行爲をするとき。

一 役務

第十九條(2) 事前に大藏大臣の承認を受けなければ、法及び法に基  
く命令の規定により許可を受けることを要する支拂、決済その他  
の取引を伴う役務に關する契約をしてはならない。但し、左に掲  
げる場合は、この限りでない。

一 その契約により必要となる支拂、決済その他の取引につき、  
第四條の規定により許可を受け又は許可を受けることを要しな  
いとき。

二 第二十條の規定に従つて居住者が非居住者に対する役務の提  
供に關する契約をするとき。

第二十條(3) 非居住者に対し、役務を提供しようとする居住者は、

大藏省令で定める手續に従い、外國爲替銀行に当該役務の対價の  
支拂が標準決済方法によつて行われることを証するに足る書類及  
びその対價が当該役務の代價として相当なものであることを証す  
るに足りる書類を提出しなければならない。

2 外國爲替銀行は、前項の書類の提出を受けた場合において、そ  
の書類の証明力が十分であると認めるときは、その書類に認証す  
ることができる。

第五章 支拂手段等の輸出入

(通貨及び貴金屬)

第二十一條(45) 大蔵大臣の許可を受けなければ左に掲げるものを輸出又は輸入してはならない。

- 一 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
- 二 貴金屬

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるものを携帯して本邦へ入国する者(以下入国者という。)は、上陸地の税関で、左に掲げるところにより、大蔵省令で定めるところに従い処理しなければならぬ。

- 一 アメリカ合衆國通貨を携帯する入国者は、本邦通貨を対價として売却し若しくは外國貿易支拂票と交換し、又は預金可能受領票若しくは個別管託と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けた上輸入すること、但し、本邦に永住するために入

3 國する本邦人は、本邦通貨を対價として売却すること。

- 二 アメリカ合衆國通貨以外の外國通貨、本邦通貨、金貨、銀貨又は貴金屬(但し、金銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金を除く。)を携帯する入国者は、個別管託と引換に寄託すること。但し、本人が着用し、又は携帯する身辺裝飾用品を除く。

三 金、銀若しくは白金の地金又はこれらのものの合金の地金を携帯する入国者は、本邦通貨を対價として売却すること。

第一項の規定にかかわらず、左に掲げるものは、大蔵大臣の許可を受けずに輸出することができる。

- 一 前項第一号又は第二号の規定に該当して、入国の際、個別管託と引き換えに寄託し、又は為替記録帳に記入を受けて携帯輸入した金貨、銀貨又は外國通貨を出国の際、携帯して輸出するとき。

二 近合國最高司令官から文書により輸出の許可を受けた者がその許可を受けたところに従い、アメリカ合衆國通貨又は連合王國通貨を携帯して輸出するとき。

三 第四條第一項第一号の規定により外國為替銀行の承認を受けた者<sup>（者が承認し得た）</sup>が、第一項第一号の規定により外國通貨を携帯して輸出するとき。

四 第一項各号に掲げるものを携帯して輸出しようとする者は、第一項の許可を受けた場合又は前項に規定する場合を除いては、大藏省令で定めるところにより、乗船地の税関で個別保管券と引き換えに寄託しなければならない。

（証券）

第二十二條（45） 大藏大臣の許可を受けるのでなければ証券を輸出又は輸入してはならない。

但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦内に支拂地を有する証券の支拂を受けるために当該証券を支拂期日前三月以内又は支拂期日以後に輸入するとき。

二 本邦内に支拂地を有する証券を支拂を受けるために当該証券を外國為替銀行を通じて支拂期日前三月以内又は支拂期日以後に輸出するとき。

三 株主、取締役、公債所有者又は社債権者が内外の法令の規定に基づき義務として提出すべき株式、公債又は社債を当該会社、官公署又はその財務代理人に輸出又は輸入するとき。

四 前号に掲げる株式、公債又は社債の提出に伴い、当該会社、官公署又はその財務代理人より株式、公債又は社債を返納又は交付するため輸入するとき。

五 入国者が携帯輸入するとき。但し、本邦に永住する目的をもつて入国する本邦人の携帯輸入する外貨証券を除く。

六 入国の際、前号の規定により携帯輸入を認められた証券を出國の際、携帯輸出するとき。

（その他）

第二十三條（45） 前二條に規定するもの以外の支拂手段及び債権を化体する書類の輸出又は輸入は、大藏大臣の許可を受けることを要しない。

第六章 雜 則

一 政府機關の行爲

第二十五條(66) 法又は法に基く命令の決定中政府機關又は外國爲替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、左に掲げる政府機關が当該許可、承認その他の処分を要する行爲をする場合に於いてはこれを適用しない。

一 外國爲替管理委員會が外國爲替管理委員會設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)及び外國爲替特別會計法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の規定に従つてする場合

二 郵政大臣が郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第三條第一項第二号及び第三條第十八号並びに郵便爲替法(昭和二十三年法律第六十号)第六條の規定に従つてする場合

三 通商産業大臣が通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)

第四 條及び貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)の規定に従つてする場合

四 前各号に掲げる場合の外、政府機關が主務の政府機關の同意を得てする場合(事務)

第二十五條(69) 大藏大臣は、本邦へ入附し、又は本邦から出附する者の携帯する支拂手段、証券又は債権を化体する書類に関する買上、保管その他の事務について、必要と認めらるるものを日本銀行に委任することができる。

2 日本銀行は、前項により委任された事務の一部を大藏大臣の承認を受けて銀行に委任することができる。

3 日本銀行が前項の規定により委任された事務を自行が行うにつき必要を認時は、日本銀行の負担とし、前項の規定によりその委任を受けた銀行がその事務を行うにつき必要を認時は、國の負担とする。

To:

(外幣為替銀行取扱店番号)  
Office of Foreign Exchange Bank

(銀行記入欄) To be filled out by Bank

From:

(輸出者) (Exporter)

1. (銀行証明番号) Bank Certificate No.

2. (通商省許可番号) MITI License No.

Request is made for clearance of the described shipment in accordance with the following terms and conditions.

1. (取引の細目) Trade Details

1. (買主) Buyer:

2. (在日買主代理店) Buyer's agent in Japan:

3. (船積物品) Commodity to be shipped

a. (品名、型、銘柄) Name, type & grade:

b. (送り状記載金額) Estimated maximum amount of invoice: (FOB) (CIF) (C&F)

c. (船積化前地) Final destination:

4. (船積予定日) Estimated date of shipment:

5. (輸出内容に下記を含むや) Does export involve:

a. (加工貿易) Processing deal

b. (米穀貿易(バーター)) Compensation arrangement (barter) etc.

c. (その他の標準決済方法以外の決済) Other non-standard payment arrangement.

II. (代金決済) Fiscal Arrangement

1. (決済の条件及び方法) Method and terms of payment:

a. (現金又は小切手金額) Cash or check amount:

b. (信用状) L/C:

Issuing Bank (発行銀行名)

(信用状番号) No.

(種類) Type

(手形種類) Usance

(金額) Amount

c. (オープンアカウント) Open account:

(国名) Name of Country (通商使館領の承認) Mission's Approval (支拂保証手段) Method L/C, L/A

d. (信用状記載最終船積日) Latest shipping date on L/C:

(信用状期限) L/C Expiration date:

e. (その他の決済手段) Other payment arrangement:

III. Exporter's Declaration

(輸出者の宣言)

上記輸出はあらゆる点に於て本邦の關係法令に違反せず且つ最終仕向國に於ける不公正な競争の禁止に関する法令を十分考慮したものであることを承認する  
I certify that the above described export conforms in all particulars with applicable laws and regulations of Japan and that cognizance has been taken of the laws and regulations regarding unfair competition in the countries of final destination of the goods.

(署名) Signed by:

(輸出者) Exporter

IV. A. Under the authority extended by law, we, the undersigned certify that the above described export is given clearance in the following respects:

a) (輸出許可不要) License is not required.

b) (通商省輸出許可券) MITI license has been issued. } (不要項目を消去する) strike one

c) (支拂手段保証済) Payment arrangements are adequate.

(船積前必要書類完備済) Preliminary papers are in order.

B. (名前) The

(銀行名、責任者署名) Bank's Name & Auth., Signature

銀行が輸出書類を取扱う

Bank will effect negotiation of export documents.

V. (外貨決済の証明) Certification of Foreign Exchange Settlement

1. (外貨受領の日附及び金額) Date and amount of foreign exchange received:

2. (支拂方法) Method of payment: a. (信用状に基づく為替手形番号) Bill of Exchange under L/C No.

b. (その他の支拂方法) Other method of coverage

3. (輸出者に支拂つた円手帳) Total yen paid to exporter:

4. (優先外貨算定率) Retention %

(運賃) Freight:

(保険料) Insurance:

5. (備考) Remarks:

6. (銀行の署名) Bank's Signature:



備考 区 別  
Distribution of Copies

税関申告書 入庫書 司分簿  
Customs Declarant M/F SCAF

申告書 税関  
Declared at Customs House

船名 船種  
Vessel Name

出港年月日  
On

積込港  
Transshipment if any

積込地  
(city)

積込港  
(port)

積込国  
(country)

積込国  
(country)

積込国  
Country of Origin

積込国  
Country of Origin

申告者住所氏名  
Declarant (Name)

賣主住所氏名  
Seller (Name)

積込先  
(Address)

積込先  
(Address)

積込先  
(Address)

品名  
Item

許可書号  
Case No.

品目番号  
Commodity Code No.

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

品名  
Commodity Description

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

数量  
Quantity

日本国税関  
Japanese Customs Service

輸出申告書  
EXPORT DECLARATION

形式番号  
Form No. 1  
積込先  
Country of Origin  
積込先  
Country of Origin  
積込先  
Country of Origin  
積込先  
Country of Origin

Table with columns for Item, Commodity Code No., Quantity, Net Quantity, Gross Shipping Weight, Total FOB Value, etc.

船名  
Vessel Name  
積込先  
Country of Origin  
積込先  
Country of Origin  
積込先  
Country of Origin

Chapter III Foreign Exchange Budget

Article . The foreign exchange budget will be based on a careful and cautious appraisal of foreign exchange availability so that the danger of deficits, resulting in defaults or undesirable depletion of reserves, are avoided.

Article . The foreign exchange budget must be prepared with due regards:

(a) To the convertibility or transferability of currency.

(b) To the requirement for a working reserve sufficient to insure the elasticity necessary to meet ordinary contingency of trade and transaction.

Article . The Ministerial Council shall have the responsibility of determining what portion of the available balances of exchange in various currencies should be maintained as a reserve to meet deficits arising out of errors in calculation or errors in estimation or unforeseeable contingencies.

Article . The foreign exchange budget may be changed only by the ministerial council and only in exceptional cases.

Article . Any government agency responsible for authorizing the use of funds budgeted by the Council may not exceed the amount budgeted in such authority without the approval by ministerial council.

裏  
面  
白  
紙

FOREIGN RESERVES AND FOREIGN TRADE CONTROL LAW

(17 Nov. 1940)

Chapter I	General Provisions.
Chapter II	Foreign Exchange Banks and Money Changers.
Chapter III	Foreign Exchange Budget.
Chapter IV	Concentration of Foreign Exchange.
Chapter V	Restrictions and Prohibitions.
Section I	Payments
Section II	Non-trade Transactions.
Section III	Claimable Assets.
Section IV	Securities
Chapter VI	Foreign Trade.
Chapter VII	Appeals
Chapter VIII	Miscellaneous
Chapter IX	Penalties
	Supplementary Provisions

Foreign Exchange Control Board

裏  
面  
白  
紙

~~Law concerning the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law~~

Chapter I. General Provisions

(Purpose)

Article 1. The purpose of this Law is to provide for the control of foreign exchange, foreign trade and other foreign transactions, necessary for the proper development of foreign trade and for the safeguarding of the balance of international payments and the stability of the currency, as well as the most economic and beneficial use of foreign currency funds, for the sake of the rehabilitation and the expansion of national economy.

(Review)

Article 1-2. The provisions of this Law and of orders issued to implement this Law shall be reviewed with the objective of gradually relaxing the restrictions established by this Law, or the orders issued thereunder, as the need for them subsides.

(Establishment of the Foreign Exchange Control Board)

Article 1-3. There shall be established by a separate law an organization titled the Foreign Exchange Control Board.

(Definitions)

Article 5. For the purpose of ensuring uniformity in the application of this Law or of orders issued pursuant to this Law, the following expressions shall have the meanings hereby assigned.

1-2. "Japan" shall mean Japan proper, Ichiindo, Shikoku, Ryukyu and dependent islands thereof as stipulated by orders.

2. "Abroad" shall mean any territory outside Japan.

2-2 "Exchange Residents" shall mean all natural persons who have their regular place of abode or who customarily live in Japan, and also juridical persons having their seat or place of administration in Japan.

裏  
面  
白  
紙

"Exchange Non-Residents" shall mean all persons, natural or juridical, other than those falling under the meaning of exchange Residents."

The branches, sub-branches, agencies and other firmly established places of business of exchange Non-Residents are considered to be exchange Residents irrespective of whether they are independent in law or not and even if the place of their administration or their headquarters is located abroad.

The Minister of Finance may in cases of doubt decide whether a certain person or other body is an exchange resident or exchange non-residents.

- ? 3. "Foreign exchange" shall mean bills of exchange, cheques (including travellers' cheques), telegraphic transfers, postal money order and instructions for payment, transfer and/or collection through authorized foreign exchange banks, directed to or from territories having different currency units, or expressed in foreign currencies.
- ? 4. "Letter of credit" shall mean documentary letter of credit, clean exchange letter of credit, instruction for purchase of exchange, letter of authority, authority to purchase, authority to pay against bill of lading, travellers' letter of credit and other letters giving authority to draw or purchase bills, or to make payment of currency on the basis of credit or guarantee by the issuer.
- ? 4-2. "Means of payment" shall mean currencies, bills of exchange, cheques (including travellers' cheques), telegraphic transfers, postal money order and instructions for payment, transfer and/or collection as well as letters of credit.
- 4-3. "Foreign means of payment" shall mean foreign currencies as well as means of payment which are payable abroad irrespective of the currency in which they are expressed.

裏  
面  
白  
紙

*Domestic means of payment*

- 5. "Securities" shall mean entries in debt and stock registers, bonds, shares, certificates giving title to bonds or shares, treasury bills, scrips, profits certificates and similar documents, as well as interest and dividend coupons and talons.
- 6. "Foreign securities" shall mean securities which are payable abroad or expressed in foreign currency values.
- 6-2. "Claimable assets" shall mean time deposits, demand deposits, life insurance policies, balances in current account, and any claims to be paid, expressed in terms of currency in so far as they are not embodied within the meaning of other items of this Article.
- 7. "Foreign claimable assets" shall mean those payable abroad or in foreign currency.
- 7-2. "Precious metals" shall mean bullions of gold, silver, platinum, ruthenium, rhodium, osmium, iridium and iridosmine, alloys thereof, all goods principally composed of such metals, as well as gold and silver coins withdrawn from circulation, commercial coins, commemorative coins and gold medals.
- 8. "Goods" shall mean movable goods, with the exception of precious metals, means of payment, securities and other documents or books in which property rights are embodied.
- 9. "Foreign currency funds" shall mean funds expressed in foreign currencies acceptable for settlement of foreign transactions.
- 10. "Foreign exchange business" shall mean selling and buying of foreign currencies or foreign exchange, issuance of letter of credit directed to foreign countries and undertaking of request for payment or collection between Japan and foreign countries, and other business incidental thereto, when performed as business.

裏面白紙

11. "Foreign exchange banks" shall mean a bank engaged in foreign exchange business, having obtained the authorization under Article 10, Paragraph 1 (including foreign banks having their places of business in Japan; the same hereinafter).
14. "Money changing business" shall mean buying and selling of foreign currencies (and buying of) travellers' cheques, when performed as business. (directed from foreign countries or expressed in foreign currencies) ✓
15. <sup>Money changers</sup> "Foreign exchange shop" shall mean a person engaged in foreign money changings, having obtained the authorization under Article 17, Paragraph 1.

(Rate of exchange)

- Article 7. The basic rate of exchange of the national currency shall be unitary, for all types of transactions, and determined by the Minister of Finance with the approval of the Cabinet.
2. The Minister of Finance shall, maintain orderly cross rates of exchange with foreign currencies.
  3. The Foreign Exchange Control Board shall, with the approval of the Minister of Finance, determine the rates of exchange, at which it will buy or sell foreign exchange.
  4. The Foreign Exchange Control Board may, with the approval of the Minister of Finance, fix the buying and selling rates of exchange at which authorized foreign exchange <sup>transactions</sup> may be executed as well as commissions related thereto.

裏  
面  
白  
紙

5. The buying and selling rates may not differ from the basic exchange rate under Paragraph 1 in the case of spot exchange transactions by more than one (1) per cent.
6. When the Minister of Finance or the Foreign Exchange Control Board determined, in accordance with the provisions of Paragraph 1 or 4, the basic rate or the buying and selling rates of exchange or commissions thereto, no person may perform transactions not in accordance therewith.

(Designated currencies)

Article 5. Transactions <sup>authorized</sup> ~~permitted~~ under this Law may be effected only with currencies prescribed by the Minister of Finance.

(Duty to proceed through authorized foreign exchange banks)

Article . In Japan, all payment and/or receipt to or from exchange non-residents shall be made through foreign exchange banks, provided that the above shall not apply when the payment and/or receipt is made through set-off accounting with the approval of the Foreign Exchange Control Board.

(Restriction of foreign currency transactions in Japan)

Article 7.

(Duty to collect <sup>claimable assets</sup> ~~credits~~)

Article 8. Except in the cases prescribed in Article 40, any person who acquired claimable assets against exchange Non-Residents shall collect <sup>full value of</sup> ~~the same~~ immediately (or immediately after the expiration or fulfillment of terms or conditions as to those subject to such terms and conditions) to Japan, provided that the above shall not apply when the approval of the Foreign Exchange Control Board is obtained.

(Suspension)

裏  
面  
白  
紙



(Suspension of foreign exchange transactions)

Article 9. The Minister of Finance may, if deemed urgently necessary in case a sudden change took place in the international economic situation, suspend for a designated period by means of the Ministry of Finance Ordinance the whole or a part of transactions concerning foreign currencies, foreign exchange or foreign securities. *other than those specified*

(Prohibition of capital flight)

~~Article 5-2. Any person shall not, in performing foreign transactions, intend to take capital flight from Japan.~~

裏  
面  
白  
紙

Chapter II. Foreign Exchange Bank and Foreign Exchange Shop.

(Foreign Exchange Banks)

Article 10. Any bank which intends to perform foreign exchange business shall obtain the authorization of the Minister of Finance by designating offices where the business shall be performed (including offices in foreign countries of banks which are juridical persons under Japan law; the same hereinafter) and the scope and conditions of such business.

2. The Minister of Finance shall not give the authorization under the preceding paragraph, if he deems that the bank concerned will have difficulty in <sup>procuring</sup> ~~obtaining~~ sufficient international <sup>credit</sup> ~~credence~~, or it has not sufficient staff capable ~~enough~~ of performing foreign exchange transactions effectively.

3. The authorized foreign exchange bank shall obtain the authorization of the Minister of Finance, in case it intends to newly establish ~~new~~ offices performing foreign exchange business, alter the name or location of such offices, or alter the <sup>scope</sup> ~~scope~~ of foreign exchange business.

4. The foreign exchange bank shall notify the Minister of Finance in advance, in case it intends to relinquish foreign exchange business at <sup>all</sup> ~~the whole~~ or <sup>any</sup> ~~a part~~ of offices performing such business.

(Business contracts)

Article 11. The foreign exchange bank shall obtain the approval of the Foreign Exchange Control Board in case it intends to conclude with <sup>before concluding arrangement</sup> ~~to transact business~~ under the provisions of the law with banks or other financial organs in foreign countries for <sup>banks or other financial organs abroad</sup> ~~continuously performing foreign exchange transactions~~. The same shall apply in case it intends to alter the content of approved contracts.

(Duty)

裏面白紙

(Duty of confirmation of authorized foreign exchange banks)

Article 12. The foreign exchange bank shall, in case it intends to perform transactions with clients concerning foreign exchange business, not perform such transactions unless it satisfies itself that the clients concerned have obtained, or are not required to obtain, approval in accordance with the provisions of this Law.

(Restriction of crediting and debiting)

Article 13. The foreign exchange bank shall not credit or debit the accounts of its offices or of banks and other financial organs abroad with which it has concluded business contracts prescribed in Article 11, unless on the basis of legitimate foreign exchange transactions, provided that the above shall not apply when it makes internal transfer or expenses or losses or profits with the approval of the Foreign Exchange Control Board.

(Holding and disposal of foreign currency funds)

Article 14. The foreign exchange bank may hold foreign currency funds necessary for performing its foreign exchange business.

2. In regard to the kind and limit of foreign currency funds which may be held in accordance with the provision of the preceding paragraph, approval of the Foreign Exchange Control Board shall be obtained.

(Sanction)

Article 15. The Ministry of Finance may, in case the authorized foreign exchange bank violated or attempted to violate the provisions of this Law, or any order or disposition issued on the basis of this Law, cancel the authorization under Article 10, Paragraph 1, or suspend the foreign exchange business of the office which committed such violation for and/or restrict the scope of its foreign exchange business, for a period <sup>not exceeding</sup> of one (1) year.

(Shall not override any penal clauses)

裏面白紙

(Article 16. Deleted)

(Money changers)

Article 17. Any person who intends to perform money changers' business

shall obtain the authorization of the Minister of Finance, ~~by~~ designating offices where the business shall be performed and the scope of such business.

2. The provisions of Article 10, Paragraph 3 and 4 as well as Article 15 shall apply mutatis mutandis to money changers.

(Duty to report)

Article 18. The authorized foreign exchange banks and money changers shall

report to government agencies as may be designated by Cabinet Order, concerning foreign-exchange business of money changers' business. <sup>transacted under provision of law</sup>

裏  
面  
白  
紙

外国為替及び外国貿易管理法

目次

第一章 総則(第一條—第九條)

第二章 外国為替銀行及び西替商(第十條—第十五條)

第三章 外国為替予算(第十六條—第二十條)

第四章 外国為替の集中(第二十一條—第二十六條)

第五章 制限及び禁止

第一節 支払(第二十七條—第二十九條)

第二節 債權(第三十條)

第三節 証券(第三十一條—第三十五條)

第四節 不動産(第三十六條—第四十一條)

第五節 その他(第四十二條—第四十六條)

第六章 外国貿易(第四十七條—第五十五條)

第七章 不服の申立(第五十六條—第六十四條)

第八章 雜則(第六十五條—第六十九條)

第九章 罰則(第七十條—第七十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、国際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するに必要なる外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行はむつて國民經濟の復興と発展とに寄與することを目的とする。

(再検討)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴ひ逐次緩和する目的をむつて再検討するものとする。

(関係審議会)

第三條 内閣に關係審議会を設置し、外國為替手筈を作成する責任を負う機關とする。

2 關係審議会、組織及び運営は、政令で定める。

(外國為替管理委員会)

第四條 別に法律で定めるところにより、外國為替管理委員会を設置する。

(適用範囲)

第五條 この法律は、本邦内に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他従業者が、外國においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他従業者が、外國においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(定義)

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を齊一にするため、

左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附属の島  
と云う。

二 「外国」とは、本邦以外の地域と云う。

三 「本邦通貨」とは、日本円を單位とする通貨と云う。

四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨と云う。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に  
主たる事務所を有する法人と云う。非居住者の本邦内の支店、出張所その他  
の事務所は、法律上代理権があるか否とにかかわらず、その主たる事務所  
所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人と云う。

七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、~~金貨~~、~~小切手~~、~~為替手形~~、~~郵便為替~~、~~信用状~~その他支拂指図と云う。

八 「対外支<sup>の</sup>手段」とは、外国通貨その他通貨の單位のいかんにかかわらず、  
~~外国通貨を主たる表示とする~~、又は<sup>外国通貨を主たる表示とする</sup>支拂手段と云う。  
（外国通貨を主たる表示とする支拂手段とは、外国通貨の單位のいかんにかかわらず、  
外国通貨を主たる表示とする支拂手段をいふ。）

九 「内国支拂手段」とは、対外支拂手段以外の支拂手段と云う。

十 「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミ-  
ウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並  
びに金貨及び銀貨（流通しないものに限る）、取引の対象又は記念品  
たる硬貨、金メダルその他これらの金屬を主たる材料とする物と云う。

十一 「証券」とは、登録されていると否とを問わず公債、社債、株式及び出  
資の持分<sup>（公債）</sup>又は株式に関する権利を與える証書、債券、国庫証券、抵

当証券、仮証券、利潤証書及び類似の証券、利札、配当金引当証券  
及び利札引当証券という。

十二 外貨証券とは、外国において支拂を受けることのできる証券又は外  
国通貨をもつて表示される証券という。

十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保  
命保険証券、当座勘定残高及び貸借、入札その他に因り生ずる金銭  
債権で前各項に掲げられていないものをいう。

十四 「外貨債権」とは、外国において、又は外貨をもつて支拂を受ける  
ことのできる債権をいう。

十五 「貨物」とは、貴金屬、支拂手段及び証券その他債権を化体する  
証券以外の動産をいう。

十六 「財産」とは、第一項、第十項、第十一項、第十二項及び前項に  
規定するものを含む財産をいう。

十七 「負債」とは、第一項、第十項、第十一項、第十二項及び前項に



(外国為替相場)

第七條 本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ單一とし、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める。

2 大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を維持しなければならぬ。

3 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならぬ。

4 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。

5 外国為替の直物取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6 大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項、第二項又は第四項の規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めるときは、何人もこれによつて取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行われなければならない。

(取引の非常停止)

第九條 大蔵大臣は、国際経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令でこの法律の適用を受ける取引の第一條に規定するものを除くことを停止することができる。

政令で定めるときは、この法律の適用を受ける取引の第一條に規定するものを除くことを停止することができる。

2. 以上別次イ及びロの停止は、その停止の時から二ヶ月以内のうちに、その停止の理由を説明し、その停止の期間及びその再開の時期は、政令で定める期間は、  
 (外国為替銀行) 及び両替商 停止は、政令で定める期間は、  
 (外国為替銀行) 及び両替商 停止は、政令で定める期間は、

第十條 外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする營業所

所(本邦法人である銀行の外国にある營業所を含む。以下同じ。)並に

業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

二 大蔵大臣は、当該銀行が十分な國際的信用を得ることが困難であると

認められる場合又は、外国為替取引を行うに足りる職員を有していないと認め

られる場合には、前項の認可を撤回してはならない。

三 外国為替銀行は、外国為替業務を営む營業所を新設し、外国為

替業務の營業所を営業所と名称若しくは位置を変更し、又は外国為替

業務の營業所を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければ

ならない。

四 外国為替銀行は、外国為替業務を営む營業所を全部又は一部にか

ける外国為替業務を廃止しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければ

ならない。

(業務上の取極)

第十一條 外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関とこの

法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外

國為替管理委員会の承認を受けなければならぬ。

(外国為替銀行の確認義務)

第十二條 外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧

客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの

法律の規定により承認を受けていること又は承認を受けることを要し

ないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

(別表)

第十三條 大蔵大臣は、外國為替銀行が、この法律若しくはこの法律  
に基づく命令若しくは処分を違反し、又は違反しようとしたときは、第十條  
第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る業  
務所におけるこの法律の適用を受けざる業務を停止し、若しくは当該業  
務の内容を制限することができる。

(両替商)

第十四條 両替業務を営むとする者は、その営むとする営業所  
及び業務の内容を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 第十條第三項及び第四項、第十二條並に前條の規定は、両替商  
に準用する。

(報告義務)

第十五條 外國為替銀行又は両替商は、政令の定めるところにより、この  
法律の適用を受けざる業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外國為替予算

(予算の作成)

第十六條 外國為替予算は、外國為替の使用可能量の慎重な予測  
に基づいて、不足の発生に因り債務不履行又は予算費の望ましくない減  
少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七條 外國為替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成  
されなければならない。

- 一 通貨の交換又は振替の可能性
- 二 外國貨易の他の取引において通常止まることのあるべき不特  
定の需要に即応し得るよりに十分な通常予算費を設けること。

第十八條 外國為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測できな口緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨、別に一定の外國為替使用可能量を非常予備費として設けなければならぬ。  
第十九條 外國為替予算の変更は、閣僚會議会により例外的な場合に限つて行われる。

(予算の効力)

第二十條 閣僚會議会により外國為替予算に計上されたる資金の使用を認めらるる権限を有する政府機關は、閣僚會議会の承認を得ないで、その権限内の外國為替予算の金額をこえてその使用を認めなければならぬ。

第四章 外國為替等の集中

(対外支拂手段等の集中)

第二十一條 大蔵大臣は、政令により、<sup>大蔵大臣は、</sup>居住者たる者と非居住者たる者とを問はず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方法により保管若しくは登録し、又は外國為替特別会計、日本銀行、外國為替銀行その他者に公定価格（公定価格が厚いときは、時価）を参し、やくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せらるることがある。

一 本邦内にある対外支拂手段

二 本邦内にある貴金屬

第二十二條

居住者は、左に掲げる財産を、政令で定めるところにより、特定の場所に若しくは特定の方法により保管若しくは売却し、又は外國為替特別会計、日本銀行その他者に公定価格（公定価格が厚いときは、

時価)を参し、かくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨と対価として売却する義務を課せられることがある。

一 対外支拂手段

ニ 貴金屬

三 外貨債

四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所に又は特定の方法により保管又は登録する義務を課せられることがある。

一 内国支拂手段

ニ 本邦通貨をもつて表示する証券

三 本邦通貨をもつて表示する証券

#### (集中の特例)

第二十四條 前三條に基き政令において、外国為替銀行、株付貯蓄等  
に対するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五條 第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同  
條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基き  
命令の規定の適用を受ける取引により取得したものに限る。適用が  
あるものとする。

#### (債権の回収義務)

第二十六條 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取  
得した者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後直ちに、これを取  
り立てなければならぬ。

コ 何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁  
済をなす、又は弁済の遅延を黙認することとせしむることは、

因り、これを減額してはならない

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

(支拂の制限及び禁止)

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外国へ向けた支拂
- 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
- 三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領
- 四 非居住者との勘定の貸部又は借記

前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

- 一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の商品若しくは役物の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂
- 二 非居住者の本邦において認められた内国事業を遂行するための本邦通貨による支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をしてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が、外国において

これらの行為をする場合も同様とする。

### 第二節 債権

(債権に関する制限及び禁止)

第三十條 ~~相~~大蔵省令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分当事者となつてはならない。

一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示する債権

二 居住者間の外貨債権

三 居住者と非居住者間の債権

### 第三節 証券

(本邦内にある証券)

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、何人も本邦内にある証券について、売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転を、し、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

この前項の規定は本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

(外国にある証券)

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、居住者は、外国にある証券について、売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転を、し、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

(証券の保管)

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する黒金又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除くは、何人も、証券の保管に関する取極担当者としてはいない。但し大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合はこの限りでない。

(証券の発行)

第三十四條 大蔵省令で定めるところにより認められ、又は許可を授

けられた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 本邦通借の支拂われる証券を外国で発行すること。

二 居住者が外国で証券を発行すること。

三 非居住者が本邦で外貨証券を発行すること。

(証券の応募)

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合

を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

一 居住者が外貨証券に応募すること。

二 非居住者が本邦証券に応募すること。

第四節 不動産

(外国にある不動産)

第三十六條 大蔵省令で定めるところにより認められ、居住者は、外国にある

不動産又はこれに關する権利を譲渡してはならない。

第三十七條 大蔵省令で定めるところにより認められ、居住者は、外国にある自

己の不動産を処分し、又はこれに關する権利を放棄し、若しくは他に

提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八條 政令で定めるところにより認められ、居住者は、非居住者のために本

邦内にある不動産又はこれに關する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定めるところにより認められ、非居住者は、他の非居住者

から本邦内にある不動産又はこれに關する権利を譲渡してはならない。

第四十條 本邦省令で定めるところにより認められ、非居住者は、本邦内にある



る不動産を処分し、又はこれに關する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受け得る取引により取得したものに限り、適用があるものとす。

第五節 その他

(役務)

第四十二條 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受け得る支拂、決済その他取引を伴う役務に關する契約をしない。

第四十三條 政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相當の對価を支拂を受けず、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四條 前二條の規定の適用を受け得る者は、政令で定めるところにより、主務の政府機關の事前の承認を受け、又は当該政府機關に對して相當の對価を支拂を受け得ることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五條 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、債權、証券又は債權を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六條 前條に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出国する者に対する同條の規定の適用の方法及び程度を定め得る。

はならない。

(政令による制限等の補促)

第四十七條 この法律の目的を阻害するものと認めらるるものは、この法律の規定にかかわらず、政令を以て、本邦の国際收支に影響を及ぼすものがあるものに限る。ありゆる種類の財産に関する所有権若しくは権利についての行為、取得、行使又は処分を禁止し、制限し、若しくは特定の手段に準じたることとする。

第六章 外国貿易

貨物の輸出

第四十八條 貨物の輸出は、この法律の目的を達成する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の原則)

(輸出の原則)

第四十九條 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2 前項の政令による制限は、国際收支の均衡の維持及び外国貿易若しくは国民経済の健全な発展に必要な範囲をこえてはならない。

(支拂方法の証明)

第五十條

通商産業大臣は

政令で定めるところにより、

貨物を輸出しようとする者

者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることが出来る。

(輸出取引の公正)

第五十一條 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不

公正な競争を禁止しに關する法令を十分考慮した上で輸出せられ  
ばならぬ。

(船積の非常差止)

第五十條 通商産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、  
一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積  
を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十條 外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸  
入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、  
輸入の承認を受けなければならない。

(制裁)

第五十條 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、

この法律に基く命令又はこの法律に基く処分を違反した者に対して、  
一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。  
(税関長に対する指揮監督等)

第五十條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に  
属する貨物の輸出又は輸入に關し、税関長を指揮監督する。

通商産業大臣は、この法律に基く権限の一部を税関長に委任す  
ることを得る。  
政令で定めるところにより、

(担保の提供)

第五十條 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、  
輸入の履行を保證するたため、保證金、証券その他担保を提  
供する義務を課せられることがある。

貨物の輸入の承認を受けたる者が当該貨物を輸入しなかつたときは、

事件取扱いに付ては、

(手続規定)

第五十九條 不服の申立、予告、聴問及び決定の手続については、必要

は、政令で定め

二、二章 雜則

(公正取引委員会の権限)

第六十條 此の法律のいかなる條項も、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体

法(昭和二十三年法律第九十一号)の適用又はこれらの法律に基き、

公正取引委員会が如何なる立場において行使する権限をも排除し、

之を及ぼし、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機関の行為)

第六十一條 此の法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関は、外

國為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定め、改

府機関が当り、許可、承認その他処分を要する行為とする場合には、

政令で定めるときは、これを

報告義務

第六十二條 この法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律

の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の

適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴する事ができる。

(検査)

第六十三條 主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、

当該職員として、外國為替銀行又は両替商の営業所又は事務所に、

立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることが

政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物と  
国庫に帰属させることができる。

第七十章 不服の申立及訴訟

(不服の申立)

第五十七條 此法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機  
関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもちつて、  
当該政府機関に不服の申立をすることが出来る。

(聴問)

第五十八條 政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したとき  
は、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、  
公開による聴問を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければ  
ならない。

3 聴問に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して当該  
事業について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

第五十九條 当該政府機関は、当該事業について、文書をもつて決定を  
し、その字を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない  
ない。

(本記録)

第六十條 当該政府機関は、前二條の規定による聴問の本記録は、その記録

でさる。

2 前項の規定により当該職員が立入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)

第六十九條 主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律施行に關する事務の一部を、日本銀行又は外国為替銀行として取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行として取り扱わせる場合において、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替銀行の職員は、罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(明治四十年法律第四十五号)その他

第七章 罰則

第七十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価格の三倍加三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 外国為替の直物取引はあける売相場又は買相場を定めない場合において、第七十條第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引をした者

二 第七十條第六項の規定に違反した者

三 第八條の規定に違反した者  
 四 第十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務を営んだ者

五 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による許可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 六 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 七 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 八 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 九 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 十 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 十一 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 十二 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 十三 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者  
 第十四 第十條第二項又は第十四條第一項において準用する第三十條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務若しくは附帯業務を営んだ者

六 第十四條第一項の規定による認可を受けずに外國為替業務を営んだ者(外國為替銀行を除く)  
 第七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者  
 八 第二十七條の規定に違反した者  
 九 第二十八條の規定に違反した者  
 十 第二十九條の規定に違反した者  
 十一 第三十條の規定に違反した者  
 十二 第三十一條の規定に違反した者  
 十三 第三十二條の規定に違反した者  
 第十四 第三十三條の規定に違反した者

第三十條の規定に違反した者

第三十一條の規定に違反した者

十四 第三十六條の規定に違反した者

十五 第三十七條の規定に違反した者

十六 第三十八條の規定に違反した者

十七 第三十九條の規定に違反した者

十八 第四十條の規定に違反した者

第四十一條の規定に違反した者

第四十二條の規定に違反した者

十九 第四十五條の規定に違反した者

第四十七條の規定に違反した者

第四十八條の規定に違反した者

二十 第五十條の規定による命令に違反した者

第五十一條の規定による命令に違反した者

二十一 第五十二條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

第五十三條の規定による命令に違反した者

二十二 第九條、第二十一條から第三十三條まで、~~第四十一條~~ 第四十八條

條又は第五十二條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十一條 左の各号の一は該号する者は、一年以下の懲役若しくは十萬

圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第三項又は第十四條第二項において適用する第十條第

三項の規定による許可を受けずに、外国為替業務若しくは両替

業務を営む営業所を新設し、外国為替業務若しくは両替業

務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業

務若しくは両替業務の内容を変更した者



- 一 第三十三條の規定に違反した者
- 二 第三十四條の規定に違反した者
- 三 第三十五條の規定に違反した者
- 四 第四十二條の規定に違反した者
- 五 第四十三條の規定に違反した者
- 六 第四十四條の規定に違反して事前承認を受けなかつた者

第七十二條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第四項又は第十四條第三項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は兩替業務を度止した者

二 第十一條の規定による承認を受けず、同條の規定する取極を結んだ者

三 第十二條又は第十四條第三項において準用する第十二條の規定に違反した者

四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六 第五十條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七 第六十七條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は

虚偽の報告をした者

第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十八條の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答

弁をした者

第七十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をした

ときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金

刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その施行期日は、昭和二十五年<sup>三</sup>三月三十一日以後であつてはならない。

2 左に掲げる法令は、廃止する。

外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する法律（昭和二十年勅令 第五百七十八号）

外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和三十年勅令第六百十五号）

貿易等臨時措置道令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年 政令第五百九十九号）

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年 政令第三百五十三号）

3 この法律施行前に行つた行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でもなおその効力を有す。

4 第二項に掲げる法令の廃止に伴い必要な措置<sup>（指針）</sup>は、政令で定める。

5 外国為替管理法及び金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件は、昭和二十五年九月二日前の本邦人又は本邦人から支配若しくは管理していた法人が所有していた財産については、第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当分の間、なおその効力を有する。

外国為替及び外国貿易管理法

目次

第一章 総則（第一條—第九條）

第二章 外国為替銀行及び両替店（第十條—第十五條）

第三章 外国為替手続（第十六條—第二十條）

第四章 外国為替の集中（第二十一條—第二十六條）

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂（第二十七條—第二十九條）

第二節 債権（第三十條）

第三節 証券（第三十一條—第三十五條）

第四節 不動産（第三十六條—第四十一條）

第五節 その他（第四十二條—第四十七條）

正本

第六章 外国貿易（第四十七條—第五十五條）

第七章 不服の申立（第五十六條—第六十四條）

第八章 雜則（第六十五條—第六十九條）

第九章 罰則（第七十條—第七十三條）

附則

第一章 檢則

（目附）

第一條 この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、国際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するため必要なる外國為替、外国貿易及びその他の對外取引の管理を行い、もつて國民經濟の振興と発展とに寄與することを目的とする。

（再檢討）

第二條 この法律及びこの法律に基づく命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和する目的をもつて再檢討するものとする。

（國庫審議會）

第三條 内閣に國庫審議會を設置し、外國為替予算を作成する責任を負う機關とする。

國庫審議會の組織及び運営は、政令で定める。

(外国為替管理委員会)

第四條 別に法律で定めるところにより、外国為替管理委員会を設ける。

(適用範囲)

第五條 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、  
使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為  
にも適用する。本邦内に住所を有する人又はその代理人、使用人その他の従業者が、  
外国においてその人の財産又は業務についてした行為についても、同様とする。

(定義)

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を斉一にするため、左に掲げる用語  
は、左の定義に従うものとする。

- 一 「本邦」とは、本邦、北海道、四国、九州及び命令で定めるところの附屬の島をい  
う。
- 二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「本邦通貨」とは、日本円を単位とする通貨をいう。

四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事  
務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、  
法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合に  
おいても居住者とみなす。

六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、金貨、銀貨、小  
切手、為替手形、郵便為替、信託状その他の支拂指図をいう。

八 「対外支拂手段」とは、外国通貨その他の通貨の單位のいかんにかかわらず外国  
において支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。  
外国通貨として表示され、又は

九 「内国支拂手段」とは、対外支拂手段以外の支拂手段をいう。

十 「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミ

ウ、イリジウム及びイリドスミンの純金、これらのものの合金の純金並びに金貨及び銀貨（流通していないものに限る。）の取引の対象又は記念品たる硬貨、金メダルその他のこれらの金属を主たる材料とする物という。

十三 「証券」とは、登録されていると否かを問はず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に關する権利を與える証券、債券、國庫証券、地方証券、債權証券、利息証券及び類似の証券、利付、証金、<sup>受領証</sup>並びに利引換券をいう。

十四 「外貨証券」とは、外国において支拂を受けることができる証券又は外国通貨をもつて表示される証券をいう。

十五 「預金」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、<sup>貸付</sup>保険証券及び当座勘定残高<sup>貸付</sup>貸付、入札その他の他に因り生ずる金銭債權で前各号に掲げられていないものという。

十六 「外貨債權」とは、外国に於いて又は外貨をもつて支拂を受けることができる債權をいう。

十七 「貨物」とは、貴金屬、文書手帳及び証券その他の債權を化体する証券以外の動産をいう。

十八 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを包含し財産をいう。  
十九 居住者又は非居住者の区別が明白でない場合は、大蔵大臣の定めるところによる。  
二十 (外国為替相場)

第七條 本邦通貨の基準外国為替相場は、すべての取引を通じ、一とし、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める。

二 大蔵大臣は、各外国通貨について正しい裁定外国為替相場を維持しなければならぬ。

三 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、外国為替管理委員会が外国為替を売買する相場を定めなければならない。

四 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、正当な外国為替取引における外国為替の相場を及び買相場並びに送金手数料を定めることができる。

に限る。以下(5)。

5 外国為替の箇物取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外国為替相場又は第二項の裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。

6 大蔵大臣又は外国為替管理委員会が第一項、<sup>かう</sup>第二項、<sup>きつて</sup>第三項の規定により基準外国為替相場、裁定外国為替相場並びに外国為替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めるときは、何人もこれによらないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められる取引は、大蔵大臣の指定する通貨により行われなければならない。

(取引の非附停止)

第九條 <sup>主務</sup> 大蔵大臣は、国家経済の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があるとき認めるときは、<sup>法令で定めるときに限り、法令で定める期間内において</sup>省令を公布し、この法律の適用を受ける取引~~(第九條)~~を~~禁止する~~を停止することができる。  
<sup>この前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支拂を不可能とするものではなく、その停止に因る<sup>支拂の</sup>停止は、法令で定める期間内に限られるものとす。</sup>

第二章 外国為替銀行及び同業務

(外国為替銀行)

第十條 外国為替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所(本邦法人である銀行の外国にある営業所を含む。以下同じ。)並びに業務の内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。



2 大蔵大臣は、当該銀行が十分な實際的信用を得ることが困難であると認めるときは、又は外国為替取引を行うに足りる職員を有していないと認める場合には、前項の認可を撤回し得る。

3 外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）は、外国為替業務を旨とする營業所を新設し、外国為替業務を旨とする營業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務の内容若しくは内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

4 外国為替銀行は、外国為替業務を旨とする營業所の全部又は一部における外国為替業務を廃止しようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

（業務上の取極）  
第十一條 外国為替銀行は、外国にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外国為替管理委員会の承認を受けなければならない。

三 川

（外国為替銀行の確認義務）

第十二條 外国為替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認を受けていること又は承認を受けることを要しないことを確認し、後述なければ、その取引をしてはならない。

（罰 裁）

第十三條 大蔵大臣は、外国為替銀行が、この法律若しくは前この法律若しくは命令若しくは規則に違反し、又は違反しようとし、若しくは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る營業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

(両替商)

第十四條 両替業務を営もうとする者は、その営もうとする營業所及び業務の内容を定め、大藏大臣の認可を受けなければならない。

2 第十條第三項及び第四項、第十二條並びに前條の規定は、両替商(前項の認可を受けたる者)に準用する。

(報告義務)

第十五條 外国為替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外国為替

予算の作成)

外国為替予算

第十六條 外国為替予算は、外国為替の使用可能量の慎重な予測に基づいて、不足の発生に因り債務不履行又は準備費の甚ましくない減少に陥ることのないように作成さ

れなければならない。

第十七條 外国為替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

- 一 通貨の交換又は振替の可能性
- 二 外国貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即応し得るよう十分な通常準備費を設けること。

第十八條 外國為替予算を作成する場合には、計算若しくは評価の過誤又は予測でない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外國為替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

外國為替  
予算の變更

第十九條 外國為替予算の變更は、閣僚審議会により例外的な場合に限り行われる。  
外國為替  
予算の效力

第二十條 閣僚審議会により外國為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外國為替予算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章 外國為替等の集中

(對外支拂手段等の集中)

第二十一條 居住者たると非居住者たるを問はず本邦にゐる者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定的方式により保管若し

一五  
くは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは時価）を参し、やくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

- 一 本邦内にある対外支拂手段
- 二 本邦内にある貴金属

第二十二條 居住者は、左に掲げる財産を、政令で定めるところにより、特定の場所に若しくは特定の方法により保管若しくは登録し、又は外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行その他の者に公定価格（公定価格がないときは、時価）を参し、やくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある。

- 一 対外支拂手段
- 二 貴金属

六四

- 三 外貨債権
- 四 外貨証券

第二十三條 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所に又は特定の方法により保管又は登録する義務を課せられることがある。

- 一 内国支拂手段
- 二 本邦通貨をもつて表示する債権証券
- 三 本邦通貨をもつて表示する証券

（集中の特例）

第二十四條 前三條に基く政令においては、外国為替銀行及両替商に對するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

第二十五條 第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定、適用を受ける取引に關し取得したものに限り、適用があるものとする。

債権  
(債権の回収義務)

第二十六條 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は条件の成就後直ちに、<sup>債権</sup> ~~債権~~ <sup>債権</sup> 取得し立てなければならぬ。  
2 何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遅延を黙認することに因り、これを減損してはならない。

第五章 制限及び禁止

第一節 支拂

(支拂の制限及び禁止)

第二十七條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 外国へ向けた支拂
- 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
- 三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領

四 非居住者との協定の貸記又は借記

2 前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行為については適用しない。

- 一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂
- 二 非居住者の本邦において認められた内國事業を遂行するための本邦通貨による支拂

支拂

第二十八條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外国にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をしなくてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする場合も、同様とする。

第二十九條 この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外国にある財産の譲渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が、外国においてこれらの行為をする

る場合も同様とする。

第二節 債権

(債権に関する制限及び禁止)

第三十條 本邦法令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、并済、消滅、直接又は間接の移転その他の処分が当事者となつてはならない。

一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示する債権

二 居住者間の外貨債権

三 居住者と非居住者間の債権

第三節 証券

(本邦内にある証券)

第三十一條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

2 前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

(外国にある証券)

第三十二條 大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合を除いては、居住者は、

外国にある証券について売買、贈与、交換、貸借、寄託、質入若しくは移転をし、

又は当該証券に係る権利を移転してはならない。

又前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定の適用を受

る(証券の保管)にのみ取引に限り、適用があるとする。

第三十三條 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外国において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の当事者となつてはならない。但し、大蔵省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

(証券の発行)

第三十四條 大蔵省令で定めるところにより認められ、許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 居住者たる非居住者たるを問わぬ。又は募集本  
本邦通貨で支拂われる証券を外国で発行すること。  
又は募集本
- 二 居住者が外国で証券を発行すること。  
又は募集本
- 三 非居住者が本邦で外貨証券を発行すること。  
又は募集本

(証券の應募)

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 居住者が外貨証券に應募すること。
- 二 非居住者が本邦証券に應募すること。

第四節 不動産

(外国にある不動産)

第三十六條 大藏省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條 大藏省令で定める場合を除いては、居住者は、外国にある自己の不動産

を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八條 政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にあ  
る不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内に  
ある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條 大藏省令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処  
分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、  
これらの規定に定めたる不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規  
定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

第五節 その他

(役務)

第四十二條 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支拂、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三條 政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従って相当の対価の支拂を受けないで、非居住者に役務を供給してはならない。

第四十四條 前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機關の事前の承認を受け、又は当該政府機關に對して相当の対価の支拂を受け、ることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五條 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、貴金屬、証券又は債權を化体する書類を輸出又は輸入してはならない。

第四十六條 前條に基く政令においては、本邦に入国し、又は本邦から出頭する者に

イ  
イ  
入

對する同條の規定の適用方法及び程度を定めなければならない。  
政令は、前條に基く制限を満了する

第四十七條 この法律の目的を達成するに妨げられない、この法律の規定にかかわらず、政令は、本邦の國際収支に影響を及ぼすことのあるべきものの限り、前項の種類の財産に関する所有權を他の權利に對しての行為、取替、行使又は処分を禁止し、制限し、又は特殊の特典を課せられることがある。

第六章 外國貿易

(輸出の原則)

第四十八條 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。



(輸出の承認)

第四十條 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支辨の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2. 前項の政令による制限は、国庫收支の均衡の維持並に<sup>並に</sup>外國貿易及國民經濟の健全な發展に必要なる範囲をこえてはならない。

(支辨方法の証明)

第四十九條 通商産業大臣は、<sup>命令で定むる事項</sup>貨物を輸出しようとする者に対し、貨物の代金の天將が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることが出来る。

(輸取取引の公正)

第五十條 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向国における不公正な競争の禁止に關する法令を十分考慮し、且つ輸出しなければならない。

(船積の非常差止)

第五十<sup>一</sup>条 通商産業大臣は、時に緊急の必要があるとき、<sup>令で定むるときは、</sup>一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

第五十<sup>二</sup>条 外国為替手続の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

第五十<sup>三</sup>条 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に關し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分を違反した者に対し、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行ふことを禁止することができる。

(税関長に対する指揮監督等)

第五十<sup>四</sup>条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に關し、<sup>政令で定むるときは、</sup>税関長を指揮監督する。

(担保の提供)

第五十<sup>五</sup>条 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の履行を保證するため、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

二、貨物の輸入の承認を受けたる者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保を國庫に帰屬させることができる。

第七章 不服の申立及び訴訟

(不服の申立)

第五十<sup>六</sup>条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に対し

不服のある者は、その旨を記載した書面をもって、当該政府機関に不服の申立をすることができる。

(聴聞)

第五十<sup>七</sup>条 政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2. 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を明示しなければならない。

3. 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事業について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

第五十<sup>八</sup>条 当該政府機関は、当該事業について、文書をもって決定をし、その旨を不服の申立をした者及び利害関係人に送付しなければならない。

(記録)

(手続規定)

第五十九條 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(訴訟)

第六十條 この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるところにより裁判所に訴訟することができる。

第六十一條 この法律の規定による当該政府機関に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2. 前の提起は、政府機関の決定があつた後三十日以内に裁判所に対してしなければならない。

3. 訴訟を提起した者は、訴訟の旨を、当該政府機関及び当該聴聞に参加した利害関係人に送付するものとする。

第六十二條 当該政府機関は、訴訟の複本の送達があつた時から三十日(裁判所が期間の延長を認めるときは、その期間)以内に当該訴訟に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。その記録は、訴訟を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の同意があつたときは、簡略にすることができる。

第六十三條 審理は、記録に記載されたる事實の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手續の違法を立証する証拠を採  
用することができる。

第六十四條 裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しくは更に聽斷を行わせる  
ため、<sup>件</sup>事實を政府機関に差し渡し、又は当該政府機関の決定が左の各号  
に掲げる場合の一に該当するを原告の實質的權利が侵害されたと認められる場合にお  
いてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

- 一 憲法の條項に違反しているとき。
- 二 政府機関の法令による権限をこえて行つたとき。
- 三 手續に違法があるとき。
- 四 前各号の外法令の適用に誤があるとき。
- 五 適法且つ實質的な証拠がないとき。
- 六 裁判所による新なる審理の結果、決定の理由となつた事實が著しく不当である  
とき。

第六十條 当該政府機関が、前二條の規定による聽斷及び決定はついで記録を作成し  
た可いものとする。

(手續規定)

第六十一條 不審り申立、手続、聽斷及び決定の手續については、必要な事項は、政令で  
定める。

### 第八章 雜則

(公正取引委員會の権限)

第六十五條 この法律のいかなる條項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關す  
る法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第百  
九十一号)の適用又はこれらの法律に基き、公正取引委員會が<sup>い</sup>何なる立場におい  
て行使する権限をも排除し、変更し又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはな  
らぬ。

(政府機関の行為)

第六十條 此の法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為をする場合に、ついでに政府の差支るところに、これを適用しない。適用しない。

(報告義務)

第六十條 此の法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は関係人から報告を徴することができる。

(立入検査)

第六十條 主務の政府機関は、この法律の施行に必要限度において、当該職員として、外国為替銀行又は両替商の営業所又は事務所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問をすることができる。

2. 前項の規定により当該職員が立入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3. 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)

第六十條 主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行又は外国為替銀行をして取り扱わせることができる。

2. 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合には、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3. 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替銀行の職員は、刑法第四十一年は法律が定めるものの他、罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章 罰則

第六十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行為の目的物の価額の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

- 一 外国為替の直物取引に於ける売相場又は買相場を定むる場合において、第七條第五項の規定に違反し、外国為替の直物取引を
- 二 第七條第六項の規定に違反した者
- 三 第八條の規定に違反した者
- 四 第十條第一項の規定による認可を受けずして外国為替業務を営んだ者
- 五 第十三條（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反した者
- 六 第十四條第一項の規定による認可を受けずして両替業務を営んだ者（外国為替銀行を除く。）
- 七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者
- 八 第二十七條の規定に違反した者
- 九 第二十八條の規定に違反した者

外内

- 十 第二十九條の規定に違反した者
- 十一 第三十條の規定に違反した者
- 十二 第三十一條の規定に違反した者
- 十三 第三十二條の規定に違反した者
- 十四 第三十六條の規定に違反した者
- 十五 第三十七條の規定に違反した者
- 十六 第三十八條の規定に違反した者
- 十七 第三十九條の規定に違反した者
- 十八 第四十條の規定に違反した者
- 十九 第四十五條の規定に違反した者
- 二十 第五十條の規定に違反した者

三十一 第五十四條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

三十二 第九條、第二十一條から第二十三條まで、~~第四十條~~ 第四十條又は

第五十條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、第十條第三項又は第十四條第二項において準用する第十條第三項の規定による許可を受けないで、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設し、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務若しくは両替業務の内容を変更した者

二、第三十三條の規定に違反した者

三、第三十四條の規定に違反した者

四、第三十五條の規定に違反した者

五、第四十二條の規定に違反した者

六、第四十三條の規定に違反した者

七、第四十四條の規定に基く政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者

第七十二條 左の各号の一に該当する者は、~~三~~ 三個月以下の懲役又は五万円以下の罰金に

処する。

三六

- 一 第十條第四項又は第十四條第二項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は両替業務を廃止した者
- 二 第十一條の規定による承認を受けないで、同條に規定する取組を結んだ者
- 三 第十二條又は第十四條第二項において準用する第十二條の規定に違反した者
- 四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第四十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

六 第五十條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者

七 第五十六條の規定に基く命令の規定に違反して担保を提供しなかつた者

八 第六十條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第六十九條の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務<sup>又は財産</sup>に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

三七



附 則

この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日以後であつてはならない。

左に掲げる法令は、廃止する。

外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）

外国為替管理法の罰則の特例に関する件（昭和二十年勅令第六百十五号）

貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年<sup>改訂</sup>勅令第三百五十三号）

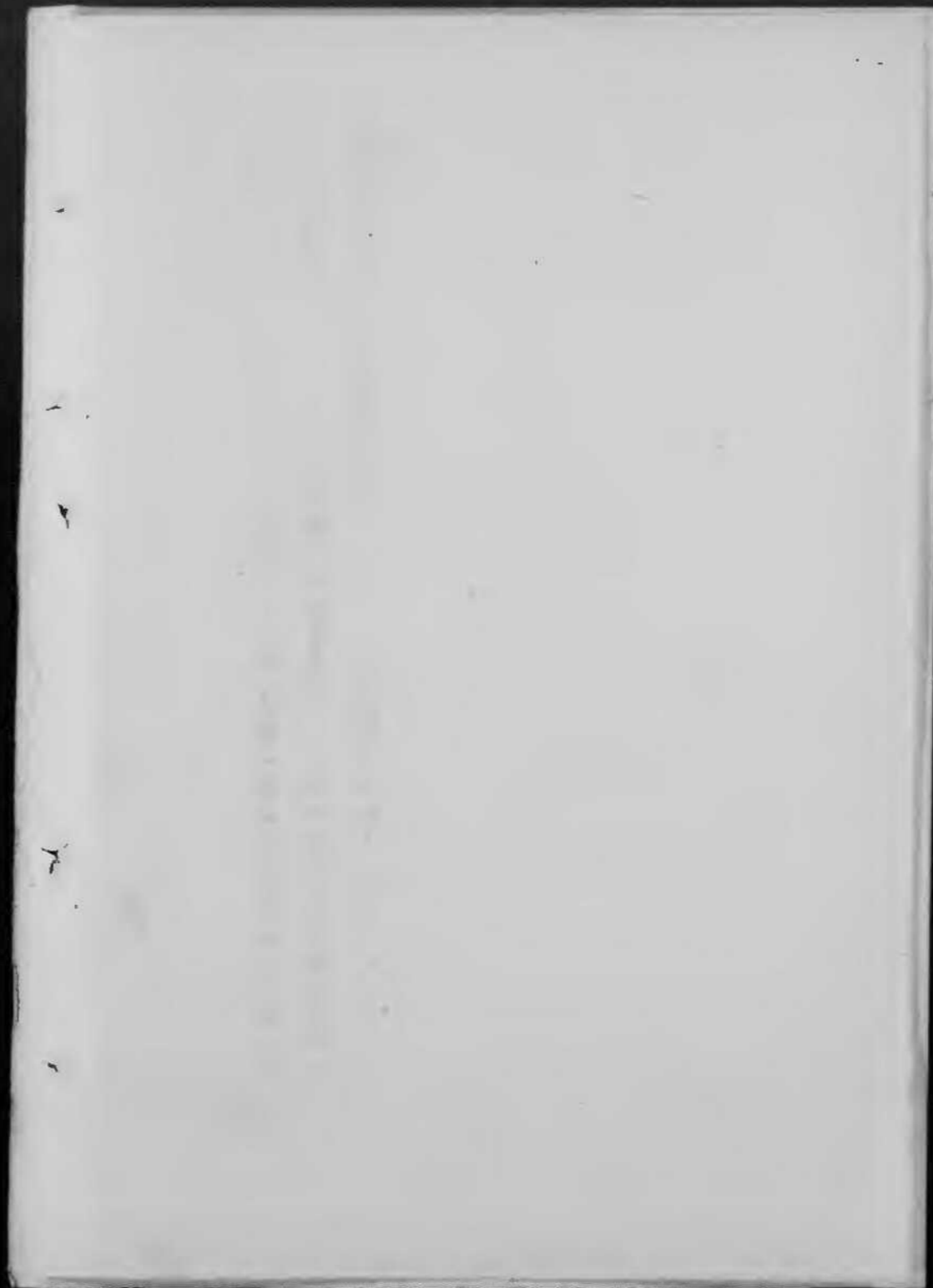
この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第二項に掲げる法令の廃止に<sup>（廃止）</sup>必要を<sup>（手続）に付しては</sup>指置に關しては、政令で定める。

外国為替管理法（<sup>（金）</sup>）銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止に関する件は、昭和二十年九月二十日前に本邦人又は本邦人が支配若しくは管理していた法人が所有していた財産に對しては、第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当分の間なおその効力を有する。

理由

外国貿易の正常な発展を図り、国際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用と確保するため、外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理に関する総合的な立法を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



政令第 号

外国為替及び外国貿易管理法の施行に關する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)に基づき、政令を制定する。

(輸出の許可)

第一條 外国為替及び外国貿易管理法(以下法という)第 條の規定により、

貨物を輸出しようとするときは、まづ為替の二に該当する場合、通商産業省令の定めるところに従つて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 別紙第一に掲げる貨物の輸出しようとするときは、

委託加工貿易契約又は該輸出に關するこれに対応する契約によつて貨物を輸出しようとするときは、

二 別紙第二に掲げる貨物、天南方法により、貨物を輸出しようとするときは、

通商産業大臣は、別項第三條の規定により、許可をすること又は、あらかじめ

通商産業大臣の同意を得なければならない。

一 通商産業大臣は、当該貨物の輸出により、国際收支の均衡又は国際貿易

の国民経済の健全な發展を阻害するため必要があるときは、前項

の許可をせず、又は別項の許可に條件を附することができる。

(契約の許可)

第二條 通商産業大臣は、法第五十三條の規定により、国際收支の均衡を維

持するに特に必要があるときは、通商産業省令で前條第一項の

ことに掲げる契約の締結に關して、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 省令を定めることとができる。

11/21

(特例)

第三條 前二條の規定は左に掲げる場合に適用しない

- 一 財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第百九十九号)第十六條から第十八條まで、第二十一條から第二十四條まで及び第二十六條第一項の規定による財産を輸出しようとするとき
- 二 日本船舶(船舶中へ外国船舶を含む)の用に供する船用品(漁業用品を含む)を輸出しようとするとき
- 三 別表オニに掲げる代金の決済方法による貸付額が五千円以下の価額の輸出しようとするとき

(税関の確認)

第四條 税関は、本法 條の規定により通商産業大臣の指示に従い、貨物

を輸出しようとする者は、本法 條の規定による証明を受けなければならないこと又はこれを受けることとを要し、これを確認しなくてはならない

(代金の回収の意義)

第五條

貨物を輸出した者か、外國爲替を振り出してその代金を回収すべき場合は、通商産業省令の定めるところに従わなければならない。

2 貨物を輸出した者は、左の各号の一に該当するときは、その各号で定められた日の翌日から三箇月以内に出発し、その代金を回収しなければならない。但し、その期間を事由を具してその代金を回収しないこと又は、その期間を延長することについて通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 価額の全部又は一部につき外國爲替の償還又は買戻をしたとき

二 輸出した貨物の代金につき価値増金が生じたときは、その価値増金を生じた日

3 通商産業大臣は、前項但書の許可をするには、その取引が資本の逃避その他法の制限を免れる目的で行われるものでないことを確認し、且つ、外國爲替管理委員会の同意を得

なればならない。

(戒告)

第七條 通商産業大臣は、法第五十一條の規定の趣旨に反する行為をしたと認められる者があつたときは、その者<sup>に對し、その旨</sup>を戒告する  
ことが出来る。

2. 通商産業大臣は、前項の規定による戒告を受けた者が、<sup>戒告を受けた者</sup>がその戒告を受けた後一年以内の期間を限り、貨物の輸出に際し通商産業大臣の許可を受くべしと命令することが出来る。

3. 通商産業大臣は、前項の規定により許可を受くべきことを命じた者から許可の申請があつたときは、その者が当該輸出に關し法第五十一條の規定の趣旨に反する行為を行つていないことを確認した後において許可しなればならない。

(輸出の事後審査)

第六條 通商産業大臣は、法第五十條及び第九條の規定により徴収した書類により、当該貨物が法の規定に従つて輸出されたか否かを審査するものとする。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第八條 通商産業大臣は、法第五十四條の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく銀行、税関及び同項の違反者に通知するものとする。

(報告)

第九條 通商産業大臣及び外国為替管理委員会は、この法律を実施するため必要があるときは、税関、貨物の輸出の許可を受けたる者、貨物を輸出した者、法律 條第

項に規定する銀行又は関係人から報告を徴することか  
ができる。



(不服の申立及び聴聞)

第十條 法第五十七條から法第六十一條までの規定に基づき、才 條才一項の許可を受けられたいと志す者、才 條才一項の条件又は法才五十四條の処分不服の申立を、才 條才一項の場、才 條才一項の聴聞請求書を通商産業大臣に提出し、聴聞を請求する。とある。

二 通商産業大臣は、前項の聴聞請求書を受理したときは、聴聞の期日及び場所を、該請求書に通知し、該請求書を受理した日から少くとも三十日以内、聴聞を行わなければならない。

三 聴聞は通商産業大臣又はその指名する職員を議長とする聴聞会において行ふ。

四 聴聞会には、通商産業大臣がその都度指名する職員を出席させて答弁

に當りせしむることとする。

五 議長は、聴聞会においてその秩序を維持する義務を負ふ。その職務の執行に妨げを及ぼす行為をする者は、秩序を乱すこととみなす。

六 議長は、必要あるときは、聴聞会を延期又は續行することとすることができる。

七 前項の場合には、議長は、次日の日時及び場所を当該聴聞請求人又は

その代理人に通知し、口頭で公示しなければならぬ。

八 議長は、聴聞を終了したときは、遅滞なくその結果と調書を作成し、これを

前項の調書に併せて、左の事項を記載し、議長がこれに署名を一つ押す。

此中「」を要す。

裏面白紙

- 一 件名
- 二 議長及び聴聞会に出席した職員の名
- 三 出頭した聴聞請求人の氏名又は欠席した聴聞請求人及びその代理人の氏名
- 四 聴聞の場所及び年月日
- 五 弁論の要旨
- 六 前條、調書に、聴聞請求人又はその代理人から申出があつた場合には、閲覧させなければならぬ。

附則

この政令は昭和二十四年十二月一日から施行する。

(公布の日から)

附則第四項に規定したる政令

一、左に掲げる法令又はこれに基き命令の規定により、認可、許可その他処分を受けるた者は、この法律又はこれに基き命令の規定により、認可、許可その他処分を受けるた者とみなすこととする。

(1) 外國為替管理法、即ち銀行法別表の第一号に列せらるるもの。

(2) 金、銀又は白金の地金を以て金貨の輸入に制限を課せしむるに關するもの。

(3) 貿易手続規則法。

(4) 財産又は貨物の輸入、輸出に關する政令。

(5) 日本銀行法別表の第一号に列せらるるもの。

二、左に掲げる法令又はこれに基き命令の規定は、そのうちこの政令の規定と矛盾するもの及びこの政令は、相當する規定のあるものを除いて、そのうちこの政令の規定と矛盾するものとする。

三、本令施行の際、従前法令の規定にかゝる外國為替管理法及び金、銀又は白金の地金の輸入の制限又は禁止等に関する件並に昭和二十一年大蔵省令第八十八号の規定

が適用、引用又は適用されるときは、この法令の施行の際、その限りにおいて外國為替管理法及び金、銀又は白金の地金の輸入の制限又は禁止等に関する件並に昭和二十一年大蔵省令第八十八号は、これを廢止し、その効力を有するものとすること。

外国為替及外国貿易管理法の一部を施行  
期日と定むる命令

11/24

第十四條 外国為替及外国貿易管理法(以下第三十四  
号法律中「中」中に掲げる改正は、附第三十  
四号十一月一日より施行する。

一 第一條及び第三條(中七條 第三項及び第五項  
を削除し、)及び第四十七條及び五十二條を

第九條、第十條及び第三十條を

第二十一條、第二十六條、第五十三條及び第五十四條

(輸送に係る部分に限る。)

(空物の)

三 第五十六條及び第七十三條(前二号に掲げる改正  
に係る部分に限る。)

法

第

号

四 附則第三項(外國為替銀行)一臨時措置等に因する政  
 令(昭和二十四年勅令第三百五十二号)の廢止に係る部分  
 (除く)中領物と該土に存する部分  
 五 附則第三及第四條の附則に據りて決定し得る部分  
 に限る。

T  
一



裏面白紙

外貨の管理に付いては昭和二十四年法律第一号の附則第一項の  
施行期日を定める政令(案)

二四一、二四

第廿條 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第一号)中左に掲げる規定は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

- 一 第一條から第八條まで(第七條第五項から第五項までを除く。)
- 二 第十條から第二十條まで及び第四十七條から第五十一條まで
- 三 第二十九條、第三十六條、第五十三條及び第五十四條(貨物の輸出に係る部分に限る。)
- 四 附則第二項中左に掲げる部分
  - イ 外国為替管理法(昭和十六年法律第八十三号)及び外国為替管理法の罰則の特例に関する件(昭和二十年勅令第六百十五号)中外国為替相場の取扱(貨物の輸出に係る規定の廃止に関する部分)

外国為替銀行及び両替商並に

裏面白紙

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）、貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）及び財産及び貨物の輸出入の取締りに関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）中貨物の輸出に係る規定の廃止に関する部分（昭和二十四年政令第三百五十五号）  
 五 附則第三項及び第四項（前号に掲げる規定に係る部分に限る。）

第二章 附則

一 二九号勅令は、昭和二十四年十一月一日より施行する。

二 外国為替特例令（第一條、令）外國通貨台の外債表示証券の取上りに

関する規定の施行期日（第一條）  
 第三條  
 第四條

第五條  
 第六條  
 第七條  
 第八條  
 第九條  
 第十條  
 第十一條  
 第十二條  
 第十三條  
 第十四條  
 第十五條  
 第十六條  
 第十七條  
 第十八條  
 第十九條  
 第二十條  
 第二十一條  
 第二十二條  
 第二十三條  
 第二十四條  
 第二十五條  
 第二十六條  
 第二十七條  
 第二十八條  
 第二十九條  
 第三十條  
 第三十一條  
 第三十二條  
 第三十三條  
 第三十四條  
 第三十五條  
 第三十六條  
 第三十七條  
 第三十八條  
 第三十九條  
 第四十條  
 第四十一條  
 第四十二條  
 第四十三條  
 第四十四條  
 第四十五條  
 第四十六條  
 第四十七條  
 第四十八條  
 第四十九條  
 第五十條  
 第五十一條  
 第五十二條  
 第五十三條  
 第五十四條  
 第五十五條  
 第五十六條  
 第五十七條  
 第五十八條  
 第五十九條  
 第六十條  
 第六十一條  
 第六十二條  
 第六十三條  
 第六十四條  
 第六十五條  
 第六十六條  
 第六十七條  
 第六十八條  
 第六十九條  
 第七十條  
 第七十一條  
 第七十二條  
 第七十三條  
 第七十四條  
 第七十五條  
 第七十六條  
 第七十七條  
 第七十八條  
 第七十九條  
 第八十條  
 第八十一條  
 第八十二條  
 第八十三條  
 第八十四條  
 第八十五條  
 第八十六條  
 第八十七條  
 第八十八條  
 第八十九條  
 第九十條  
 第九十一條  
 第九十二條  
 第九十三條  
 第九十四條  
 第九十五條  
 第九十六條  
 第九十七條  
 第九十八條  
 第九十九條  
 第一百條

（一）昭和二十四年十一月一日より施行する。  
 （二）外国為替特例令（第一條、令）外國通貨台の外債表示証券の取上りに関する規定の施行期日（第一條）  
 （三）  
 （四）  
 （五）  
 （六）  
 （七）  
 （八）  
 （九）  
 （十）  
 （十一）  
 （十二）  
 （十三）  
 （十四）  
 （十五）  
 （十六）  
 （十七）  
 （十八）  
 （十九）  
 （二十）  
 （二十一）  
 （二十二）  
 （二十三）  
 （二十四）  
 （二十五）  
 （二十六）  
 （二十七）  
 （二十八）  
 （二十九）  
 （三十）  
 （三十一）  
 （三十二）  
 （三十三）  
 （三十四）  
 （三十五）  
 （三十六）  
 （三十七）  
 （三十八）  
 （三十九）  
 （四十）  
 （四十一）  
 （四十二）  
 （四十三）  
 （四十四）  
 （四十五）  
 （四十六）  
 （四十七）  
 （四十八）  
 （四十九）  
 （五十）  
 （五十一）  
 （五十二）  
 （五十三）  
 （五十四）  
 （五十五）  
 （五十六）  
 （五十七）  
 （五十八）  
 （五十九）  
 （六十）  
 （六十一）  
 （六十二）  
 （六十三）  
 （六十四）  
 （六十五）  
 （六十六）  
 （六十七）  
 （六十八）  
 （六十九）  
 （七十）  
 （七十一）  
 （七十二）  
 （七十三）  
 （七十四）  
 （七十五）  
 （七十六）  
 （七十七）  
 （七十八）  
 （七十九）  
 （八十）  
 （八十一）  
 （八十二）  
 （八十三）  
 （八十四）  
 （八十五）  
 （八十六）  
 （八十七）  
 （八十八）  
 （八十九）  
 （九十）  
 （九十一）  
 （九十二）  
 （九十三）  
 （九十四）  
 （九十五）  
 （九十六）  
 （九十七）  
 （九十八）  
 （九十九）  
 （百）

（一）昭和二十四年十一月一日より施行する。  
 （二）外国為替特例令（第一條、令）外國通貨台の外債表示証券の取上りに関する規定の施行期日（第一條）  
 （三）  
 （四）  
 （五）  
 （六）  
 （七）  
 （八）  
 （九）  
 （十）  
 （十一）  
 （十二）  
 （十三）  
 （十四）  
 （十五）  
 （十六）  
 （十七）  
 （十八）  
 （十九）  
 （二十）  
 （二十一）  
 （二十二）  
 （二十三）  
 （二十四）  
 （二十五）  
 （二十六）  
 （二十七）  
 （二十八）  
 （二十九）  
 （三十）  
 （三十一）  
 （三十二）  
 （三十三）  
 （三十四）  
 （三十五）  
 （三十六）  
 （三十七）  
 （三十八）  
 （三十九）  
 （四十）  
 （四十一）  
 （四十二）  
 （四十三）  
 （四十四）  
 （四十五）  
 （四十六）  
 （四十七）  
 （四十八）  
 （四十九）  
 （五十）  
 （五十一）  
 （五十二）  
 （五十三）  
 （五十四）  
 （五十五）  
 （五十六）  
 （五十七）  
 （五十八）  
 （五十九）  
 （六十）  
 （六十一）  
 （六十二）  
 （六十三）  
 （六十四）  
 （六十五）  
 （六十六）  
 （六十七）  
 （六十八）  
 （六十九）  
 （七十）  
 （七十一）  
 （七十二）  
 （七十三）  
 （七十四）  
 （七十五）  
 （七十六）  
 （七十七）  
 （七十八）  
 （七十九）  
 （八十）  
 （八十一）  
 （八十二）  
 （八十三）  
 （八十四）  
 （八十五）  
 （八十六）  
 （八十七）  
 （八十八）  
 （八十九）  
 （九十）  
 （九十一）  
 （九十二）  
 （九十三）  
 （九十四）  
 （九十五）  
 （九十六）  
 （九十七）  
 （九十八）  
 （九十九）  
 （百）



裁上由印印施行規則

政令 号

外国為替及び外国貿易管理法第五十九條による  
不服の申立、予告、聽聞及び決定の手續に關  
する政令案

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年  
法律第 号）第五十九條の規定に基き、この政令を  
制定する。

（この政令の趣旨）

第一條 外国為替及び外国貿易管理法（以下「法」という。）  
第五十九條の規定による不服の申立、予告、聽聞及  
び決定の手續については、必要な事項は、この政令の定め  
るところによる。

（不服申立の手續）

第二條 法第五十六條の規定による不服の申立は、不服の申立  
をしようとする者（以下「不服申立人」という。）は、  
通知をうけた日から七日以内、当該処分を  
した政府機関（以下「政府機関」という。）に対して、  
不服の理由を述べ、不服の申立書を作成し、  
これを提出しなければならない。

前項の不服の申立は、不服の要<sup>（旨）</sup>、理由<sup>（旨）</sup>、  
を記載した~~申立書~~、不服申立書<sup>（旨）</sup>を作成し、  
提出しなければならない。

裏面白紙



又は発行することができる。

付 前条の場合には、議長は、次回の期日及び場所を不服申立人又はその代理人に通知し、且つ、公表しなければならない。

第十條 議長は、聽聞会終了後、議事録を聽聞会に提出し、且つ、公表しなければならない。

第十一條 調書を作成しなければならない。其後、議事録の記録につ

（決定）

第十四條 政府機関は、不服の申立に対する決定を行

2 不服の申立の可否は、決定し、理由を附するなければならない。

この政令は、昭和十一年十月一日から施行する。

第十三條 調書には、左の事項を記載し、議長が署名押印

- 一 聴聞会の期日及び場所
- 二 議長及び職名の氏名
- 三 不服申立人の氏名
- 四 出立人、早退申立人の氏名、利害関係人の氏名、代理人の住所及び氏名
- 五 本件に関する経緯の概要
- 六 申立人の氏名
- 七 陳述の陳述又はその要旨
- 八 証拠の提示したものは、その旨を記載し、標目
- 九 了り地陳述の経緯の概要
- 第十條 不服申立人の氏名、代理人の氏名、住所及び氏名を記載し、且つ、陳述の概要を記載し、且つ、証拠の提示したものは、その旨を記載し、標目

裏面白紙

大蔵省告示

大蔵省及び外務省貿易管理法（昭和二十四年法律第...）第六條第三項の規定によ  
り、本邦に於ける非金考しを次のように定める。

昭和二十一年十一月

大蔵大臣 池田勇人

本邦に住所又は居所を有する者で、本邦へ渡来した者は、本邦滞在期間が六月以内の場合、  
令に基き、非金考しをなす。

裏面白紙

大蔵省告示第 号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）第七條第一項及び第

二項の規定により、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を次のように定める。

昭和二十四年十一月 日

大蔵大臣 池田勇人

一 基準外国為替相場

アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき邦貨 三六〇円

二 裁定外国為替相場

連合王国通貨 一スターリング・ポンドにつき邦貨 一〇〇八円

裏面白紙

大蔵省告示第

号

外国為替及び外国貿易の管理法（昭和二十四年法律第

号）第八條の規定により、

対外決済の爲に用いる支拂手段を表示する通貨については、大蔵大臣が個別に指定したと  
きを除き、次のよりに指定する。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

合衆国通貨及び連合王国国通貨

裏面白紙

大蔵省告示第 号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号。以下法と略す。）第十條及び第十四條の規定により認可又は許可を受けようとする銀行及び両替商が提出する申請書について次のように定むる。

昭和二十四年十一月 日

大蔵大臣 池田勇人

- 一 法第十條第一項の規定による認可申請書は、様式第一により和文及び英文各一通を大蔵大臣提出すること。
- 二 法第十四條第一項の規定により提出する認可申請書<sup>（申請書）</sup>については、前号を準用すること。
- 三 法第十條第二項の規定による許可申請書は、様式第二により和文及び英文各二通を大蔵大臣に提出すること。
- 四 法第十四條第二項の規定により提出する許可申請書については、前号を準用すること。

(様式第一)

外国為替業務開始認可申請書

申請日附

(申請者) 銀行名

国籍

所在地

担当者氏名

電話番号

大蔵大臣

殿

標記の件下記の通り申請します。

1 外国為替業務を営むところの店舗の名称、所在地及び開始しようとする時期

店舗名	所在地及び電話番号	開始時期

2 営もうとする外国為替の業務内容

3 外国為替業務を営むことと必要とする理由

4 その他参考となる事項

(1) 外国為替業務に従事する人員数

経験年数一年未満の者 ..... (何名)

経験年数一年以上五年未満の者 ..... (何名)

経験年数五年以上の者 ..... (何名)

計

(何名)

(四) 各店舗において、将来一年間に取引取り扱う外国為替に関する取引の相手国な

る外国の地域別予想件数

(ハ) その他の事項

(代表者署名捺印)



(様式第二)

外国為替業務を営む店舗の新設(又は名称、  
位置若しくは業務内容の変更)許可申請書

(申請者) 銀行名 \_\_\_\_\_

申請日時 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

国 籍 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

大蔵大臣 \_\_\_\_\_ 殿

電話番号 \_\_\_\_\_

標記の件下記の通り申請します。

- 1 外国為替業務を営もうとする新店舗の名称、所在地(又は変更しようとする店舗若しくは位置)及びその開始(又は変更)しようとする時期

店舗名(旧店舗名)	所在地及び電話番号(旧所在地)	開始(又は変更)時期

- 2 変更しようとする外国為替業務の内容及び時期

- (i) 新業務の内容
- (ii) 旧業務の内容
- (iii) 変更時期

- 3 店舗の新設(又は名称、位置若しくは業務内容の変更)し、必要とする理由
- 4 新設店舗における将来一年間に取り扱う外国為替業務上関する相平済る

外国の地域別予想件数、その也を添はする事

(代表者署名捺印)

裏面白紙

(報告義務)

第 條 外國為替銀行又は両替商は、外國為替業務又は両替業務について、外國為替管理委員會の定めたる事項を、定期的に外國為替管理委員會に報告しなげなければならない。

2 大蔵大臣は、外國為替銀行又は両替商から、外國為替業務又は両替業務について必要な報告を徴することができる。

3 通商産業大臣は、外國為替銀行から、法第 6 章 各條の規定を実施するために必要な報告を徴することができる。

第 條 居住者たる者と非居住者たるとの別は、本部にある者で、外國為替銀行（非

居住者たる銀行）を母体とする支店又は出張所を設ける。以下本條において同じ。一及び兩禁商

以外に、大藏大臣が指定する支店又は出張所を設けるが、本邦内において所有する

支店又は出張所は、その本邦内において設置するに限り、十日以内、大藏大臣が

定むる規程で本邦為替銀行に準じて、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

目的を以て、その業務を執行するに限り、その業務を執行するに限り、又は売却の

（外貨資金の集中）

第 一 條 外國為替銀行又は両替商は、大蔵大臣の定める方式及び外國為替管理委員會の定める手續により、外國為替取引に因り取得した對外支拂手段又は外貨債権を外國為替特別会計に大蔵大臣の定める価格で本邦通貨を対価として売却しなげ小ばならない。

第 二 條 附則の規定は、外國為替銀行又は両替商がその取得した對外支拂手段又は外貨債権を、その限及の期間を定め、売却しないことについて大蔵大臣の許可を受けたときは、これを適用しない。

裏面白紙

裏面白紙

法第廿二條の規定に基くもの第 條  
除く規定の通り、集計の方式及び売却の価格を次のように定める。  
昭和二十一年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

一 外国為替銀行又は両替商は、外国為替取引に基き、取得した外国通貨及び外  
貨債権をスキャップ・ライセンスドバンクを通じて外国為替特別会計に売  
却すること。

二 顧客が外国為替銀行又は両替商に売却する価格は、法第七條第四項の規  
定により、定められた外国為替の買相場により換算した価格とする。

三 外国為替銀行又は両替商が外国為替特別会計に売却する価格は、法第七條  
第三項の規定により定められた外国為替管理委員会が外国為替買相場により換  
算した価格とする。

(債権の回収)

第

條

非居住者に対する債権を取得した者は、左に掲げる債権を除いては、当該債権の期限の到来又は条件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならぬ。

一 他の法令の規定により外国為替銀行、海運業者、保険業者その他の者が非居住者との約定の貸借記の許可を受けられた限度内で取得した債権

二 本邦人以外の居住者が本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に、外国において取得していた債権

三 本邦人以外の居住者が、本邦内に住所又は居所を有するに至つた日以前に外国にある支拂手段をもって、取得した債権

四 輸出貨物の買戻し、又は輸出貨物に関する増徴金、値増金その他これに準ずるものにより生じた債権を取得し、その取得した日から三月を超えない期間内にこれを取り立てる場合の債権

三 前二項に掲げる場合以外、債権を取得した者が、当該債権の期限の到来又は条件の成就後遅滞なくこれを取り立てないで、あらかじめ大蔵大臣の許可を得て、その後これを取り立て又は取生立てない場合の債権

裏面白紙

(政府機関の行為)

才 條 法又は法に基く命令の規定中政府機関又は外国為替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めたものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行為とする場合については、当該政府機関があつがじめ、主務の政府機関又は外国為替銀行の同意を得たときは、これを適用しない。

裏面白紙

附則

1. この政令は、公布の日から施行する。

2. 左に掲げる法令又はこれらに基く命令の規定により、主務大臣の認可、許可その他の処分を受ける者は、当該取引又は行為に付き、この政令の規定により、認可、許可その他の処分を受ける者とみなす。

外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）（但し、外国為替信託法施行規則（昭和廿九年大蔵省令第廿号）第廿一章各條の規定を除く）

金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅令第五百七十八号）

貿易高埠臨時措置令（昭和二十年勅令第三百二十八号）

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年政令第百九十九号）

外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和三十四年政令第三百五十三号）



う  
前項ハト掲ぐる法令又はこれらに基く命令の規定は、そのうち  
詰及びこの政令の規定と矛盾するもの及びこの政令中に  
相当する規定のあるものを除いて、法令の間、存す、効力  
を有する。

裏面白紙

4ニの政令施行のとき、他の法令の規定において、外国為替管理  
法及び金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止  
等に関する件並びにこれらの法令に基く命令の規定が、準  
用、引用又は適用と出ている場合においては、その限りにあつて、  
外国為替管理法及び金、銀又は白金の地金又は合金の輸  
入の制限又は禁止等に関する件並びにこれらの法令に基く  
命令の規定は、存するその効力を有する。

裏面白紙



と超えり  
水上の装置

研水

通信の施設

龍波

通信の施設  
龍波  
研水  
水上の装置

液体

液体  
通信の施設  
龍波  
研水  
水上の装置

通信の施設  
龍波  
研水  
水上の装置

四十一 文二一 木製物品

四十二 洋布

四十三 洋紙

四十四 洋布及洋紙 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸出されるものは限る)

四十五 洋布及び洋紙 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸出されるものは限る)

四十六 洋紙

四十七 肥料 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸入されるものは限る)

四十八 肥料 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸入されるものは限る)

四十九 肥料 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸入されるものは限る)

五十 肥料 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸入されるものは限る)

五十一 肥料 (昭和二十五年十二月三十一日までに輸入されるものは限る)

五十二 偽造製造物 (模造品) 直貨 郵便切手 若しくは印紙又は

五十三 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

五十四 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

五十五 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

五十六 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

五十七 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

五十八 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

五十九 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

六十 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

六十一 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

六十二 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

六十三 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

六十四 直貨 (模造品) 郵便切手 若しくは印紙又は

政令 第 号

輸出貿易管理令案

11/24

内閣は、外国為替及外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）第二十  
六條、第四十八條、第四十九條、第六十七條及び第六十九條の規定に基き、  
並に同法の規定と実施するを、この政令と制定する。

裏面白紙

(輸出の承認)

第一條 貨物を輸出しようとする者は、左の各号の一に該当するときは、通商産業省令で定める手續に従い、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

- 一 別表第一に掲げる貨物を輸出しようとするとき。
  - 二 委託加工貿易契約又は当該輸出についてこれに対応する輸入により取償する契約にあって貨物を輸出しようとするとき。
  - 三 外国為替管理委員会規則で定める代金の決済の方法(以下「標準決済方法」という。)によらぬ貨物を輸出しようとするとき。
- 二 通商産業大臣は、前項第三号の規定による承認をするときは、あらかじめ外国為替管理委員会の同意を得なければならぬ。

通商産業大臣は、別表第一号の第一号の二に掲げる貨物については、輸出の許可がなされた場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。

通商産業大臣は、当該貨物の輸出により健全な国際貿易関係が阻害され、又は国民経済の復興及び発展に障害を生ずることを防止するに必要があるとき、第一項の承認をせず、又は同項の承認に條件を附することができる。

(契約の許可)

第二條 通商産業大臣は、国際収支の均衡を維持するに必要があるとき、通商産業省令で定めるところは、前条第一項第二号の規定による承認は、同条に掲げる契約の締結につきあつた通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

(支払方法の証明)

第三條 貨物と輸出しようとする者は、通商産業省令の定めによる領に依り、外國為替銀行に於て該貨物の代金を又は該標準法所定法又は第一條第一項第三号の取立と受ける方法による行の帳簿に記し、該取立の取扱人の認印を、大藏省令の定めによる領に添付し、輸出申告書に提出し、輸出しようとする者は、この場合、前記の貨物の輸出と同様同法、第一号又は第二号の承認と受けることと要するものとする。又、承認と受けることを証する書類と添付しなければならない。

(行商)

第四條 前二條の規定は、右の場合に於て、適用しない。

別表第一に掲げる貨物と輸出しようとする者は、

一 別表第一上欄に掲げる者は本邦から出国する際、別表下欄に掲げる貨物を本人の陽性とし、又は税関の申告書の上別送して輸出しようとするときは、

(税関の承認)

第五條 税関は、通商産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が、本三條第二項の規定による証明を受けようとするとき又はこれと受けることを要しないことと承認しなればならない。

(代金の回収義務)

第六條 貨物と輸出した者は、左各号の一に該当するときは、それを各号で定むる日から三箇月以内これを受領すべき代金を回収しなればならない。但し、事由を具してその代金を回収しないこと又はその期間を延長することに於て、通商



産業大臣の許可を受けたときは、これを限りとする。

一 価額の全部又は一部につき外国為替の積戻又は買戻をしたときは、その

別表日

二 輸出した貨物の代金につき、価値増金が生じたときは、その別表日

二 通商産業大臣は、前項の許可をすべきには、その取引が資本の進駐その他法令の

制限を免れる目的で行われざることを確認し、且つ、外国為替管理委員会

の同意を得なければならぬ。

(輸出事後審査)

第七條 通商産業大臣は、オ十條の規定により提出された書類により、当該貨物

が法令の規定に従つて輸出されているかどうかを審査するものとする。

(戒告)

第八條 通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易の管理法(以下「法」という。)オ五

十條の規定、趣旨に反する行為として認められる者があつたときは、その者に対し、

その旨を戒告することができる。

二 通商産業大臣は、前項の規定による戒告を受けた者がその戒告を受けた後一年

以内に法オ五十條の規定、趣旨に反する行為をしたと認めるときは、一年以内の期間

を限り、通商産業大臣の許可を受けなければ貨物の輸出をしてはならない旨を命

ずることができる。

三 通商産業大臣は、前項の規定により許可を受くべし旨を命じた者から許可

の申請があつたときは、その者が当該輸出に関し法オ五十一條の規定、趣旨に反する

行為を行つていないことを確認した後にかつて許可をしなければならぬ。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第九條 通商産業大臣は、法第五十三條又は前條第二項の規定による場合とし  
正しくは、その旨を遡及なく税関及び外国為替管理委員会に通知するものと  
する。

(報告)

第十條 通商産業大臣は、外国為替銀行及び貨物と輸出した者から、通商産業省  
令で定めるところに従い、左に掲げる事項に関する報告書を提出させることができる。

一 第三條第二項の認証

二 第五條の規定による確認

二 外国為替は、外国為替銀行及び貨物と輸出した者から、外国為替管理委  
員会規則で定めるところに従い、左に掲げる事項に関する報告書を提出させる  
ことができる。

一 信用状その他に準ずる支払手段の確保

二 第三條第二項の認証

三 輸出した貨物に係る外国為替の買取若しくは取立の委託又は船積書類の

受理

四 輸出した貨物の代金の回収

三 通商産業大臣は、第一項の規定する場合の外、第七條の規定による審査を行う

場合、特に必要があるとき認めるときは、貨物の輸出の許可を受けたる者、貨物と輸  
出した者、又は当該貨物と生産した者から報告とさせることができる。

附則

この政令は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

政令 第 号

輸出貿易管理令

内閣は、外国為替目及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）第二十六條、第四十八條、第四十九條、第六十七條及び第六十九條の規定に基き、並びに同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

裏面白紙

(輸出の承認)

第一條 貨物を輸出しようとする者は、左の各号の一に該当するときは、通商産業大臣の書面による承認を受けなければならない。

一 別表第一に掲げ、貨物を輸出しようとするとき。

二 通商手続法及び通商手続法施行令の施行規則においてこれに付する輸入により承認する契約によつて貨物を輸出しようとするとき。

三 外對貿易管理委員会規則で定める代金の決済の方法によつて承認する方法」といふことにより、貨物を輸出しようとするとき。

とするとき。

2 通商産業大臣は、前項第三号の規定による承認をするときは、あらかじめ、外對貿易管理委員会の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は別表第一第五号から第六号までに掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可があつた場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。

4 通商産業大臣は、国際收支の均衡を維持し、又は外國貿易若しくは國民經濟の健全な發展を図るため必要があるときは、第一項の承認をせず又は同項の承認に條件を附することができる。

(契約の許可)

第二條 通商産業大臣が国際收支の均衡を維持するため特に  
必要があると認め、通商産業省令で定め、且場合は、前條第  
一項第二号の規定による承認は、同号に掲げる契約の締結に  
ついておらうはじめ、通商産業大臣の許可を受けた者でなければ、  
受けることができない。

(支払方法の証明)

第三條 貨物を輸出しようとする者は、通商産業省令で定める手続  
に従い、外國為替銀行に総理府令、且蔵省令、通商産業省令で  
定めらるる式による輸出申告書及び左の各号の一に該当するときは  
、それを此又号に定める書類を提出し、且これをなすべし。

一 当該貨物の代金の支払が標準決済方法によつて行われるときは、  
是れと記するに足る書類

二 当該貨物の代金の支払が第一條第一項第三号の承認を受け、且方  
法によつて行われるときは、是れを記するに足る書類

三 当該貨物の輸出が第一條第一項第一号又は第二号の承認を  
受けることを要するときは、その承認を受けたことを証する

書類

2 外國為替銀行は、前項の書類の提出を受けた場合において、  
その書類に認証をすることが出来る。

(第4条)

第四條 前三條の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。  
但し、別表第一第五十二号から第六十号までに掲げる貨物  
については、この限りでない。

- 一 別表第二に掲げる貨物を輸出しようとするとき。
- 二 別表第三上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下  
欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送  
して輸出しようとするとき。

(税関の確認)

第五條 税関は、通商産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする  
者が、第三條第三項の規定による証明を受けていること又はこれを  
受けることを要しないことと確認しなければならない。



(輸出の手後審査)

第七條 通商産業大臣は、第十一條の規定により提出された書類に  
より、当該貨物が法令の規定に従つて輸出されているかを審査  
査するものとする。

(戒告)

第八條 通商産業大臣は、外国貿易管理法(以下  
「法」といふ)第三十條の規定が撤去に反する行為をしたと認  
めらるる者があつたときは、その旨を戒告する  
ことができる。

第九條 通商産業大臣は、前項の規定による戒告を受けた者が、その  
戒告を受けた後一年以内、法第五十條の規定の趣旨に反する

行為をしたと認めるときは、一年以内の期間を限り、通商産業  
大臣の承認を受けたるものは、貨物の輸出をしてはならない旨を命ず  
ることができる。

第十條 通商産業大臣は、前項の規定による承認を受けた旨を命じた  
者から承認の申請があつたときは、その者が当該輸出に關し法第  
五十條の規定の趣旨に反する行為を行つていないことを確認した後  
において承認をしなければならぬ。

(法令の違反に対する制裁の通知)

第九條 通商産業大臣は、法第五十三條又は前條第二項の規定  
による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関及び外国為替



管理委員会に通知するものとする。

(報告)

第十條 通商産業大臣は、貨物の輸出に際し、前条に規定する輸出した者又は当該貨物を生産した者から、通商産業省令で定める手続に従い、左に掲げる事項に関する報告を提出せしめることができる。

- 一 第五條の規定による確認に関する事項
- 二 当該輸出に關し、第七條の規定による審査を行つたとき必要な事項

附則

- この政令は、昭和二十四年十二月一日から施行する。  
(昭和三十一年勅令第三百二十八号)
- この政令施行前に 貿易等臨時措置令に基<sup>く</sup>命令の規定による輸出の許可を受けた者は、第一條第一項の承認を受けらるものとみなす。
- この政令施行前に 貿易等臨時措置令に基<sup>く</sup>命令の規定による輸出の許可を受けた者は、昭和二十四年十二月十五日までは第三條第二項の認証及び第五條の確認を受けないで当該許可に係る貨物を輸出することができる。
- 第一條第一項第三号に「外國為替管理委員会規則」とあるのは外國為替管理委員会設置に関する法律が施行されるまでは「総務府令」と読みかえる。

別表第一

二 倉糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第二條に規定する主要倉糧

三 小麦、カレリ、以上の在米並に石炭及び同製品

四 鉄、マンガン、タンクステン、フローム、モリブデン、バナヂウムその他鉄類を類する同種類

五 銑鉄

六 合金鉄

七 鋼塊及びバルト、ピレット、スラブ、シートバー、ラインバー、スケール

八 その他鉄鋼等製材

九 炭素鋼、ステンレス合金鋼、コバルト

十 鉄、鉄鋼

十一 非鉄金属、炭素及び同種類

十二 鉄、鋼、銅、亜鉛、アルミニウム、亜鉛、マドミウム、アンチモン、鉛又はニッケル

十三 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

十四 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

十五 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

十六 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

十七 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

十八 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

十九 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

二十 鋼、鋼材、鋼管、鋼板、鋼線、鋼索、鋼釘、鋼線、鋼索、鋼釘

精密機械及び電機試験装置

二十一 鉄道車両及びその主要部分（輪軸、ホイール及び公口車）

二十二 五トン以上のけん引車

二十三 前二号に掲げる以外の車輛（自轉車、兼用自動車、自動自轉車、自動自轉車、三輪車及び自転車を除く。）

- 二十 ディーゼル機関及び五十軸馬力未満の他内燃機関
- 二十一 鋼船及び五百排水トン未満の他の船
- 二十二 発電所施設及び送配電用機器
- 二十三 爆薬製造施設
- 二十四 放送局、電信局、電話局その他通信施設
- 二十五 活性炭素
- 二十六 カーバイト
- 二十七 カルボンブラック
- 二十八 硫酸ソーダ
- 二十九 エルロイド生地
- 三十 硫酸塩及び過塩素酸塩
- 三十一 塩素
- 三十二 フロロビクリン

- 三十三 硫酸アモニウム
- 三十四 硝酸
- 三十五 磷
- 三十六 硝酸カリ
- 三十七 魚マンガン酸カリ
- 三十八 有機ゾル素塩（硫化促進剤及び老化防止剤）
- 三十九 ソーダ灰
- 四十 塩素酸ソーダ
- 四十一 硫酸
- 四十二 オキシネ製薬品
- 四十三 ラケウム
- 四十四 鹵

五、本及以前に輸出（昭和二十一年一月一日以前に輸出）されたものに係る）

四十六 十二センチ以上の貨物自動車用タイヤ及び新聞紙全八センチ以上同

四十七

四十八 油脂（ウイタミン油を除く。）

肥料既給規則（昭和三十二年農林省令第五十二号）第一條に規定する肥料

四十九

電柱、枕木、杭木、枕丸太、針葉樹素材（バルブ材を含む。）針葉樹製材（輸出品梱包材を除く。）、樹葉樹素材（バルブ材を含む。）普通新、ガス新（対馬よりのものを除く。）及び木炭

五十

除水筒及び同製品

五十一

前記各号に掲げる貨物以外の輸入品小口貨物

五十二

偽造、複製若しくは模造の通貨、郵便切手若しくは収入印紙又は通貨と複製彫刻したるもの貨物

五十三

いす小口の政府に對する主張、又はけん動する

内容に属する書籍、パンフレット、新聞、文書、廣告、回状、寫真、映画用フィルム又は録音盤

五十四 風俗を害するものある書籍、図画、彫刻物その他貨物

五十五

蘇素又はその用具

五十六

武器又は火薬その他爆薬物

五十七

それ以外の国の国章又は重要美術品

五十八

特許権、実用新案権、商標権又は著作権を侵害する貨物

五十九

本邦より出国する者に対し正貨に給付され、又は本人が自己の資金をもちて購入した貨物であつて、これに関する証明書又は宣誓書があるもの以外のアメリカ合衆国政府の財産

六十

正当な所有証明書がない戦利品

附表第二

- 一 総価額五十円以下の貨物（当該貨物の代金を支拂が標準決済方法により行われる場合に限る。）
- 二 総価額五十円以下の着払い商品見本（商品の注文をとり正めに、又は再生産の試みとするために使用するものとす。見本品は「商品見本、非賣品」の表示を附したものに限る。）
- 三 国際郵便に付し送附され、且つ受取人の個人的使用に供せらるる身廻り品、家庭用品、職業用具若しくは商業用具を内容とする小型包装物若しくは小包郵便物又はその他方法により送附される同様の小包
- 四 遺骨
- 五 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

別表第三

<p>昭和二十一年九月二日以後本邦へ入国した外国人及び外國へ永住し一時は本邦へ入国した本邦人</p>		<p>一 携帶品 二 引越荷物 三 職業用具 四 入国の際認められたる貨物及び本邦に於て合法的に取得したる貨物（入国の際認められたる貨物と相違する貨物に於ては、合法的に取得したることを証明するに依る。）</p>
<p>永住の目的をもつて出국する本邦人及び昭和二十一年九月二日以前から本邦に居住し、永住の目的をもつて出국する外国人</p>	<p>本邦から引揚げる中国人、台湾人、朝鮮人及び琉球人</p>	<p>一 携帶品 二 引越荷物 三 重量四キログラム以内の職業用具（本邦に於て商業又は個人的業務に使用し、且つ、質権その他法律上の拘束を受けるものに依る。）</p>
<p>一時的に出国する外国人及び本邦人</p>	<p>船舶又は航空機の乗組員</p>	<p>携帶品（自動車を除く。）</p>
<p>外交官又は外交官職務を執行する者</p>	<p>本令私用に供すると認めらるる貨物 すべし貨物</p>	

備考

- 一 この表に於いて「携帶品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧品、自働車（一台に限る）、身辺必需品等を、他人の私用に供することを目的とし、且つ、必要と認められる物件をいう。
- 二 この表に於いて「引越荷物」とは、本人及びその家族が住居を設定し維持するために供することを目的とし、且つ、通常必要と認められる物件をいう。
- 三 この表に於いて「職業用具」とは、通常、本人の職業に使用される目的を有し、且つ、必要と認められる道具をいう。

裏面白紙

別表第一

一、本表は管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條に規定する  
 主要な品類

二、此の表は、此の表の右に掲げられたる石炭

鉄鑛石及び同精鑛

三、鉄

四、合金鉄

五、炭素鋼及び合金鋼の半製品

六、炭素鋼及び合金鋼の寸

七、鉄の寸

八、合金鉄鑛石及び同精鑛

九、此の表は、右に掲げられたる、同精鑛地金、同地金及び同再生地金

十、銅、真鍮、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、アンチモン、鉛及びこれらの

十一、これら原料とする圧延製品及び引抜製品

十二、建設機械及び道路機械

十三、製鋼機械

十四、鑄造機械

十五、金属加工機械

十六、理化学精製機械及び電子試験装置

十七、鉄道車輛及びその主要部分品

十八、上トニ以上の引車

十九、前二号に掲げられたる以外の車輛（自轉車、米用自動車、自動自轉車、自動自轉車（係）

（三輪車及び乳車）



一、内燃機関  
他、内燃機関

二、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

三、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

四、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

五、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

六、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

七、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

八、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

九、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十一、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十二、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十三、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十四、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十五、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十六、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十七、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十八、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

十九、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

二十、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

二十一、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素

二十二、水素、酸素、窒素、炭素、他、水素、酸素、窒素、炭素



Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

Chapter I	General Provisions. (Art. 1-9)
Chapter II	Foreign Exchange Banks and Money Changers. (Art. 10-15)
Chapter III	Foreign Exchange Budget. (Art. 16-20)
Chapter IV	Concentration of Foreign Exchange. (Art. 21-26)
Chapter V	Restrictions and Prohibitions. Section I Payments (Art. 27-29) Section II Claimable Assets (Art. 30) Section III Securities (Art. 31-35) Section IV Immovables (Art. 36-41) Section V Others (Art. 42-46)
Chapter VI	Foreign Trade. (Art. 47-55)
Chapter VII	Appeals and Review. (Art. 56-64)
Chapter VIII	Miscellaneous (Art. 65-69)
Chapter IX	Penalty Provisions. (Art. 70-73)
Supplementary Provisions	

裏  
面  
白  
紙

Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

Chapter I. General Provisions

(Purpose)

Article 1. The purpose of this Law is to provide for the control of foreign exchange, foreign trade and other foreign transactions, necessary for the proper development of foreign trade and for the safeguarding of the balance of international payments and the stability of the currency, as well as the most economic and beneficial use of foreign currency funds, for the sake of the rehabilitation and the expansion of the national economy.

(Review)

Article 2. The provisions of this law and orders issued thereunder to implement this Law shall be reviewed with the objective of gradually relaxing and eliminating the restrictions established by this Law or the orders issued thereunder, as the need for them subsides.

(Ministerial Council)

Article 3. There shall be established under the cabinet a Ministerial Council which shall have as its responsibility the establishment of the foreign exchange budgets.

2. Necessary matters concerning the organization and operation of the Ministerial Council shall be provided for by Cabinet Order.

(Foreign Exchange Control Board)

Article 4. There shall be established by separate law an organization titled the Foreign Exchange Control Board.

(Scope of application)

Article 5. This Law shall apply also to acts, performed outside Japan by representatives, agents, employees and other persons engaged by juridical persons having their head offices or main places of business in Japan, in regard to the property or business of such juridical persons. The same shall apply to acts, performed outside Japan by persons domiciled in Japan their representatives, employees and other persons engaged by them, in regard to their property or business.

(Definitions)

裏  
面  
白  
紙

(Definitions)

Article 6. In order to make uniform the application of this law and orders issued in accordance therewith the following terminology shall be defined to mean:

- (1) "Japan" shall mean Japan Proper, Hokkaido, Shikoku, Kyushu and dependent islands thereof as stipulated by orders.
- (2) "Foreign countries" shall mean territories outside Japan.
- (3) "National currency" shall mean Japanese currency.
- (4) "Foreign currency" shall mean any other than national currency.
- (5) "Exchange residents" shall mean all natural persons who have their permanent place of abode or who customarily live in Japan, and also juridical persons (corporate bodies, enterprises), having their seat or place of administration in Japan. The branches in Japan (agencies, establishments, etc.) of exchange non-residents are considered to be exchange residents irrespective of whether they are independent in law or not and even if the place of their administration or their headquarters is located abroad.
- (6) "Exchange non-residents" shall mean all persons, natural or juridical, other than those falling under the meaning of exchange residents.
- (7) "Means of payment" shall mean bank notes, Treasury notes, small paper money, coins, checks, bills of exchange, money orders, letters of credit and other orders for payment.
- (8) "Foreign means of payment" shall mean money in foreign currency and other means of payment as specified in the preceding item which are expressed in foreign currency or payable abroad irrespective of the currency in which they are expressed.
- (9) "Domestic means of payments" shall mean any means of payments other than foreign means of payments.

- (10) "Precious metals" shall mean gold, silver, platinum, ruthonium, rhodium, palladium, osmium, irridium, ilidosmin, alloys thereof, all goods principally composed of such metals, as well as gold and silver coins withdrawn from circulation, commercial coins, commemorative coins and gold medals.
- (11) "Securities" shall mean entries in debt and stock registers, bonds, shares, certificates giving title to bonds or shares, debentures, corporate debontures, Treasury bills, mortgage bonds, scrips, profit certificates and similar documents, as well as interest and dividend coupons and talons.
- (12) "Foreign securities" shall mean securities which are payable abroad or expressed in foreign currency values which are abroad.
- (13) "Claimable assets" shall mean time deposits, demand deposits, insurance policies and claims, balances in current account, any claims to be paid such as arising out of loans or bids or any other claims, expressed in terms of money insofar as they are not embodied within the meaning of other items of this Article.
- (14) "Foreign claimable assets" shall mean those payable abroad or in foreign currency.
- (15) "Goods" shall mean movable goods, with the exception of gold and other precious metals, means of payment, securities and documents in which claimable assets are embodied.
- (16) "Property" shall mean property included under items 7, 10, 11, 13, 15 and any other property.

2. The Minister of Finance may in cases of doubt decide whether a certain person or other body is an exchange resident or exchange non-resident.

(Rate of exchange)

Article 7. The basic rate of exchange of the national currency shall be unitary for all kinds of transactions and determined by the Minister of Finance with approval of the Cabinet.

2. The Minister of Finance shall maintain orderly cross rates of exchange with foreign currencies.

裏  
面  
白  
紙

3. The Foreign Exchange Control Board shall determine with approval of the Minister of Finance the rates at which it will buy and sell foreign exchange.
4. The Foreign Exchange Control Board may with the approval of the Minister of Finance fix the buying and selling rates of exchange at which authorized foreign exchange transactions may be executed as well as commissions related thereto.
5. The buying and selling rates may not differ from the basic exchange rate under Paragraph 1 or cross rates under Paragraph 2 in the case of spot exchange transactions by more than one(1) per cent.
6. When the Minister of Finance or the Foreign Exchange Control Board determined, in accordance with the provisions of Paragraphs 1 through 4, the basic rate, cross rates, or the buying and selling rates of foreign exchange or commissions related thereto, no person may perform transactions not in accordance therewith.

(Designation of Currency)

Article 8. Transactions authorized under this law may be effected only with currencies prescribed by the Minister of Finance.

(Emergency suspension of transactions)

Article 9. The competent minister may as provided for by Cabinet Order, if deemed urgently necessary in case a sudden change takes place in the economic situation, suspend transactions governed by the provisions of this law for a designated period specified in the Cabinet Order.

2. The suspension under the provisions of the preceding paragraph shall not result in default of payments which were already authorized under provisions of this law and the possible delay thereof will be limited to the extent of the designated period specified by Cabinet Order.

裏  
面  
白  
紙

CHAPTER II. Foreign Exchange Banks  
and Money Changers.

(Foreign exchange bank)

- Article 10. Any bank which intends to perform foreign exchange business shall obtain the authorization of the Minister of Finance designating offices where the business shall be performed (including offices in foreign countries of banks which are juridical persons established under Japanese law; the same hereinafter) and the scope of such business.
2. The Minister of Finance shall not give the authorization under the preceding paragraph, if he deems that the bank concerned will have difficulty in procuring sufficient international credit, or it has not sufficient staff capable of performing foreign exchange transactions effectively.
  3. The foreign exchange bank (this shall mean bank authorized under paragraph 1; the same hereinafter) shall obtain the authorization of the Minister of Finance, in case it intends to establish new offices performing foreign exchange business, alter the name or location of such offices, or alter the scope of foreign exchange business.
  4. The foreign exchange bank shall notify the Minister of Finance in advance, in case it intends to relinquish foreign exchange business at all or any of offices performing such business.

(Business arrangements)

- Article 11. The foreign exchange bank shall obtain the approval of the Foreign Exchange Control Board before concluding arrangements to transact business under the provisions of this law with banks or other financial organs abroad.

(Duty of confirmation of foreign exchange bank)

- Article 12. The foreign exchange bank, in case it intends to perform transactions with clients concerning business under the provisions of this law shall not perform such business unless it satisfies itself that the clients concerned have obtained, or are not required to obtain, approval in accordance with the provisions of this law.

(Sanction)

裏  
面  
白  
紙



(Sanction)

Article 13. The Ministry of Finance may, in case the foreign exchange bank violated or attempted to violate the provisions of this law, or any order or disposition issued on the basis of this law, cancel the authorization under Article 10, Paragraph 1, or suspend the business under the provisions of this law of the office which committed such violation for and/or restrict the scope of such business for a period not exceeding one (1) year.

(Money changers)

Article 14. Any person who intends to perform money changers' business shall obtain the authorization of the Minister of Finance, designating offices where the business shall be performed and the scope of such business.

2. The provisions of Article 10, Paragraphs 3 and 4, Article 12, as well as the preceding article shall apply mutatis mutandis to money changers (this shall mean any person authorized under the provision of the preceding paragraph; the same hereinafter).

(Duty to report)

Article 15. The foreign exchange banks and money changers shall submit reports to government agencies as provided for by Cabinet Order concerning business transacted under the provisions of this law.

裏  
面  
白  
紙

CHAPTER III. Foreign Exchange Budget

(Establishment of budget)

Article 16. The Foreign Exchange Budget will be based upon a careful and cautious appraisal of foreign exchange availability so that the danger of deficits resulting in defaults or undesirable depletion of reserves are avoided.

Article 17. The Foreign Exchange Budget will be prepared with due regard:

- (1) To the convertibility or the transferability of currencies.
- (2) To the requirement for a working reserve sufficient to insure the elasticity necessary to meet ordinary contingencies of trade and transactions.

Article 18. At the time of establishing the Foreign Exchange Budget it shall be provided that adequate balances of exchange of various currencies be maintained as a reserve to meet deficits arising out of errors in calculations or in estimates or out of extraordinary contingencies.

(Alteration of budget)

Article 19. The Foreign Exchange Budget may be changed only by the Ministerial Council and only in cases of exceptional circumstances.

(Effect of budget)

Article 20. Any agency responsible for authorizing the use of funds budgeted by the Ministerial Council may not exceed the amount budgeted for any such authorization without approval of the Ministerial Council.

裏  
面  
白  
紙

CHAPTER IV. Concentration of Foreign Exchange

(Concentration of foreign means of payment)

Article 21. Any person in Japan may, as provided for by Cabinet Order, be required to deposit or register the properties mentioned in the following items to the specific place or by specific procedures, or to sell the same for national currency to the Foreign Exchange Special Account, Bank of Japan, Foreign Exchange Banks, or other persons, at the price to be fixed by the Minister of Finance, considering the official price, or if no official price exists, the market price;

- (1) Foreign means of payment situated in Japan.
- (2) Precious metals situated in Japan.

Article 22. Any exchange resident may, as provided for by Cabinet Order, be required to deposit or register the properties mentioned in the following items to the specific place or by specific procedures, or to sell the same for national currency to the Foreign Exchange Special Account, Bank of Japan, Foreign Exchange Banks, or other persons, at the price to be fixed by the Minister of Finance, considering the official price, or if no official price exists, the market price;

- (1) Foreign means of payment.
- (2) Precious metals.
- (3) Foreign claimable assets.
- (4) Foreign securities.

Article 23. Any exchange non-resident may, as provided for by Cabinet Order, be required to deposit or register the following items to the specific place or by the specific procedure;

- (1) Domestic means of payment.
- (2) Claimable assets expressed in national currency.
- (3) Securities expressed in national currency.

(Exception of concentration)

Article 24. There shall be prescribed in the Cabinet Order to be issued under the preceding three articles the manner and the degree to which the provisions of the preceding articles of this chapter shall apply to foreign exchange banks, money changers, and others.

Article 25.

裏面白紙

Article 25. The provisions of Article 22 shall apply to non-Japanese exchange residents only insofar as it pertains to items specified therein which may have accrued to such non-Japanese exchange residents as a result of transactions which are governed by the provisions of this law and the orders and ordinances thereunder.

(Duty to collect claimable assets)

Article 26. Any person who acquired any claimable assets arising with respect to exchange non-residents shall collect the same immediately as they become due unless otherwise authorized by cabinet orders.

2. No person shall frustrate such claimable assets by giving them up in whole or in part, by receiving less than the full value, or conniving in delay of payment.

め  
く  
れ  
ず

裏  
面  
白  
紙

Restrictions and Prohibitions

Section I  
Section 1 Payments

(Restrictions and prohibition of payment)

Article 27. Unless authorized as provided for in this law or in Cabinet Order no person shall in Japan:

- (1) Make any payment to a foreign country.
- (2) Make any payment to an exchange non-resident or receive any payment from an exchange non-resident.
- (3) Make any payment to an exchange resident on behalf of an exchange non-resident or receive such payment.
- (4) Place any sum to the credit of an exchange non-resident or receive any sum for credit from an exchange non-resident.

2. The provisions of items 2 through 4 of the preceding paragraph shall not apply:

- (1) To payments made in national currency for settlement of expenditures arising in connection with an exchange non-resident's sojourn in Japan such as those covering cost of living or normal purchases of commodities or services,
- (2) to payments in national currency made in the course of domestic business in Japan to which the exchange non-resident is authorized.

Article 28. Unless authorized as provided for in this law or in Cabinet Orders no person shall in Japan and no exchange resident shall abroad, make any payment to or for the credit of an exchange resident as a consideration or association with payment or other benefit accruing to anyone abroad or acquisition of property abroad.

Article 29. Unless authorized as provided for in this law or in Cabinet Order no person shall in Japan and no exchange resident abroad receive any payment from or on behalf of an exchange resident as a consideration or association with surrender of any value abroad.

Section II Claimable Assets

(Restriction and prohibition concerning claimable assets)

Article 30. No person may be a party to creation, modification, liquidation, settlement or direct or indirect transfer of the following items or to any other transaction of the same unless authorized

裏  
面  
白  
紙

- (1) Claimable assets expressed in national currency between exchange non-residents.
- (2) Foreign claimable assets between exchange residents.
- (3) Claimable assets between an exchange resident and an exchange non-resident.

Section III - Securities

(Securities located in Japan)

Article 31. No person may sell, buy, donate, exchange, lend, borrow, deposit, pledge or transfer in any way securities located in Japan or transfer any rights to such securities without being duly authorized or obtaining a license under provisions of Ministry of Finance Ordinance.

2. The provision of the preceding paragraph shall not apply to transactions of domestic securities between exchange residents.

(Securities located abroad)

Article 32. No exchange resident may sell, buy, donate, borrow, exchange, lend, or deposit, pledge or transfer in any way securities located abroad or transfer any rights to such securities without being duly authorized or obtaining a license under the provisions of Ministry of Finance Ordinance.

2. The provisions of the preceding paragraph shall apply to non-Japanese exchange residents only insofar as it pertains to securities which may have accrued to such non-Japanese exchange residents as a result of transactions which are governed by a provisions of this Law and the orders and ordinances thereunder.

(Safekeeping of securities)

Article 33. No person may, unless authorized as provided for by Ministry of Finance Ordinance, be a party to an arrangement of safekeeping of a security, other than pertaining to domestic securities for safekeeping in Japan, in favor of an exchange resident, or to foreign securities for safekeeping abroad in favor of an exchange non-resident, if such arrangement is made between exchange non-residents.

(Floatation of securities)

Article 34. Unless being duly authorized or obtaining a license under the Ministry of Finance Ordinance:

- (1) No person may float abroad securities payable in national currency.

め  
く  
れ  
ず

裏  
面  
白  
紙

- (2) No Exchange resident may float any securities abroad.
- (3) No exchange non-resident may float foreign securities in Japan.

(Subscription of securities)

Article 35. Without being duly authorized or obtaining a license as provided for by Cabinet Order:

- (1) No exchange resident shall subscribe to foreign securities.
- (2) No exchange non-resident shall subscribe to domestic securities.

Section IV - Immovables

(Immovables located abroad)

Article 36. Unless authorized as provided in the Ministry of Finance Ordinance no exchange resident shall acquire foreign immovable property or right thereto.

Article 37. Unless authorized as provided in the Ministry of Finance Ordinance no exchange resident shall dispose of his foreign immovable property or give up or surrender any part of his right thereto.

(Immovables located in Japan)

Article 38. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no exchange resident shall dispose of immovable property in Japan or any right pertaining to it in favor of an exchange non-resident.

Article 39. Unless authorized as provided in the Cabinet Order no exchange non-resident shall acquire immovable property in Japan or right thereto from an exchange non-resident.

Article 40. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no exchange non-resident shall dispose of immovable property situated in Japan or give up or surrender any part of his right thereto.

(Exceptions)

Article 41. The provisions of Articles 36 and 37 shall apply to non-Japanese exchange residents ~~only insofar~~ as they pertain to immovable properties specified therein which may have accrued to such non-Japanese exchange residents as a result of transactions which are governed by the provisions of this law and the orders and ordinances thereunder.

Section V

Section V - Others

(Services)

Article 42. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no person shall contract for services involving payment, settlement or any other transaction governed by provisions of this law.

Article 43. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no exchange resident shall render services to an exchange non-resident unless an adequate payment is provided for in accordance with provisions of this law.

Article 44. Any person or exchange non-resident as specified in the preceding two Articles may be required to obtain prior approval from or present certification of adequate payment to the competent government agency as provided for by Cabinet Order.

(Export or import of means of payment etc.)

Article 45. Unless authorized as provided for by Cabinet Order no person may export or import means of payment, precious metals, securities, or documents embodying rights to claimable assets.

Article 46. The Cabinet Order specified in the preceding article shall prescribe the manner and the degree to which the provisions of the preceding article shall apply to persons entering or leaving Japan.

裏  
面  
白  
紙



CHAPTER VI. Foreign Trade

(Principle of export)

Article 47. Export of goods from Japan will be permitted with the minimum restrictions thereon consistent with the purpose of this law.

(Approval of export)

Article 48. Any person desiring to export goods from Japan may be required to obtain the approval of the Ministry of International Trade and Industry for those types of export goods and/or method of transactions or payments as provided for by Cabinet Orders.

2. The restrictions provided for by the Cabinet Orders specified in the preceding paragraph shall be within the limit of necessity for the maintenance of the balance of International payment and sound development of international trade or national economy.

(Certification of payment method)

Article 49. The Minister of International Trade and Industry may by ordinance require from any person desiring to export goods an adequate certification that satisfactory payment is provided for as provided for by Cabinet Order.

(Fair export trade)

Article 50. Any person exporting goods shall exercise due respect to laws and regulations prohibiting unfair competition in the country of final destination of such goods.

(Emergency suspension of shipment)

Article 51. The Minister of International Trade and Industry may suspend by ordinance the shipment of export goods, designating the articles and/or destination for a period not exceeding one month, when he deems it necessary as a matter of grave emergency.

(Approval of import)

Article 52. In order to ensure the most economic and beneficial imports of goods within the scope of foreign exchange budget any person desiring to effect import may be required to obtain approval therefor as provided for by Cabinet Order.

(Sanction)

Article 53. The Minister of International Trade and Industry may prohibit any person who, in connection with the export or import of goods, has violated the provisions of this law, ordinances or measures based thereon, from engaging in import or export transactions for a period not exceeding one

裏  
面  
白  
紙

(Direction and supervision to customs chief)

Article 54. The Minister of International Trade and Industry shall direct and supervise the customs chief regarding the export and import of goods under his jurisdiction as provided for by Cabinet Order.

2. The Minister of International Trade and Industry may delegate to the customs chief a part of his power based on this law as provided for by Cabinet Order.

(Presentation of collateral)

Article 55. Any person desiring to import goods may, as provided for by Cabinet Order, be required to furnish deposit or securities, or collateral in order to assure the effectuation of import concerned.

2. In case the person who obtained an import license did not effectuate such import the deposit, securities, or collateral under the preceding paragraph may be forfeit to the national treasury in accordance with provisions of Cabinet Order.

裏  
面  
白  
紙

CHAPTER VII. Appeals and Review

(Appeal)

Article 56. Any person aggrieved by the action or disposition made by a competent government agency under the provisions of this Law or orders issued thereunder, may appeal to such agency by filing a petition in writing stating the substance of his grievance.

(Hearing)

Article 57. Any government agency receiving such petition as mentioned in the preceding Article shall afford to the petitioner an opportunity for public hearing after reasonable advance notice.

2. The notice shall state the time, place, and issues involved.
3. At the hearing, opportunity shall be afforded the petitioner and all interested persons to present evidence and argument with respect to said issue.

(Decision)

Article 58. The competent government agency shall make the decision on the issues. Such decision shall be made in writing and copies thereof shall be delivered to the petitioner and other interested persons.

(Rules of procedure)

Article 59. Appropriate rules of procedure for appeals, notice, hearing and decision shall be provided for by Cabinet Order.

Article 60. Any person aggrieved by a final decision rendered by any competent government agency in accordance with the preceding Articles of this Chapter, shall be entitled to judicial review thereof in accordance with the provision of the following Article.

Article 61. Suits against the decisions of the competent government agencies under this Law shall be under the jurisdiction of the District Courts within whose district the office of the government agency which is defendant, is located.

2. Proceedings for review shall be instituted the service of the final decision of the government agency.
3. Copies of the petition shall be served upon the government agency and upon all other interested persons involved in the hearing before the such agency.

Article 62.

裏  
面  
白  
紙

Article 62. Within thirty days after the service of the petition, or within such further time as the court may allow, the government agency shall transmit to the reviewing court the original or a certified copy of the entire record of the proceedings under review; the record may be shortened by agreement of the persons and government agencies involved in the hearing.

Article 63. The review shall be confined to the record, except that in cases of alleged irregularities in procedure before the government agency, not shown in the record, testimony thereon may be taken by the court.

Article 64. The court may affirm the decision of the government agency or remand the case for further proceedings; or it may reverse or modify the decision if the substantial rights of the petitioners may have been prejudiced because the administrative findings, inferences, conclusion, or decisions are:

- (1) in violation of constitutional provisions; or
- (2) in excess of the statutory authority or jurisdiction of the government agency; or
- (3) made upon unlawful procedure; or
- (4) affected by other error of law; or
- (5) unsupported by competent, material, and substantial evidence; or
- (6) unwarranted by the facts to the extent that the facts are subject to trial de novo by the reviewing court.

裏  
面  
白  
紙

CHAPTER VIII. Miscellaneous

(Power of Fair Trade Commission)

Article 65. Nothing in the provisions of this Law shall be construed to repeal, modify or affect application of the Trade Association Law (Law No.191 of 1948) or the Law relating to Prohibition of Private Monopoly and Method of Preserving Fair Trade (Law No.54 of 1947) or the power of the Fair Trade Commission to take action thereunder in any particular situation.

(Actions of government agency)

Article 66. Those provisions of this Law or orders thereunder, which stipulate that the license, approval, or other actions of government agencies, or the foreign exchange banks are required, shall not apply, as may be provided for by Cabinet Order, in case a government agency performs acts requiring license, approval or other action concerned.

(Duty to report)

Article 67. In addition to those reports provided for in this Law, the competent government agencies may require, within the limit of the necessity for ensuring the enforcement of this Law, other reports from any person who carries out transactions governed by this Law or other persons concerned as provided for by Cabinet Order.

(Spot inspection)

Article 68. The competent government agencies may, within the limit of the necessity for ensuring the enforcement of this Law, permit officials concerned to enter the places of business, or offices of the foreign exchange banks and money changers during hours of business and inspect books, documents and other articles, or interrogate the persons concerned.

2. In conducting spot inspections in accordance with the provision of the preceding paragraph, a certificate to show his position shall be carried by the official and presented to the persons concerned.
3. The authority of spot inspection or interrogation in accordance with the provision of Paragraph 1 shall not be construed as being recognized for the search of crimes.

(Delegation of a part of business)

Article 69. The competent government agencies may as provided for by Cabinet Order require the Bank of Japan or the foreign exchange banks to handle a part of the business concerning the execution of this Law.

2. In case a part of the business is entrusted to the Bank of Japan under the preceding paragraph, expenses for handling such business may be borne by the Bank of Japan.
3. In case of Paragraph 1, staffs of the Bank of Japan and foreign exchange banks shall be regarded under laws and orders as officials engaged in public service with respect to the application of the criminal code, (Law No.45 of 1907) and penal provisions of other laws.

裏  
面  
白  
紙

CHAPTER IX. Penalty Provisions

Article 70. Any person who comes under any one of the following items shall be liable to penal servitude not exceeding three (3) years or to fine not exceeding 300,000 yen, or to both, provided that in cases where three (3) times the value of the good concerned exceeds 300,000 yen, the fine shall not exceed three times the value of such goods.

- (1) Any person who performed spot transactions of foreign exchange in violation of the provisions of Article 7, Paragraph 5, in case the selling or buying rate for spot transactions is not fixed.
- (2) Any person who violated the provisions of Article 7, Paragraph 6.
- (3) Any person who violated the provisions of Article 3.
- (4) Any person who engaged in the foreign exchange business without obtaining the authorization under Article 10, Paragraph 1.
- (5) Any person who violated the suspension or restriction under Article 13 (including the case of application under Article 14, Paragraph 2).
- (6) Any person (excluding foreign exchange banks) who engaged in the money changers' business without obtaining the authorization under Article 14, Paragraph 1.
- (7) Any person who violated the provisions of Article 26, Paragraphs 1 and 2.
- (8) Any person who violated the provisions of Article 27.
- (9) Any person who violated the provisions of Article 28.
- (10) Any person who violated the provisions of Article 29.
- (11) Any person who violated the provisions of Article 30.
- (12) Any person who violated the provisions of Article 31.
- (13) Any person who violated the provisions of Article 32.
- (14) Any person who violated the provisions of Article 33.

(15)

裏  
面  
白  
紙

- (15) Any person who violated the provisions of Article 37.
- (16) Any person who violated the provisions of Article 38.
- (17) Any person who violated the provisions of Article 39.
- (18) Any person who violated the provisions of Article 40.
- (19) Any person who violated the provisions of Article 45.
- (20) Any person who violated the provisions of Article 51.
- (21) Any person who violated the prohibition of export or import under the provisions of Article 53.
- (22) Any person who violated the provisions of Orders under Article 9, 21 to 23 inclusive, 48 or 54.

Article 71. Any person who comes under any one of the following items shall be liable to penal servitude not exceeding one (1) year or to a fine not exceeding 100,000 yen, or to both.

- (1) Any person who established a new office performing foreign exchange bank business or money changer's business, altered the name or location of the office performing the foreign exchange bank business or money changers' business, or altered the scope of the foreign exchange bank business or money changers' business, without obtaining the license under Article 10, Paragraph 3 or under the same paragraph to be applied mutatis mutandis in case of Article 14, Paragraph 2.
- (2) Person who violated the provisions of Article 33.
- (3) Person who violated the provisions of Article 34.
- (4) Person who violated the provisions of Article 35.
- (5) Person who violated the provisions of Article 42.
- (6) Person who violated the provisions of Article 43.
- (7) Person who failed to obtain prior approval in violation of the provisions prescribed by Cabinet Order under Article 44.

Article 72.

裏  
面  
白  
紙



Article 72. Any person who comes under any one of the following items shall be liable to penal servitude less than six (6) months or a fine not exceeding fifty thousand (50,000) yen.

- (1) Person who relinquished his foreign exchange bank business or money changers' business without making report or with false report under the provisions of Article 10, Paragraph 4 or under the same paragraph to be applied *mutatis mutandis* under Article 14, Paragraph 2.
- (2) Person who concluded any arrangement under Article 11 without obtaining the approval under the same Article.
- (3) Person who violated the provisions of Article 12, or the same Article to be applied *mutatis mutandis* under Article 14, Paragraph 2.
- (4) Person who failed to make report or made false report required under Article 15.
- (5) Person who failed to present certification or presented false certification in violation of the provisions prescribed by Order under Article 44.
- (6) Person who failed to present satisfactory certification or presented false certification in violation of the provisions prescribed by Order under Article 49.
- (7) Person who failed to make report or made false report in violation of the provisions prescribed by Order under Article 57.
- (8) Person who refused, obstructed or evaded the inspection under Article 63.
- (9) Person who failed to respond or made false response to the interrogation under Article 68.

Article 73. When a representative of a juridical person, or an agent, employee or other worker engaged by a juridical person or a natural person, violated the preceding three (3) Article in regard to the business or property of such juridical or natural person, the juridical person or the natural person shall be liable to a fine specified in each Article in addition to the punishment of the offender.

supplementary

Supplementary Provisions

1. The effective date of this Law shall be prescribed for each Article by cabinet order, provided that such date shall not be later than March 31, 1950.
2. Laws and ordinances stated below shall be repealed.  
Foreign Exchange Control Law (Law No. 83 of 1941).  
Ordinance concerning the Restriction or Prohibition of Importing Bullion or Alloy of Gold, Silver or Platinum. (Imperial Ordinance No. 578 of 1945).  
Ordinance concerning Exceptional Provisions for Penal Provisions of the Foreign Exchange Control Law (Imperial Ordinance No. 542, 1945.)  
Ordinance concerning the Temporary Measures on Foreign Trade etc. (Imperial Ordinance No. 328 of 1946)  
Cabinet Order concerning Control of Exports and Imports of Property and Cargo. (Cabinet Order No. 199 of 1949)  
Cabinet Order concerning the Temporary Measures for Foreign Exchange Bank etc. (Cabinet Order No. 353 of 1949)
3. With regard to the application of penalty provisions to the actions committed before the effectuation of this Law, Laws and orders stated in the preceding paragraph shall be still effective after the effectuation of this Law.
4. Necessary matters concerning the abrogation of Laws and Orders stated in Paragraph 2 shall be provided for by Cabinet Order.

裏  
面  
白  
紙

## 貨物の輸入に關する政令案要綱

二四、二、二二

- 一、閣僚審議会が決定した外口爲替予算に基いて通商産業大臣は輸入に必要な事項を公表すること。
- 二、貨物を輸入しようとする者は、前項の公表の範囲内に於て外口爲替銀行の承認を受けて輸入することができること。
- 三、外口爲替銀行は、所要の外貨資金の有無につき外口爲替管理委員会に照会し、その承認を受けた後、輸入の承認を行うことができること。
- 四、前項の承認は、原則として先着順になされること。
- 五、閣僚審議会が外貨資金の割当を行うべきものと定めた範囲の貨物については、通商産業大臣は、その需要者、輸入業者又は販売業者に対し、その申請により当該貨物の輸入に必要な外貨資金の割当を行い、外貨資金割当証明書を交付すること。この場合においては、外口爲替銀行は、輸入の承認に當り外口爲替管理委員会に照会することを要しないこと。
- 六、貨物を輸入しようとする者は、左の場合に限り、外口爲替銀行の承認を受けるのに先立ち、通商産業大臣の特別承認を受けなければならないこと。
  1. 輸入限度(二品目の貨物につき一人の者が一定の期間内に輸入しようする限度)をこえて貨物を輸入しようとするとき。
  2. 公表において定められた仕入地域以外の地域から貨物を輸入しようとするとき。
  3. 外口爲替管理委員会規則で定める通常の決済方法によらないで貨物を輸入しようとするとき。
- 七、輸入申請の殺到を防ぐために、輸入承認を申請する者は申請の際、申請額をその範囲内における通商産業大臣の定める額の担保の提供を要求されること。
- 八、前項の担保は、輸入承認の有効期限内に貨物を輸入しなかつたときは、没收され口庫に帰属するものとする<sup>同</sup>こと。

政令第 号

外国為替及び外国貿易管理法の一部の施行期日を定める政令案

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）附則第一項及

が第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）中左に掲げる規定は、

昭和二十四年十一月一日から施行する。

一 第一條のうち第六項まで、第七條第十項、第二項及び第六項、第八條、第十條から第二

十條まで並びに第四十七條から第五十一條まで

二 第二十六、第五十三條及び第五十四條（貨物の輸出に係る部分に限る。）

三 第九條、第五十六條から第七十三條まで（前二号に掲げる規定に係る部分に限る。）

四 附則第二項中左に掲げる部分

イ 外国為替管理法（昭和十六年法律第八十三号）及び外国為替管理法の罰則の特例に

関する件（昭和二十年勅令第六十五号）中外国為替相場の取極、外国為替銀行及び

商替商並びに貨物の輸出入に係る規定の全止に関する部分

ロ 金、銀及び白金の輸出入は、金金の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十年勅

令第五百二十八号）、貿易等臨時措置令（昭和二十一年勅令第三百二十八号）及び財

産及び貨物の輸出入の取締りに関する政令（昭和二十四年政令第九十九号）中貨物の

輸出入に係る規定の全止に関する部分

ハ 外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）（第八

條から第十一條まで及びその他の規定中、以下の規定に係る部分を除く。）の全止に關

する部分

五 附則第三項及び第四項（前号に掲げる規定に係る部分に限る。）

附 則

一 この政令は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

二 昭和二十四年大蔵省告示第七号但書ハ、外国為替及び外国貿易管理法第七條第一

項及び第二項の規定により定められる基準外国為替相場及び裁定外国為替相場にかかわ

らす、百分の四、なおその効力を有する。

三 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第十一條、金、外国通貨及び外

貨表示証書の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）第二條及び財産及び貨

物の輸出入の取締りに関する政令第七條第一項中「外国為替管理法に基く外国為替相場取

極に關する命令（昭和十六年大藏省令第二十九号）第一條の規定上、大蔵大臣が指定する外國為替相場」とあるは、この規定が改正されるまでは、「外國為替及び外國貿易管理法第七條第一項又は第二項の規定により、大蔵大臣が指定する外國為替相場又は裁定外國為替相場」と読ませるものなり。

裏面白紙

政令第 号

外国為替銀行及び両替商の報告に関する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）第十五條及び

附則第四項の規定に基き、この政令を制定する。

- 1 外国為替銀行及び両替商は、外国為替管理委員会規則で定めるところにより、その業務について定期的に外国為替管理委員会に報告しなければならない。
- 2 大蔵大臣は、外国為替銀行及び両替商から、その業務について必要な報告を徴することができる。
- 3 通商産業大臣は、外国為替及び外国貿易管理法（以下「法」という。）第六章の規定を実施するため必要がある場合は、外国為替銀行からその業務について報告を徴することができる。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令施行の際外国為替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百

五十三号）第三條第一項又は第五條第一項の認可を受けている者は、法律十條第一項又は第十四條第一項の認可を受けたものとみなす。

3 この政令施行の際輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十六号）附則第二項の規定による指定を受けている銀行は、大蔵大臣の指定する日までは、同令に規定する業務を営むことができる。

4 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第三條第一項中「外国為替

銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）に規定する外国為替銀行」とあるのは、当該規定が改正されるまで、「外国為替及び外国貿易管理法に規定する外国為替銀行」と読み替へるものとする。

大蔵省令第 号

外国為替及び外国貿易管理法第十條及び第十四條の規定を  
実施するため、外国為替及び外国貿易管理法の施行に關する省令を次のよ  
うに定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田 勇 人

第十四條の規定

外国為替及び外国貿易管理法の施行に關する省令

(定義)

第一條 この省令において外国為替業務とは、業として行う対外支拂手段  
の売買、発行及び本邦と外国との間における支拂又は取立の依頼の引渡  
並びにこれらの業務に附帶する業務をいう。

第二條 この省令において両替業務とは、業として行う外国通貨の売買及び  
外国から仕向けられ、又は外国通貨をもつて表示された旅行小切手の買  
入れをいう。

(外国為替銀行等の認可申請手続)

第三條 外国為替及び外国貿易品管理法(以下法という)第十條第一項の  
規定により外国為替業務を営まうとする銀行は、様式第一による  
認可申請書 (表式第一) 和文二通を大蔵大臣に提出し、併し、  
2 前項の規定は法第十四條第一項の規定により両替業務を営むことにマ  
して認可を受けようとする場合に準用する。

(外国為替銀行等の許可申請手続)

第四條 法第十條第三項の規定により外国為替業務を営む營業所の  
新設等に付き許 (表式第二) 可を受けようとする銀行は、様式第二による許  
可申請書 (表式第二) 和文二通を大蔵大臣に提出し、併し、  
2 前項の規定は、法第十四條第二項の規定により両替業務を営む營業  
所の新設等に付き許可を受けようとする場合に準用する。

附則

この省令は公布の日から施行する。

(様式第一)

外国為替業務開始認可申請書

申請者) 銀行名

所在地

申請の附

国 籍

担当者氏名

電話番号

大蔵大臣

殿

標記の件下記通り申請します。

1 外国為替業務を営むとする店舗の名称、所在地及び開始しむるとする時期

店 舗 名	所 在 地 及 び 電 話 番 号	開 始 時 期

2 営むとする外国為替の業務内容

3 各店舗に於いて、将来一年間に取り扱う外国為替に關する取引の相手国及び外国の地域別予想件数、其の他外国為替業務を営むこととを必要とする理由

4 その他参考となる事項

(1) 外国為替業務に従事する人員数

経験年数一年未満の者 ----- (何名)

経験年数一年以上五年未満の者 ----- (何名)

経験年数五年以上の者 ----- (何名)

計

(何名)

(四) その他事項

(代表者署名捺印)



(様式第二)

外国為替業務を管する店舖の新設(又は名称、  
位置若しくは業務内容の変更)許可申請書

(申請者) 銀行名 \_\_\_\_\_ 申請日附 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_ 国 籍 \_\_\_\_\_  
 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

大蔵大臣 殿

標記の件下記の通り申請します。

- 1 外国為替業務を管する新店舗の名称、所在地(又は変更しようとする店舗若しくは位置)及びその開始(又は変更)しようとする時期

店舗名(旧店舗名)	所在地及び電話番号(旧所在地)	開始(又は変更)時期

- 2 変更しようとする外国為替業務の内容及び時期

(イ) 新業務の内容

(ロ) 旧業務の内容

- 3 新設店舗はいついつ将来一月間に取り扱う外国為替業務に関する相手方たる外国の地理別予想件数、その他店舗の新設(又は名称、位置若しくは業務内容の変更)の必要とする理由

- 4 其の他の事項

(代 表 者 署 名 捺 印)

外国為替及び外国貿易管理法第十七條及び第十四條の規定を戻施するため、  
外国為替及び外国貿易管理法の施行に關する省令ニ次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇久

外国為替及び外国貿易管理法第十條及び第十四條の施行に  
關する省令

(皮人書)

第一條 この省令において外国為替業務とは、業として行う對外支拂  
手段の匯買、發行及び本印と外國との間に下りる支拂又は取立の  
依頼の引取並びにニ水りの業務に附帯する業務をいう。

第二條 この省令において西曆業務とは、業として行う外國通貨の匯  
買及び外國から仕向ける水、又は外國通貨をもつて表示された旅行  
小切手の買入水をいう。

(外國為替銀行等の認可申請手續)

第三條 外國為替及び外國貿易管理法(以下「法」という)第十四條第二項の  
規定により外國為替業務を営もうとする銀行は、様式第一による認  
可申請書(和文ニ匯英通三區を大蔵大臣に提出し、併し水は下らばいい。  
2 前項の規定は法第十四條第二項の規定により西曆業務を営むに  
て認可を反りよつとする場合に準用する。

(外國為替銀行等の許可申請手續)

第四條 法第十條第三項の規定により外國為替業務を営む信業所の  
新設等につき許可を反りよつとする銀行は、様式第二による許可申請書  
(和文ニ匯英通三區を大蔵大臣に提出し、併し水は下らばいい。  
2 前項の規定は法第十四條第二項の規定により西曆業務を営む信業  
所の新設等につき許可を反りよつとする場合に準用する。

附則

この省令は公布の日から施行する。

(様式第...)

外国為替業務開始認可申請書

(申請者)銀行名

所在地

申請日附

国籍

担当者氏名

電話番号

大蔵大臣 殿

標記の件下記のとおり申請します。

1. 外国為替業務を営もうとする店舗の名称 所在地及び開始しようとする時期

店舗名	所在地及び電話番号	開始時期

2. 営もうとする外国為替の業務内容

3. 各店舗において、将来一年間に取扱い外国為替に關する取引の相手国たる外国の地域別予想件数、其の他外国為替業務を営むことを必要とする理由

4. その他参考となる事項

(1) 外国為替業務に従事する人員数

経験年数一年未満の者 ----- (何名)

経験年数一年以上五年未満の者 ----- (何名)

経験年数五年以上の者 ----- (何名)

計

(何名)

(四) その他の事項

(代表者署名捺印)

(様式第ニ)

外国為替業務と若くは店舗の新設(又は名称、

位置若しくは業務内容の変更)許可申請書

(申請者)銀行名 \_\_\_\_\_ 申請日附 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

大蔵大臣 \_\_\_\_\_ 殿 電話番号 \_\_\_\_\_

標記の件下記通り申請します。

1. 外国為替業務と若くは店舗の新設(又は変更)しようとする店舗若しくは位置)及びその開始(又は変更)しようとする時期

店舗名(旧店舗名)	所在地及び電話番号(旧所在地)	開始(又は変更)時期

2. 変更しようとする外国為替業務の内容及び時期

(イ) 新業務の内容

(ロ) 旧業務の内容

3. 新設店舗に於いて将来一年間に取引振替外外国為替業務に關する相手方たる外国の地域別件数、その店舗の新設(又は名称、位置若しくは業務内容の変更)を必要とする理由

其の他の事項

\_\_\_\_\_  
(代表者署名捺印)

大蔵省令第 号 (案)

外国為替及び外国貿易管理法第八條の規定を施行するたため、外国為替及び外国貿易管理法第八條の規定の施行に関する省令を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

外国為替及び外国貿易管理法第八條の規定の施行に関する省令

(通貨の指定)

第一條 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)又はこれに基く命令の規定の適用を受けず取引(以下單に取引という。)の決済のために用いる対外支拂手段を表示する通貨として、アメリカ合衆国通貨又は連合王国通貨を指定する。

(例外規定)

第二條 大蔵大臣の許可を受けたる場合においては、前條において指定する通貨以外の通貨により未済した対外支拂手段の取引の決済のために用いることができる。

(許可申請手続)

第三條 前條の許可を受けようとする者は、別表による許可申請書(文二通、英文三通)大蔵大臣に提出しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(別紙)

指定通貨以外の外国通貨により表示される  
対外交拂手段の使用許可申請書

(申請者) 氏名又は商号

住 所

職 業

大蔵大臣 殿

申請日 附

国 籍

担 名

電 話

標記の件下記の通り申請します。

- 1 使用しようとする対外交拂手段と表示する外国通貨の種類
- 2 当該対外交拂手段の種類
- 3 当該対外交拂手段を使用しようとする取引の内容

(イ) 取引の相手方

氏名又は商号

住 所

職 業

(ロ) 取引の対象となる物、役務その他の事項の内容

(ハ) 取引の決済に当てられる対外交拂手段の表示金額

(ニ) その他取引の内容につき参考となる事項

4 第1項の外国通貨によらなければならぬ理由

申請者(又は代表者)署名捺印

上記申請の件を許可す。

昭和 年 月 日

大蔵大臣

裏面白紙

大蔵省告示 号

外國為替及外國貿易管理法（昭和二十一年法律第 号）第七條第一項及び第二項の規定により、基準外國為替相場及び裁定外國為替相場を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田 勇人

一 基準外國為替相場

アメリカ合衆國通貨 一ドルに 日本邦通貨 三十六円

二 裁定外國為替相場

連合王國通貨 一スターリング・ポンドに 日本邦通貨 一〇〇八円

大蔵省告示第 号

外国為替及び外国貿易管理法、昭和二十四年法律第 号、第七條第一項及び第二項の規定により、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

一 基準外国為替相場

アメリカ合衆国通貨 一ドルに付き 本邦通貨 三六〇円

二 裁定外国為替相場

連合王国通貨 一スターリング・ポンドに付き 本邦通貨 一〇〇八円

但し、昭和二十四年九月十八日までに、通商産業大臣が輸出又は留付物外取引に關して契約し若しくは輸出に關する契約を許可し、又は大蔵大臣が留付物外取引に關する對外支拂手続の承認を許可したもので、現にその全部又は一部につき對外支拂手続の承認の行はれていないものについては、

その売買は、通商産業大臣が契約し若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣が契約又は對外支拂手続の承認を許可したときの對外支拂手続に關する條件によるものとし、輸出貨物に關する損害賠償の請求に對する支拂のための對外支拂手続の買入金は、当該輸出貨物代金の決済につき適用された對外支拂手続に關する條件によるものとする。



大蔵省告示第 号

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第七條第一項及び第六  
二項の規定により、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を次のように定める。

昭和二十四年 月 日

大蔵大臣 池田勇人

一 基準外国為替相場

アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき 本邦通貨 三六〇円

二 裁定外国為替相場

連合王国通貨 一スターリング・ポンドにつき 本邦通貨 一〇〇八円

但し、昭和二十四年九月十八日までに、通商産業大臣が輸出又は貿易外取  
引に關して契約し若しくは輸出に關する契約を許可し、又は大蔵大臣が  
貿易外取引に關する対外支拂手段の売買を許可したもつて、現に之の  
全部又は一部につき対外支拂手段の売買の行はれていないものについては、

その売買は、通商産業大臣が契約し若しくは通商産業大臣又は大蔵  
大臣が契約又は対外支拂手段の売買を許可したとき、の対外支拂手  
段に關する條件によるものとし、輸出貨物に關する損害賠償の請求  
に對する支拂のための対外支拂手段の買入は、当該輸出貨物代金の  
返済につき適用された対外支拂手段に關する條件によるものとす。

I hereby promulgate the Cabinet Order concerning the Date of Partial Enforcement of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This first day of the twelfth month of the twenty-fourth year of Showa (December 1, 1949)

Prime Minister

YOSHIDA Shigēru

Cabinet Order No. \_\_\_\_\_

Cabinet Order concerning the Date of Partial Enforcement of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

The Cabinet establishes this Cabinet Order in accordance with the Supplementary Provisions, Paragraph 1 and 4 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

The following provisions of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. \_\_\_\_\_ of 1949) shall come into force on and after December 1, 1949.

1. From Article 1 to Article 8 inclusive (excluding Article 7 Paragraphs 3, 4 and 5 inclusive), from Article 10 to Article 20 inclusive and from Article 47 to Article 51 inclusive.
2. Article 26, Article 53 and Article 54 (limiting to the articles concerning export of goods).
3. Article 9, from Article 56 to Article 73 inclusive (limiting to the articles concerning the preceding two items).
4. The following parts of paragraph 2 of the Supplementary Provisions.
  - a. Concerning the abrogation of the provisions for arrangement of foreign exchange rate, foreign exchange bank and money changer and/or export of goods, in the Foreign Exchange Law (Law No. 83 of 1941) and the Ordinance concerning Special Penalties of the Foreign Exchange Control Law (Imperial Ordinance No. 615 of 1945).
  - b. Concerning the abrogation of the provisions for export of goods contained in the Ordinance relating to Restriction and Prohibition etc. about the Import of Gold, Silver or Platinum Bullion or Alloys thereof (Imperial Ordinance No. 578 of 1945), the

Ordinance concerning the Temporary Measures on Foreign trade etc. (Imperial Ordinance No. 328 of 1946) and the Cabinet Order concerning Control of Exports and Imports of Property and Cargo (Cabinet Order No. 199 of 1949).

2. Concerning the abrogation of the Cabinet Order concerning Temporary Measures for Authorized Foreign Exchange Banks etc. (Cabinet Order No. 355 of 1949) (excluding from Article 8 to Article 11 and other parts concerned with these Articles in any other articles)
5. Paragraph 3 and 4 of the Supplementary Provisions (limiting to the provisions concerning the preceding item).

#### Supplementary Provisions

1. This Cabinet Order shall come into force on and after December 1, 1949.
2. The provisions of the proviso in the Notification No. 709 of September 1949 shall be effective for the time being, notwithstanding the basic foreign exchange rate and the foreign exchange cross rate designated by the provisions of Article 7, Paragraph 1 and Paragraph 2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.
3. "Foreign exchange rate designated by the Minister of Finance in accordance with the provisions of Article 1 of the Order concerning arrangement of foreign Exchange Rate Based on the Foreign Exchange Control Law (Ministry of Finance Ordinance No. 79 of 1941)" provided for in Article 11 of the Foreign Exchange Special Account Law (Law No. \_\_\_\_\_ of 1949), Article 2 of the Cabinet Order concerning Purchase by Government of Gold, Foreign Currency and Foreign Security (Cabinet Order No. 52 of 1949) and in Article 7, Paragraph 1 of the Cabinet Order concerning Control of Exports and Imports of Property and Cargo shall read "basic foreign exchange rate and cross rate designated by the Minister of Finance in accordance with the provisions of Article 7, Paragraph 1 and 2, of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law" up to the time when those provisions shall be amended.

I hereby promulgate the Cabinet Order concerning Report to be Submitted by Foreign Exchange Banks and Money changers.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This first day of the twelfth month of the twenty-fourth year of Showa (December 1, 1949)

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

Cabinet Order No. \_\_\_\_\_

Cabinet Order concerning Report to be Submitted by Foreign Exchange Banks and Money changers

The Cabinet establishes this Cabinet Order in accordance with the provisions of article 15 and the Supplementary Provisions, Paragraph 4 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. \_\_\_\_\_ of 1949)

1. Foreign exchange banks and money changers shall make reports periodically on their businesses in accordance with the provisions of Foreign Exchange Control Board Regulation.
2. The Minister of Finance may collect reports on business from foreign exchange banks and money changers.
3. The Minister of International Trade and Industry may, if he deems necessary, collect reports on business from foreign exchange banks for the purpose of enforcement of the provisions stipulated in the Chapter 6 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (hereinafter referred to as the Law).

Supplementary Provisions

1. This Cabinet Order shall come into force from the date of its promulgation.
2. Those who were authorized pursuant to the provisions of Article 3, Paragraph 1 or Article 5, Paragraph 1 of the Cabinet Order concerning Temporary Measures for Authorized Foreign Exchange Banks, etc. (Cabinet Order No. 353 of 1949) at the time when this Cabinet Order comes into force shall be deemed as licensed or authorized pursuant to the provisions of Article 10, Paragraph 1 or Article 14, Paragraph 1 of the Law.
3. Those banks who were designated pursuant to the Supplementary Provisions, Paragraph 2 of the Cabinet Order concerning the Use of Authorized Foreign Exchange Credit for the Promotion of Export (Cabinet Order No. 266 of

1949) at the time when this Cabinet Order comes into force may operate the business provided for in the former Cabinet Order up to the date to be designated by the Minister of Finance.

4. "Foreign exchange banks provided for in the Cabinet Order concerning Temporary Measures for Authorized Foreign Exchange Banks etc. (Cabinet Order No. 353 of 1949)" in the Article 3, Paragraph 1 of the Foreign Exchange Special Account Law (Law No. \_\_\_\_\_ of 1949) shall read "Foreign exchange banks provided for in the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law" up to the time when the said provisions shall be amended.

Ministry of Finance Ordinance No. \_\_\_\_\_

December 1, 1949

For the purpose of enforcement of the provisions of Article 10 and Article 14 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law, Ministerial Ordinance relating to Enforcement of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law shall hereby be established as follows:

Minister of Finance

IKEDA Hayato

Ministerial Ordinance relating to Enforcement of provisions of Article 10 and Article 14 of Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law

(Definition)

Article 1. "Foreign Exchange business" in this Ordinance shall mean purchase and sale or issuance of foreign means of payment, acceptance of request for payment and/or for collection between Japan and foreign countries and other business incidental thereto which are to be exercised as an enterprise.

2. "Money change business" in this Ordinance shall mean purchase and sale of foreign currency, and purchase of traveller's check expressed in foreign currency or forwarded to Japan from foreign country.

(Application Procedures for License of Foreign Exchange Banks, etc.)

Article 2. Any bank who intends to apply for operation of foreign exchange business in accordance with the provisions of article 10, Paragraph 1 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (hereinafter referred to as the Law) shall submit an application, two copies in Japanese and three copies in English, in conformity with the annexed form No. 1 to the Minister of Finance.

2. Provisions of the foregoing paragraph shall be applied mutatis mutandis to an application for license for operation of money change business in accordance with the provisions of Article 14, paragraph 1 of the Law.

(Application Procedures for Authorization for Foreign Exchange Bank etc.)

Article 3. Any bank who intends to apply for establishment of new office etc. to be engaged in foreign exchange business in accordance with the provisions of Article 10, paragraph 3 of the Law shall submit an application, two copies in Japanese and three copies in English, in conformity with the annexed form No. 2 to the Minister of Finance.

裏面白紙

2. Provisions of the foregoing paragraph shall be applied mutatis mutandis to an application for authorization for establishment of new office etc. to be engaged in money change business in accordance with the provisions of Article 14, paragraph 2 of the Law.

Supplementary Provision

This Ministerial Ordinance shall come into force on and after its promulgation.

裏面白紙

(Form No. L)

APPLICATION FOR LICENSE TO ENGAGE  
IN FOREIGN EXCHANGE BUSINESS

\_\_\_\_\_  
(Date of Application)

TO : Minister of Finance (Agency of the Japanese Government)

FROM : Applicant \_\_\_\_\_  
(Name of Bank) \_\_\_\_\_  
(Nationality)

\_\_\_\_\_  
(Address) \_\_\_\_\_  
(Tel. No.) \_\_\_\_\_  
(Name of Official concerned)

We hereby apply for license regarding the captioned subject of which particulars are as per enumerated hereunder.

1. Name and address of offices which are to carry on foreign exchange business and starting date of the said business

\_\_\_\_\_  
Name of Office(s) \_\_\_\_\_ Address (Tel. No.) \_\_\_\_\_ Starting Date \_\_\_\_\_

2. Scope of foreign exchange business to be performed

3. Reason why foreign exchange business is necessary in above office(s), showing the expected volume of such business per annum

4. References

a. Number of persons engaging in foreign exchange business in above office(s)

Item	Number
(1) Persons who have experience of foreign exchange business of less than a year.	_____
(2) Persons who have experience of foreign exchange business of more than a year and less than 5 years.	_____
(3) Persons who have experience of foreign exchange business of more than 5 years.	_____
Total	_____

b. Other information which will aid in consideration of this application

\_\_\_\_\_  
(Signature and Seal)

Approved for:

Minister of Finance

By \_\_\_\_\_

Title \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

Validated for:

The Supreme Commander for the Allied Powers

By \_\_\_\_\_

Title \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

裏面白紙



(Form No. 2)

APPLICATION FOR AUTHORIZATION OF ESTABLISHMENT OF NEW OFFICE TO ENGAGE IN FOREIGN EXCHANGE BUSINESS (OR CHANGE OF NAME, LOCATION AND/OR SCOPE OF BUSINESS)

\_\_\_\_\_  
(Date of application)

TO : Minister of Finance

FROM : Applicant \_\_\_\_\_  
(Name of Bank) \_\_\_\_\_  
(Nationality)

\_\_\_\_\_  
(Name of Official concerned)

\_\_\_\_\_  
(Address) \_\_\_\_\_  
(Tel. No.) \_\_\_\_\_

We hereby apply for authorization regarding the captioned subject of which particulars are as enumerated hereunder.

1. Name and location of new office which is to carry on foreign exchange business (or name and/or location of office to be changed in case of change) and starting date of the said business (or date of change).

\_\_\_\_\_  
Name of office \_\_\_\_\_ Location and Tel. No. \_\_\_\_\_ Starting date  
(Former Name) \_\_\_\_\_ (Former Location)

2. Scope and date of foreign exchange business which is to be changed.

a. Scope of new business.

b. Scope of former business.

3. Reason necessitating establishment of new office (or change of name, location and/or scope of business)

4. Estimate number of cases in new office classified to areas, for which foreign exchange transactions are likely effected in a coming year and the references.

5. Other information which will aid in consideration of this application.

\_\_\_\_\_  
(Signature and Seal)

Approved for:

Minister of Finance

By \_\_\_\_\_

Title \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

Validated for:

The Supreme Commander for the Allied

By \_\_\_\_\_

Title \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

裏面白紙

Ministry of Finance Ordinance No. \_\_\_\_\_

December 1, 1949

For the purpose of enforcement of the provisions of Article 8 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law, Ministerial Ordinance relating to Enforcement of Provisions of Article 8 of Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law shall be hereby established as follows:

Minister of Finance

IKEDA Hayato

Ministerial Ordinance relating to Enforcement of Provisions of Article 8 of Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

(Designation of Currency)

Article 1. United States Currency and United Kingdom Currency shall be designated as such foreign currency as expresses foreign means of payment to be used for settlement of any transaction, governed by the provisions of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. \_\_\_\_\_ of 1949) and/or ordinances thereon (hereinafter referred to as transaction).

(Provisions for Exception)

Article 2. Foreign means of payment expressed in any foreign currency other than those designated in the foregoing article may, in cases of being duly authorized by the Minister of Finance, be used for settlements of transactions.

(Application Procedures for Authorization)

Article 3. Any person who intends to apply for authorization referred to in the foregoing article shall submit an application, two copies in Japanese and three copies in English, for authorization in conformity with the annexed form to the Minister of Finance.

Supplementary Provisions

This Ministerial Ordinance shall come into force on and after its promulgation.

(Application Form)

APPLICATION FOR AUTHORIZATION TO USE FOREIGN MEANS OF PAYMENT EXPRESSED IN CURRENCY OTHER THAN THOSE DESIGNATED

Applicant: \_\_\_\_\_ Date of Application \_\_\_\_\_  
 Name (or Trade Name) \_\_\_\_\_ Nationality \_\_\_\_\_  
 Address \_\_\_\_\_ Name of Competent Person \_\_\_\_\_  
 Business engaging in \_\_\_\_\_ Tel. No. \_\_\_\_\_

TO: Minister of Finance

Application is hereby made for authorization on the captioned subject as described hereunder

1. Kind of Foreign Currency Desired to be Used for Foreign Means of Payment \_\_\_\_\_
2. Kind of Foreign Means of Payment \_\_\_\_\_
3. Details on Transaction for which Foreign Means of Payment would be Used \_\_\_\_\_
- a. Person being Party to the Transaction  
 Name (or Trade Name) \_\_\_\_\_  
 Address \_\_\_\_\_  
 Business engaging in \_\_\_\_\_
- b. Details on Commodities, Services and Other Matters of the Transaction \_\_\_\_\_
- c. Amount of Foreign Means of Payment to be Used for the Transaction \_\_\_\_\_
- d. Other Information \_\_\_\_\_
4. Reasons why Use of Foreign Currency Referred to in Paragraph 1 is Desired to be Used \_\_\_\_\_

Signature of Applicant or Representative \_\_\_\_\_

Approved for: \_\_\_\_\_  
Minister of Finance.

Validated for: \_\_\_\_\_

The Supreme Commander for the Allied Powers

By \_\_\_\_\_  
 Title \_\_\_\_\_  
 Date \_\_\_\_\_

Ministry of Finance Notification No. \_\_\_\_\_

December 1, 1949

In compliance with the provisions of article 7, Paragraph 1 and 2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. \_\_\_\_\_ of 1949), the basic rate of foreign exchange and cross rate of foreign exchange are hereby designated as follows.

Minister of Finance  
IKEDA Hayato

1. Basic rate of foreign exchange  
Japanese Yen 360.- to One U.S. Dollar
2. Cross rate of foreign exchange  
Japanese Yen 1,008.- to One Pound Sterling

裏  
面  
白  
紙

極秘

政令第 十号

關稅審議會令并關する政令并案

(E S B)  
二二二二

内閣は、外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十四年法律第 号）第

三條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（仕 務）  
以下に審議令として、  
作成し、各官署に送付する。

第一條 審議会は、外國為替予算、匯率決定及びその修正を司る。

審議会は、前項の仕務の外、次に基き政令において審議会の仕務を

（注）  
此大事項を行うことのできる。

（補）  
審議会の組織

（組 織）

第二條 審議会は、会長、副会長及び委員で組織する。

一 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

二 副会長は、逓信大臣、逓信局長、逓信事務局長をもつて充てる。

三 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 大藏大臣

二 農林大臣

三 逓信産業大臣

四 審議会は、諸閣委員を置き、外國為替管理委員長をもつて充てる。

（会長及び副会長）

第三條 会長は、審議会の会務を総理する。

印

之副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(諮問委員)は、<sup>諮問委員一人を四選す、外因の替、管理委員と云ふ事と云ふ事と云ふ事</sup>諮問委員は、<sup>審議会を出席し、</sup>審議会の任務に属する事項につき、<sup>合議</sup>会長の諮問に應ずる。<sup>（空欄）</sup>

(事務の処理)

第五條 経済安定本部は、第一條第一項に規定する外國為替予算の原案を準備して、これを<sup>議</sup>審議会に提出するものとする。

且、審議会の事務は、経済安定本部において処理する。

(会議の手続)

第六條 審議会の会議の手続は、<sup>（議）</sup>会長が審議会を<sup>（議）</sup>たはかつて定める。

附 則

この政令は、昭和二十四年十二月 日及び施行する。

政令第 号

外国為替及び外国貿易管理法<sup>七五九の改正</sup>第五十九條による不服の申立、  
予告、聴聞及び決定の手続に関する政令(案)

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法へ昭和二十四年法律第 号一第

五十九、の規定に基き、この政令を制定する。

(この政令の趣旨)

第一條 外国為替及び外国貿易管理法へ以下「法」という。<sup>七五九</sup>第五十九條の  
規定による不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続については、この政  
令の定めるところによる。  
注に「この法」の外の

(不服申立の手続)

第二條 茲第五十六條の規定により不服の申立をしようとする者は、当該  
処分をした政府機関に対して、不服の要旨及び理由を記載した<sup>不服</sup>申立書を  
提出しなけれはならない。

(不服申立の却下)

第三條 政府機関は、不服の申立があつた場合において、その事実が不服  
の申立をすることができないものであるとき、又は不服の申立が適法の  
手続に違反したものであるときは、聴聞を行わないう、これを却下する  
ことができる。

二 政府機関は、不服の申立が適法の手続に違反したものであるときは、  
相当の期間を定めて、その補正を命じ、不服申立人がこれに応じない場  
合でなければ却下してはならない。

11/28





2 議長は、懇談会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去せしめることができる。

第十一條 議長は、必要があるときは、懇談会を延期し、又は続行することを得る。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを不服申立人又はその代理人に通知し、且つ、公告し得る。

(調書)

第十二條 懇談会については、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならぬ。

第十三條 調書には、次の事項を記載し、議長が署名捺印し得なければならない。

- 一 事案の表示
- 二 懇談会の期日及び場所
- 三 議長の名及び氏名
- 四 不服申立人及び出席したその代理人の氏名
- 五 出席した利害関係人及びその代理人の住所及び氏名
- 六 出席した関係行政機関の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名

七 陳述又はその要旨

八 証拠が呈示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他懇談会の経過に関する重要な事項

第十四條 不服申立人及びその代理人は、当該事案の記録を閲覧すること

不<sub>レ</sub>服<sub>ニ</sub>對<sub>シ</sub>テ、書面を以つて当該事案につ<sub>リ</sub>て利害關係のあることを疎明し  
た者及びその代理人も、同様とする。

(表 決)

第<sub>ニ</sub>五<sub>ノ</sub>條 政府機關は、当該事案の記録に基いて不服の申立に對する決定

を行<sub>ハ</sub>ザル<sub>コト</sub>を請求しな<sub>ラ</sub>ズ<sub>ル</sub>が<sub>レ</sub>ない。

2. 不服の申立に對する決定は、理由を附さなければ<sub>レ</sub>ない。

又、決定は、当該事案の記録に基いて決定書の字の送付を受けようとする

利益關係人は、決定がなつた後三十日以内に政府機關に對して書面を以

つてこれを請求しな<sub>ラ</sub>ズ<sub>ル</sub>が<sub>レ</sub>ない。

2. 前項の請求をしようとする者は、書面を以つて当該事案につ<sub>リ</sub>て利害

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第 号

閣僚審議会に関する政令(案)

(註二、三、B)

11/25

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第  
三條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(任務)

第一條 閣僚審議会(以下「審議会」といふ)は、外国為替及び外国貿易  
管理法に基き、外国為替予算を作成し、及び変更する。  
第二條 審議会は、前項に掲げるものの外、外国為替及び外国貿易管理法に基  
く政令において審議会の任務に属せしめられた事項を行う。

(組織)

第二條 審議会は、会長及び委員<sup>五</sup>五人で組織する。  
第三條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。  
第四條 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

- 一 大蔵大臣
- 二 農林大臣
- 三 通商産業大臣
- 四 <sup>事務</sup> 長官
- 五 <sup>事務</sup> 長官

(会長)

第三條 会長は、会務を総理する。

(諮問委員)

第四條 審議会に、諮問委員一人を置き、外國為替管理委員会委員長をもちて充てる。

2 諮問委員は、会議に出席し、審議会の仕事に属する事項につき審議会  
の諮問に応ずる。

(事務の処理)

第五條 審議会の事務は、貿易局 經濟安定本部において処理する。

2 經濟安定本部は、外國為替予算案を準備して、これを審議会に提出す  
るものとする。

(議事)

第六條 審議会の議事について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(外國為替予算案の作成)

第六條 經濟安定本部貿易局は、二條の定めるところにより外國為替予算案  
を準備し、これを審議会に提出するものとする。

2 外國為替管理委員会は、四半期ごとの外貨収支金に對する收支見込に關する  
資料、通商産業省その他國内外の輸入と外貨貿易の輸入とその他外貨貿易  
の輸入とに關する資料、通商産業省その他國内外の輸入と外貨貿易の輸入とに  
關する國際協定の他、右に關する資料、当該四半期開始の二月前までに、  
經濟安定本部貿易局に提出しなければならない。

3 關税の審議会は、前項の資料の外、外國為替予算案の作成に關し必要な  
資料を國内外行政機関より經濟安定本部貿易局に提出するものとする。

4 經濟安定本部貿易局は、左に掲げるところに於て、外國為替予算案の作成に  
し、審議会に提出しなければならない。  
一 貨物の輸入に關するものは、その品目別(品目別は輸入する品目ごとの品目別)は、雜



極秘

政令第 号

閣僚審議会令 (案)

(三内、二、六、八、部)  
経済安定本部

11/29

内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第 号)第  
三條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(任務)

第一條 閣僚審議会(以下「審議会」という)は、外国為替及び外国貿易  
管理法に基き、外国為替予算を作成し及び変更する。  
2 審議会は、前項に掲げるものの外、外国為替及び外国貿易管理法に基  
く政令において審議会の任務に属せしめられた事項を行う。

(組織)

第二條 審議会は、会長及び委員五人で組織する。  
2 会長は、内閣総理大臣を充てる。  
3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。  
一 大蔵大臣  
二 農林大臣  
三 通商産業大臣  
四 運輸大臣  
五 経済安定本部総務長官

(会長)

第三條 会長は、会務を総理する。

(諮問委員)

第四條 審議会に、諮問委員一人を置き、外國爲替管理委員会委員長をもつて充てる。

二 諮問委員は、会議に出席し、審議会の仕事に属する事項につき審議会  
の諮問に応ずる。

(事務の処理)

第五條 審議会の仕事は、経済安定本部貿易局において処理する。

(外國爲替予算案の作製)

第六條 経済安定本部貿易局は、この條に定めるところにより外國爲替予  
算案を準備し、審議会に提出するものとする。

二 外國爲替管理委員会は、四半期ごとの外貨資金に関する收支見込に關  
する資料を、通商産業省その他の關係行政機関は、四半期ごとの貨物の  
輸入その他の外貨資金の需要に関する資料を、通商産業省は、四半期ご  
の輸出見込及び貿易に関する國際協定その他の取極に関する資料を、当  
該四半期開始の二月前までに、経済安定本部貿易局に提出しなればな  
らぬ。

三 審議会は、前項の資料の外、外國爲替予算案の作製に關し必要な資料  
を、關係行政機関から経済安定本部貿易局に提出することを求めること  
ができる。

四 経済安定本部貿易局は、左に掲げるところに従つて、外國爲替予算案  
を作製しなればならぬ。

- 一 貨物の輸入に関するものは、その品目別へ品目別に区分することが適当でないものは、雜輸入品として一括する。及び仕込地域別に、貿易外の支拂に関するものは、その用途別に区分すること。
- 二 通貨の單位別に区分すること。
- 三 貿易又は支拂に関する取極のあるものについては、その旨を明かにすること。
- 四 外貨資金の割当を行うべき貨物の品目その他の範圍を明かにすること。

(議事)

第七條 審議会の議事については、必要事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して



Cabinet Order concerning the Procedure for Petition, Notice, Hearing and Decision provided for in Chapter 7 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.  
(Droit)

In accordance with the provision of Article 59 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law, the Cabinet establishes this Cabinet Order.

(Purpose of This Cabinet Order)

Article 1. The procedure for petition, notice, hearing and decision provided for in Chapter 7 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (hereinafter referred to as the law) shall conform to the provisions of this Cabinet Order, in addition to the provisions of the Law.  
(Procedure of Petition)

Article 2. Any person who want to make appeal in accordance with the provision of Article 58 of the law shall file a petition in writing stating the substance and justification of his grievance with the Government agency by the disposition of which he has been aggrieved.  
(Turning Down of the Petition)

Article 3. The Government agency may turn down any petition without holding public hearing in case it has been filed either in any issue not eligible to appeal or in contravention of the procedure applicable.

2. In case any petition has been filed in contravention of the procedure applicable the government agency shall order the petitioner to refile it lawfully within a certain period; and the Government agency shall not turn down the above petition except in cases where the petitioner does not conform to the above order.

(Advance Notice and Public Notice)

Article 4. In case any petition has been filed the Government agency shall, except in cases where it is to be turned down in accordance with the provisions of the preceding Article, have to fix the time and place of public hearing therefor, notify the petitioner concerned of them in advance and publicly announce them together with the substance of the issue involved.

2. The advance notice as provided for in the preceding paragraph shall be made by the date three (3) weeks prior to the public hearing.

(Public Hearing)

Article 5. The public hearing shall be presided over by the chief of the Government agency or a subordinate designated thereby as a Chairman.

Article 6. The chairman may, when necessary, ask officials of the Government agencies concerned, persons of knowledge and experience and other witnesses to attend the public hearing.

Article 7. Any person who want to attend the public hearing as an interested person or his proxy, shall demonstrate in writing that he is interested in the issue involved.

Article 8. At the outset of the public hearing the petitioner or his proxy shall be given an opportunity of stating the substance and justification of his petition provided that in case he is absent the Chairman may read aloud the petition instead.

Article 9. The petitioner and the interested persons or the proxies of both may submit evidence to or state their opinions at the public hearing.

Article 10. The Chairman may, when necessary for the smooth operation of proceedings, restrict statement or the submission of evidence.

2. The Chairman may, when necessary for the maintenance of order in the public hearing, order to leave the public hearing any person obstructing the maintenance of order or making improper speech or actions.

Article 11. The Chairman may, when necessary, postpone or adjourn the public hearing. In the above case, the Chairman shall fix the time and place of the next meeting, notify in advance the petitioner and his proxy of them and announce them by a public notice.

(Minutes)

Article 12. Minutes of the public hearing shall be made and filed in the record of the issue involved.

Article 13. The minutes shall contain the following items and be signed and sealed by the Chairman.

裏面白紙

- a. Title of the Issue involved.
  - b. Time and place of the public hearing.
  - c. Name and post of the Chairman.
  - d. Name of the petitioner regardless of his attendance and the name of his proxy attending.
  - e. Names and addresses of the interested persons or their proxies attending.
  - f. Names of the officials of the Government agencies concerned, persons of knowledge and experience and other witnesses attending.
  - g. Statements or the summaries thereof.
  - h. Submission of evidences, if any, and their identifications.
  1. Other important matters concerning the proceedings.
- Article 14. The petitioner and his proxy may inspect the record of the issue concerned. Any person who has demonstrated in writing that he is interested in the issue concerned or his proxy may also inspect the above record.
- (Decision)
- Article 15. The Government agency shall make a decision on the basis of the record of the issue concerned.
2. Justifications shall be attached to the above decision.
- Article 16. Any interested person who want to have a copy of the decision transmitted in accordance with the provision of Article 58 of the Law shall ask the Government agency within thirty (30) days after the decision.
2. Any person who wants to ask for a copy of the decision in accordance with the provision of the preceding paragraph shall demonstrate in writing that he is interested in the issue concerned.

Supplementary Provision: This Cabinet Order shall be put into force as from the day of its promulgation.

Cabinet Order concerning Ministerial Council

~~for International Transactions~~-(draft)

In accordance with the provision of Article 3, paragraph 2 of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No.        of 1949 )the Cabinet hereby establishes this Cabinet Order.

(Functions)

Article 1 The Ministerial Council ~~for International Transactions~~ (hereinafter referred to as the Council) shall formulate and/or revise the foreign exchange budget in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

2. The Council shall take charge of such affairs in addition to that stipulated in the preceding paragraph, as may be placed under its jurisdiction by Cabinet Order to be issued on the basis of the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law.

(Organization)

Article 2 The Council shall consist of a chairman and five (5) members.

2. The Prime Minister shall be the Chairman of the Council.

3. The members of the Council shall be as follows:

Minister of Finance

Minister of Agriculture and Forestry

Minister of International Trade and Industry

Minister of Transportation

Director General of the Economic Stabilization Board

(Chairman)

Article 3 The Chairman shall preside over the affairs of the Council.

(Advisory Member)

Article 4 An advisory member shall be attached to the Council which position being filled by the Chairmen of the Foreign Exchange Control Board.

2. The advisory member shall attend the meeting of the Council and advise the Council ~~upon its requests~~, on any matter placed under its jurisdiction.

(Administration of Secretarial Affairs)

*Article 5*  
The Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board shall administer

the secretarial affairs of the Council.

(Formulation of the Foreign Exchange Budget)  
Article 6.

The Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board shall prepare the draft foreign exchange budget in accordance with the provision of this article and submit it to the Council.

2. Not later than two (2) months prior to the commencement of the quarter concerned shall be submitted to the Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board the quarterly estimates of receipts and payments of foreign exchange funds by the Foreign Trade Control Board, the quarterly estimates of commodity imports and other demand for foreign exchange funds by the Ministry of International Trade and Industry and other Government agencies concerned and the quarterly estimates of export and the data concerning international agreements concerning trade, etc. by the Ministry of International Trade and Industry.

3. The Council may require the Government agencies concerned to submit to the Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board such data, in addition to the data referred to in the preceding paragraph, as may be required for the formulation of the draft foreign exchange budget.

4. The Foreign Trade Bureau of the Economic Stabilization Board shall formulate the draft foreign exchange budget as follows:

- a. The budget for commodity imports shall be classified by item (any imports not suitable for such itemization shall be included in the category of "Miscellaneous Import") and by country of origin while the budget for the invisible trade payments shall be classified by use.
- b. The budget shall be classified by currencies.
- c. A note shall be attached in case any trade or financial agreement exists.
- d. The items of commodities eligible to the allocation of the foreign exchange funds as well as other qualifications shall be clarified.

(Proceedings)

Article 7 Rules necessary for the proceedings of the Council shall be determined by the Council.

Supplementary Provision:

This Cabinet Order shall be put into force as from the day of its promulgation.

裏  
面  
白  
紙